

第3章 災害応急対策

第1節 災害時における組織体制

1 市における意思決定の基準

- (1) 市における災害時の災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき市長（災害対策本部長）が行う。
- (2) 市長（災害対策本部長）が意思決定できない場合（出張等により即座に連絡が取れない場合を含む。）の職務の代理者は、次のとおりとする。

意思決定基準の順位

順位	職名
第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務部長

＊ 消防本部における基準は、消防本部において作成する「消防規程」による。

2 市における組織体制の基準

- (1) 市における災害時の組織体制の基準は、次のとおりとする。
- なお、災害対策本部体制は、初動活動を的確に行うため、災害発生直後の最初期から体制が整うまでの応急体制（A体制）とそれ以降の組織（B体制）をそれぞれ定めて対応する。

＊ 消防本部における基準は、「消防本部警防内部規定」による。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害時における組織体制
2 市における組織体制の基準

災害時の組織体制基準

配備の区分	災害の種類	気象情報等の区分	配備内容
第1 配備体制 (準備体制)	風水害 土砂災害	・ 暴風、大雨、洪水等の警報等が発令されたとき ・ 指定河川洪水予報により、氾濫注意情報（魚野川の水位が氾濫注意水位を超過）が発表されたとき ・ 土砂災害前ぶれ注意情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	・ 総務課、情報管理室、建設部は、情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備等を行う ・ 課長等は、第2 配備に移行し得るよう待機する
	雪 害	・ 大雪警報が発令され、災害の発生が見込まれるとき	・ 総務課、情報管理室、建設課、福祉課は、情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備等を行う
第2 配備体制 (警戒体制) 必要に応じ、警戒本部設置	風水害 土砂災害	・ 記録的短期大雨情報が発表されたとき ・ 指定河川洪水予報により、氾濫警戒情報（魚野川の水位が避難判断水位を超過）が発表され、高齢者等への避難情報が必要と見込まれるとき ・ 大雨警報（土砂災害）が発令され、今後も継続的な降雨が見込まれるとき ・ 局地的又は散発的に小災害が発生したとき ・ その他、災害発生が確実と判断される場合	・ 総務部、建設部、市民生活部、農林課、上下水道部、福祉課、介護高齢課、学校教育課、社会教育課、生涯スポーツ課、地域方面班は、警戒活動、災害応急対策等を行う ・ 上記以外の部署における課長以上の職員は、所属部署に参集 ・ 地域方面班は、指定施設に参集
	雪 害	・ 豪雪などを理由に災害救助法・県災害救助条例が適用されたとき ・ 局地的又は散発的に小災害が発生した場合 ・ その他、災害発生が確実と判断される場合	・ 総務課、情報管理室、建設課、福祉課、市民センターは、警戒活動、災害応急対策等を行う
第3 配備体制 (非常時体制) 災害対策本部設置	風水害 土砂災害	・ 気象特別警報が発表されたとき ・ 指定河川洪水予報により、氾濫危険情報（魚野川の水位が氾濫危険水位を超過）が発表されたとき ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 現に災害が発生し、その規模及び範囲において緊急に応急対策等の実施を要するとき	・ 全職員を緊急招集し、災害応急対策に従事する。 ・ 地域方面班は、指定施設に参集

3 災害対策本部の設置及び廃止基準

		・その他、緊急に応急対策等の実施を要するとき	
	雪 害	・大雪特別警報が発表されたとき ・その他緊急に対策を要する警戒情報が発表され、大規模な被害の発生が見込まれるとき ・現に災害が発生し、その規模及び範囲において緊急に応急対策等の実施を要するとき ・その他、緊急に応急対策等の実施を要するとき	・全職員を緊急招集し、災害応急対策に従事する。 ・地域方面班は、状況により指定施設に参集、指示がない場合は所属部署の災害対応に従事

3 災害対策本部の設置及び廃止基準

(1) 設置基準

次の各号の一に該当し、市長が必要であると認めるときに、災害対策本部を設置するものとする。

- ア 災害救助法又は新潟県災害救助条例による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- エ 水位観測所の水位が「避難判断水位」を超過したとき。
- オ 高齢者等避難の発令が見込まれるとき。

(2) 廃止基準

本部長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合、又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、災害対策本部を廃止するものとする。

(3) 設置及び廃止の通知

南魚沼市災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、市長（本部長）は県知事、防災関係機関等にその旨通知するとともに、隣接する市町長並びに住民に対して周知する。

4 市における動員配備の基準

(1) 動員配備の基準

- ア 市における災害時の動員配備の基準は、「動員配備の基準」のとおりとする。
- イ 災害対策本部設置時、職員はA体制、B体制（ページ 142、143 参照）を基準にした配備を原則とするが、発災直後の段階においては、緊急本部（部長）が災害の状況に応じ、人的被害を中心とした情報の収集に要員を振り向ける等必要な調整を行い対応する。

動員配備の基準

配備体制		招集職員	招集場所
第1 配備体制 (準備体制)	風水害・ 土砂災害	①総務課、情報管理室、建設部は、自主参集とする。 ②第2 配備に移行し得る数の職員を待機させる	・各所属
	雪害	総務課、情報管理室、建設課、福祉課は自主参集とする。	・各所属
第2 配備体制 (警戒体制)	風水害・ 土砂災害	① 総務部、建設部、市民生活部、農林課、福祉課、介護高齢課、上下水道部、学校教育課、社会教育課、生涯スポーツ課、その他の部署における課長以上の職員、地域方面班は自主参集とする。 ②第3 配備に移行し得る数の職員を待機させる。	・各所属 ・地域方面班担当職員は各拠点施設（班長及び指定班員）
	雪害	総務課、情報管理室、建設課、福祉課、大和・塩沢市民センター（指定職員）は自主参集とする。	・各所属
第3 配備体制 (非常時体制)	風水害・ 土砂災害 ・雪害	①出先機関を含む全職員を動員する。	・各所属 ・地域方面班担当職員は各地域方面施設

(注) 勤務時間外において、道路の寸断等のため各所属に参集できない場合は、最寄りの庁舎又は地域方面施設に参集すること。

(2) 動員の方法

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

平常執務時の伝達方法は庁内電話、庁内放送、庁内PC通信網、緊急情報メール及び口頭により行うものとするが、停電時には防災行政無線及び連絡員により行うものとする。

イ 休日又は退庁後の伝達方法

(ア) 職員は、勤務時間外に災害が予測され又は発生した場合、ラジオ・テレビ及び緊急情報メール等により災害に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに参集する。

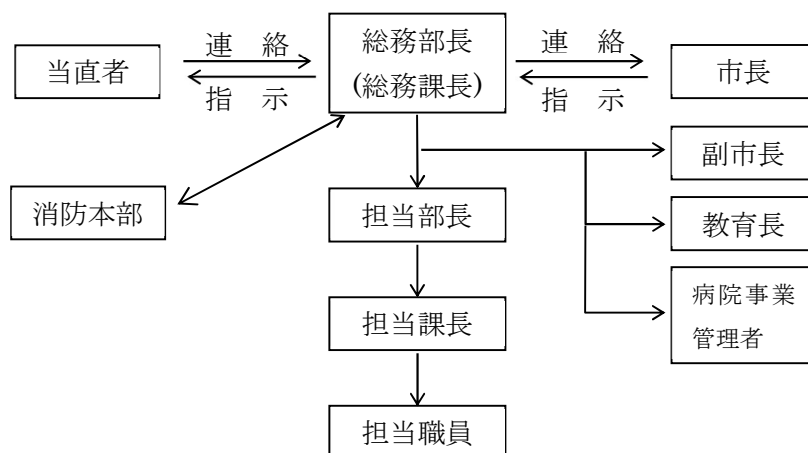
(イ) 各部・局・課長等は、所属の職員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるように措置を講ずるものとする。当直室には、市長をはじめ、市の幹

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害時における組織体制
5 職員における服務基準

部職員の連絡先を表示しておくものとする。

当直者による非常伝達方法は、当直者が次の情報を入手した時、総務部長(総務課長)に連絡して指示を仰ぎ、総務部長(総務課長)は市長、副市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各部に連絡するものとする。

- ①災害発生を自ら覚知し、緊急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ②災害が発生し、緊急に緊急措置を実施する必要があると認められたとき。
- ③災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



当直者による伝達系統図

(3) 職員の非常登庁

災害対策に関係のある職員は、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがある情報を入手したときは、所属の長との連絡のうえ登庁するものとする。

5 職員における服務基準

災害時における職員の防災服務心得を次のとおり定めるものとする。

(1) 災害時における職員の自覚

災害時においては、職員としての自覚を持ち災害に対処し、住民の信頼を得るよう努力しなければならない。

(2) 災害時の動員及び参集の義務

災害時に動員命令を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。また、動員命令が無くとも、災害発生のおそれがある情報を入手した場合には、自己の的確な判断のもと参集するものとする。

行政区長・消防団員等を兼務している職員は、公務(職務)優先を基本とし、速やかに所属長の指示を仰ぎ、その災害の状況に合わせた的確に行動する。

(3) 災害時の責任分担の的確な履行

災害時において、各職員は与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

5 職員における服務基準

(4) 各関係機関との連絡協調

災害時において、各関係機関と常に連絡協調し、いやしくも災害対策にそごを来たすようなことがあってはならない。

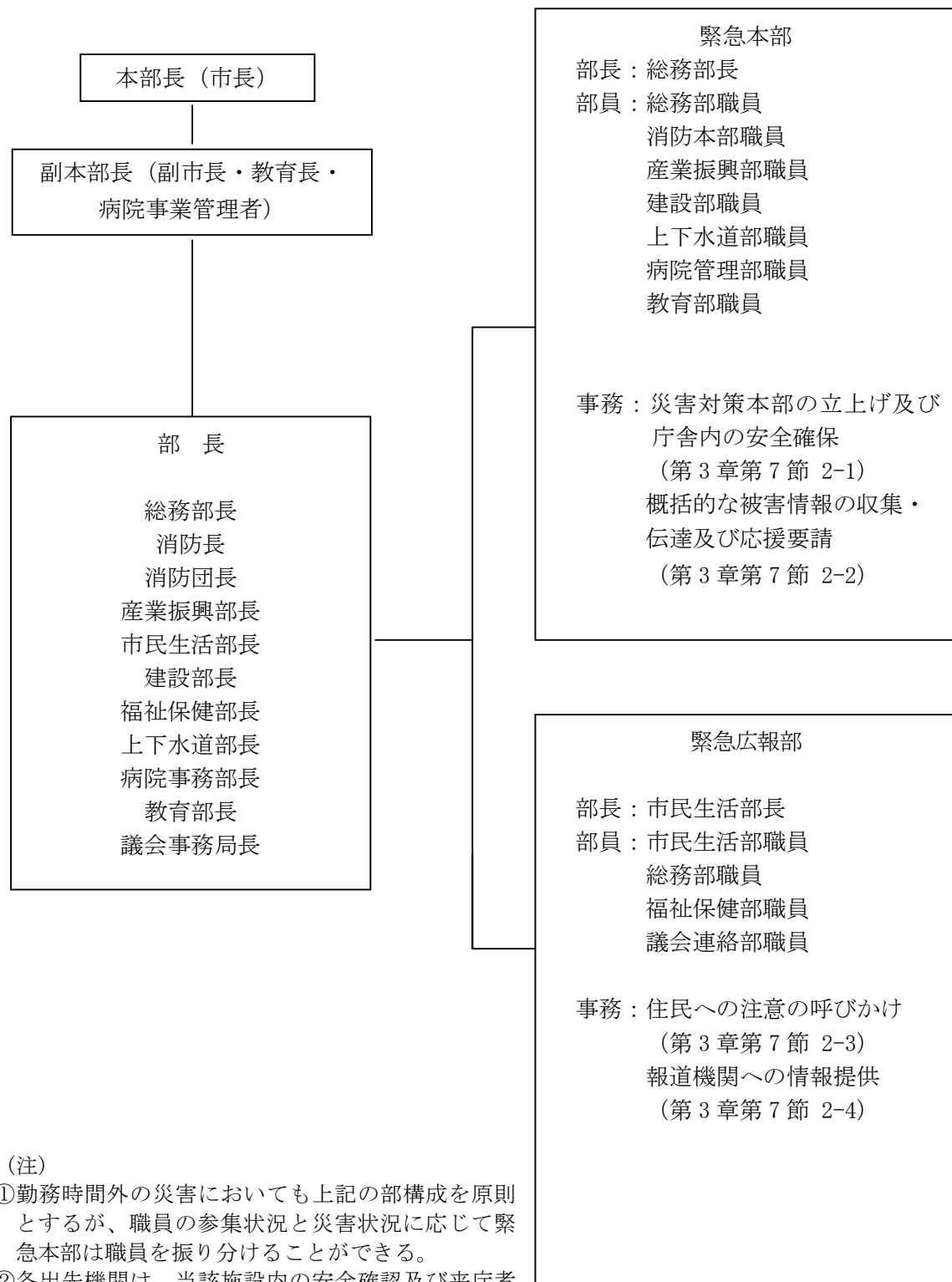
(5) 被災者に対する応援態度

被災者に対しては、親切、ていねいに接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

6 南魚沼市災害対策本部の組織

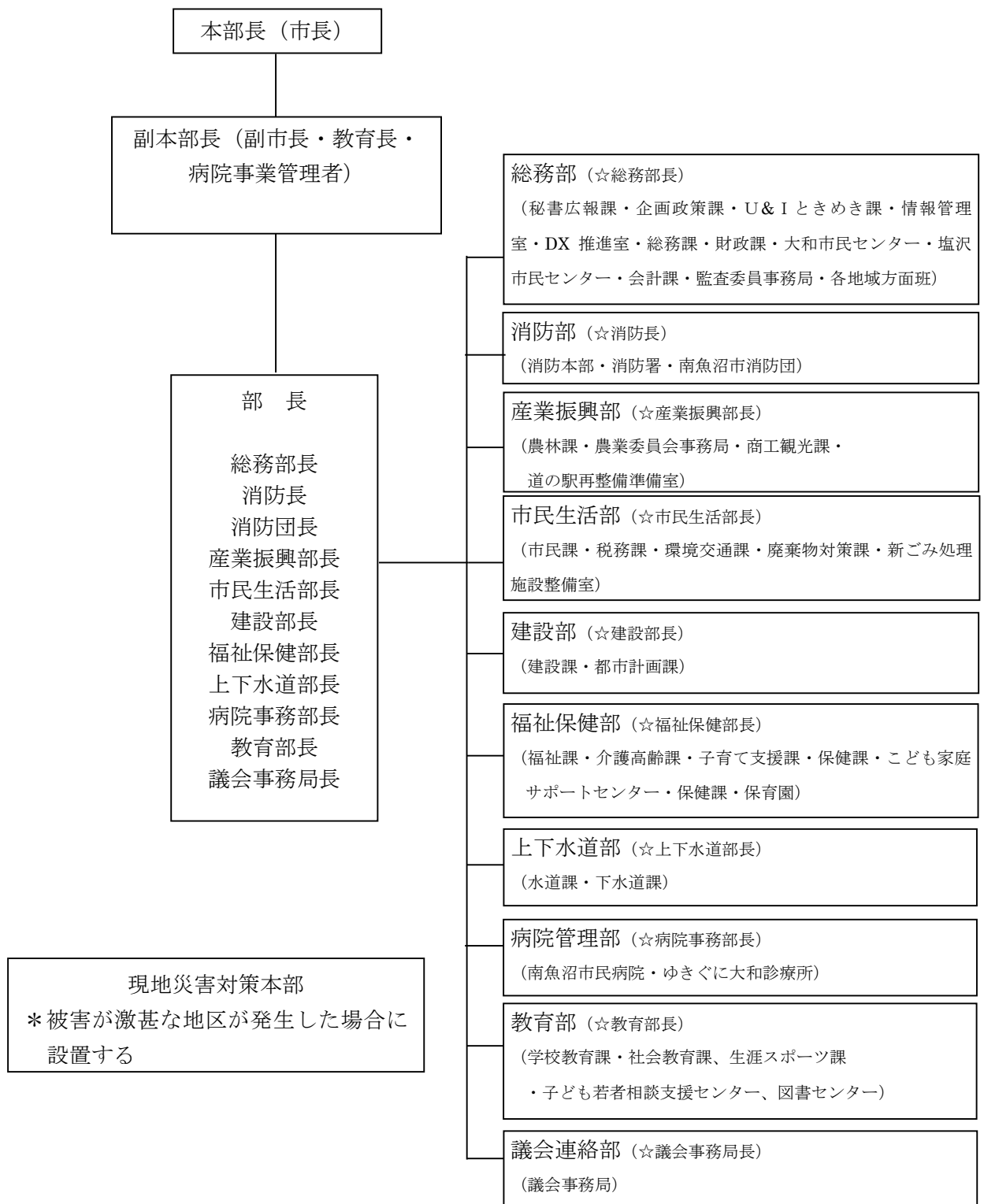
6 南魚沼市災害対策本部の組織

ア 初動活動期（おおむね30分以内の完了を目標）の組織と事務：A体制



6 南魚沼市災害対策本部の組織

イ 災害対策本部活動（初期活動完了後）における組織：B体制



(注)①各部においては、☆印を部長とし、以外の次課長等を副部長とする。

②各出先機関は、本庁所管課の部に属する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害時における組織体制
6 南魚沼市災害対策本部の組織

ウ 事務分掌

時間経過別総括表

活動業務	活動の主な時期	担当部	30分以内	24時間以内	24時間以降
◇災害対策本部設置後おおむね30分以内の活動（最初期活動）					
2-1 災害対策本部の立上げ及び庁舎内安全確保		緊急本部	○		
2-2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請		緊急本部	○		
2-3 住民への注意の呼びかけ		緊急広報部	○	○	○
2-4 報道機関への情報提供		緊急広報部	○	○	○
◇災害対策本部設置後おおむね24時間以内に開始する活動					
3-1 被害情報の収集・伝達		総務部・消防本部・産業振興部・建設部		○	
3-2 住民への広報計画		総務部		○	
3-3 住民等避難計画		総務部		○	
3-4 避難所運営計画		市民生活部		○	
3-5 行方不明者の搜索		総務部・消防本部		○	
3-6 自衛隊の災害派遣計画		総務部		○	
3-7 輸送計画		総務部		○	
3-8 警備・保安及び交通規制計画		総務部・消防本部		○	
3-9 消火活動計画		消防本部		○	
3-10 水防計画		消防本部・建設部		○	
3-11 救急・救助活動計画		消防本部		○	
3-12 医療救護活動計画		福祉保健部・病院管理部		○	
3-13 防疫及び保健衛生計画		福祉保健部		○	
3-14 こころのケア対策計画		福祉保健部		○	
3-15 廃棄物の処理計画		市民生活部		○	
3-16 トイレ対策計画		上下水道部・市民生活部		○	
3-17 食糧・生活必需品等供給対策		総務部		○	
3-18 要配慮者の応急対策		福祉保健部		○	
3-19 学校における応急対策		教育部		○	
3-20 文化財応急対策		教育部		○	
3-21 障害物の処理計画		建設部		○	
3-22 遺体の搜索・処理・埋葬計画		市民生活部		○	
3-23 災害時の放送		総務部		○	
3-24 公衆通信の確保		総務部		○	
3-25 電力供給応急対策				○	
3-26 ガス供給対策				○	
3-27 給水・上水道施設応急対策		上下水道部		○	
3-28 下水道施設等応急対策		上下水道部		○	
3-29 危険物等施設応急対策		市民生活部・消防本部		○	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害時における組織体制

6 南魚沼市災害対策本部の組織

3-30 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	建設部		○	
3-31 鉄道事業者の応急対策			○	
3-32 土砂災害・斜面災害応急対策	建設部		○	
3-33 河川施設の応急対策	建設部		○	
3-34 農地・農業用施設等の応急対策	産業振興部		○	
3-35 農林水産業応急対策	産業振興部		○	
3-36 商工観光業応急対策	産業振興部		○	
3-37 ボランティアの受入れ計画	福祉保健部		○	
3-38 義援金の受入れ・配分計画	総務部・福祉保健部		○	
3-39 義援物資対策	総務部		○	
3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回・受付	市民生活部・総務部		○	
3-41 り災証明書の発行	市民生活部		○	
◇災害対策本部設置後おおむね24時間目以降に開始する活動				
4- 1 避難所外避難者の支援計画	福祉保健部			○
4- 2 児童生徒に対する心のケア対策計画	教育部			○
4- 3 入浴対策	市民生活部			○
4- 4 愛玩動物の保護対策	市民生活部			○
4- 5 応急住宅対策	建設部			○
4- 6 災害救助法による救助	総務部			○

A体制事務分掌

部名	所属	活動業務
緊急本部	総務部職員 消防本部職員 産業振興部職員 建設部職員 上下水道部職員 病院管理部職員 教育部職員	2-1 災害対策本部の立上げ及び庁舎内の安全確保 2-2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請
緊急広報部	市民生活部職員 総務部職員 福祉保健部職員 議会連絡部職員	2-3 住民への注意の呼びかけ 2-4 報道機関への情報提供

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第1節 災害時における組織体制
6 南魚沼市災害対策本部の組織

B体制事務分掌

部 名	所 属	活動業務
総務部	秘書広報課 企画政策課 U & I とさめき課 情報管理室 DX推進室 総務課 財政課 大和市民センター 塩沢市民センター 会計課 監査委員事務局 東地域方面班 大崎地域方面班 蕨神地域方面班 城内地域方面班 大巻地域方面班 五十沢地域方面班 上田地域方面班 中之島地域方面班 石打地域方面班	3- 1 被害情報の収集・伝達 3- 2 住民への広報・報道対応 3- 3 住民等避難計画 3- 5 行方不明者の捜索 3- 6 自衛隊の災害派遣計画 3- 7 輸送計画 3- 8 警備・保安及び交通規制計画 3-17 食糧・生活必需品等供給対策 3-23 災害時の放送 3-24 公衆通信の確保 3-38 義援金の受入れ・配分計画 3-39 義援物資対策 3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付 4- 6 災害救助法による救助
消防本部	消防本部 消防署 南魚沼市消防団	3- 1 被害情報の収集・伝達 3- 5 行方不明者の捜索 3- 8 警備・保安及び交通規制計画 3- 9 消火活動計画 3-10 水防計画 3-11 救急・救助活動計画 3-29 危険物等施設応急対策
産業振興部	農林課 農業委員会事務局 商工観光課 道の駅再整備準備室	3- 1 被害情報の収集・伝達 3-34 農地・農業用施設等の応急対策 3-35 農林水産業応急対策 3-36 商工業応急対策
市民生活部	市民課 税務課 環境交通課 廃棄物対策課 新ごみ処理施設整備室	3- 4 避難所運営計画 3-15 廃棄物の処理計画 3-16 トイレ対策計画 3-22 遺体の捜索・処理・埋葬計画 3-29 危険物等施設応急対策 3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付 3-41 り災証明書の発行 4- 3 入浴対策 4- 4 愛玩動物の保護対策
建設部	建設課 都市計画課	3- 1 被害情報の収集・伝達 3- 8 警備・保安及び交通規制 3-21 障害物の処理計画 3-30 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 3-33 河川施設の応急対策 4- 5 応急住宅対策

6 南魚沼市災害対策本部の組織

福祉保健部	福祉課 介護高齢課 子育て支援課 保健課 地域包括支援センター 保育園 こども家庭サポートセンター	3-12 医療救護活動計画 3-13 防疫及び保健衛生計画 3-14 こころのケア対策 3-18 要配慮者の応急対策 3-37 ボランティアの受入れ計画 3-38 義援金の受入れ・配分計画 3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回・受付 4- 1 避難所外避難者の支援計画
上下水道部	水道課 下水道課	3-16 トイレ対策計画 3-27 給水・上水道施設応急対策 3-28 下水道施設等応急対策
病院管理部	南魚沼市民病院 ゆきぐに大和診療所	3-12 医療救護活動計画
教育部	学校教育課・社会教育課・生涯スポーツ課・子ども若者相談支援センター・図書センター	3-19 学校における応急対策 3-20 文化財応急対策 4- 2 児童生徒に対する心のケア対策計画
議会連絡部	議会事務局	議会との連絡調整

エ 災害対策本部のスペース

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

災害対策本部の設置スペース

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本庁舎	・本部会議及び災害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	本庁舎	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・通報受付専用電話 ・市防災行政無線 ・衛星電話 ・災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
応援機関事務室	本庁舎	・自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース	状況に応じて確保
市災害ボランティアセンター	市社会福祉協議会	・ボランティアの受入及び活動調整等を行うスペース	状況に応じて確保

1 計画の方針

第2節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ① 市内に災害が発生した場合、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- ② 被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- ③ 県内に災害が発生し、被害が無かった場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- ④ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて、体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- ⑤ 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- ⑥ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- ⑦ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

(イ) 県の責務

- ① 県は、国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する
- ② 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに他の都道府県等の関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

1 計画の方針

- ③ 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう、要求する。
- ④ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ⑤ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- ⑥ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- ⑦ 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- ⑧ 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- ⑨ 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- ⑩ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくように努める。
- ⑪ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- ⑫ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整

1 計画の方針

理し、リスト化を行うよう努める。

- ⑬ 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ウ) その他の防災関係機関

- ① その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- ② 国は、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。
- ③ ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- ④ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- ⑤ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

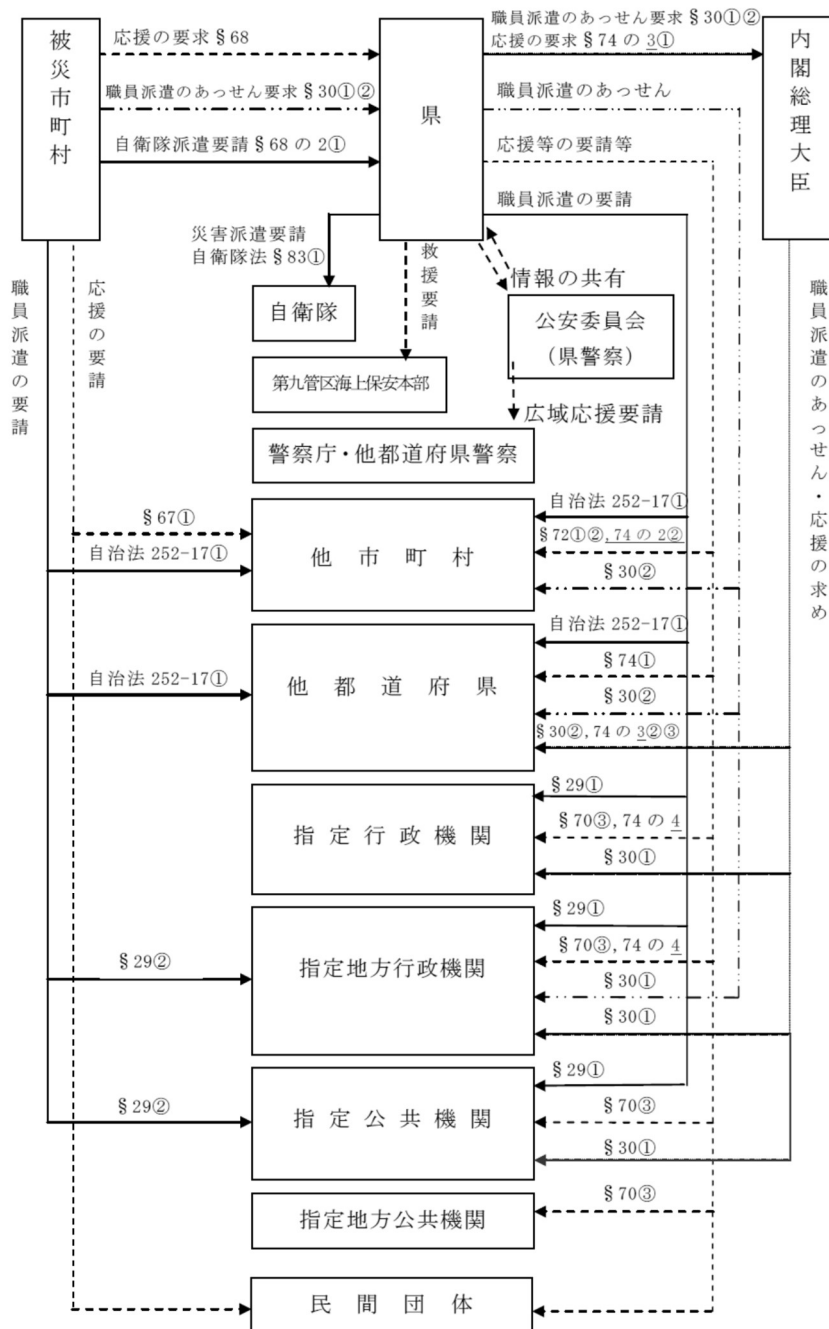
(2) 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災関係機関の相互協力体制
2 情報の流れ

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市長	○他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請	他の市町村長 県知事 民間団体

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災関係機関の相互協力体制
3 業務の内容

	災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 ○消防の広域応援の要請	(県知事経由)
県知事	○他の市町村への応援の指示等 被災市町村が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。 ○他の都道府県等への応援の要請 県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や被災市区町村応援職員確保システム、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。 ○全国知事会を通じた応援の要請 上記協定締結結果の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。 ○指定行政機関等への応急対策実施要請 県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。 ○指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援及び消防の広域応援要請 ○自衛隊に対する災害派遣要請	他の市町村長 北海道・東北ブロック協定締結県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）、五県協定締結県（福島県、茨城県、群馬県、埼玉県）、長野県、中日本四県協定締結県（長野県、山梨県、静岡県）富山県、石川県、兵庫県 全国知事会 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長 民間団体等
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	○応急措置の実施要請・指示 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。	知事、市長、指定公共機関、指定地方公共機関
指定公共機関及び指定地方公共機関	○指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市長

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする場所

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災関係機関の相互協力体制
3 業務の内容

ウ 応援を必要とする期間

エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対策	協力依頼先
市長	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事若しくは他の市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関若しくは指定地方公共機関又は県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。	県知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事
県知事	○職員の派遣要請 県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、県知事若しくは他の市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は県若しくは他の市町村の職員の派遣について、あっせんを要請する。	県知事、他の市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関 内閣総理大臣

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災関係機関の相互協力体制
3 業務の内容

(3) 応援受入及び支援体制の確立

実施主体	対策	協力依頼先
市長及び県知事	○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、関係都道府県及び関係市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 国、関係都道府県及び関係市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。 ○支援体制の確立 他の都道府県及び他の市町村において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県及び被災市町村への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。 ○情報収集 応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。 ○応援の実施 収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、被災都道府県及び被災市町村への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。	

4 行政機関に対する応援要請

4 行政機関に対する応援要請

(1) 応援の要請

応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市災害対策本部長は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとし、応援要請の種別は次のとおりである。

応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
他の 市町村長等	(1) 応援の要請 (2) 職員の派遣要請 (3) 災害応援に関する協定に基づく 応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項 地方自治法第 252 条の 17 消防組織法第 39 条に基づく消 防相互応援協定
県知事	(1) 指定地方行政機関からの職員派 遣のあつ旋要請 (2) 他の地方公共団体からの職員派 遣のあつ旋要請 (3) 応援の要請及び応急措置の実施 要請 (4) 職員の派遣要請 (5) 緊急消防援助隊の応援要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条 地方自治法第 252 条の 17 消防組織法第 44 条第 1 項
指定地方行政 機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣 要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項

(2) 応援要請の基準

市災害対策本部長は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

ア 各部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合

イ 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員応援を必要とする場合

ウ その他市災害対策本部長が応援要請の必要があると認めた場合

5 防災関係民間団体などに対する応援要請

市災害対策本部長は、応急対策を実施するに当たり、必要と認めるときは、防災関係民間団体及び応援協定締結団体等に対し協力を依頼し、又は応援を要請するものとする。

6 応援職員の受入れ体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し救援活動を実施するに必要な物資の供給体制等について、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

(1) 情報の収集・伝達・交換

応援要請が必要な災害が発生、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確に

7 防災関係組織間及び公共的団体との連絡調整

その状況を把握し、国、県及び応援要請先に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確立

国、県及び応援要請先との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

(3) 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応 援 部 隊	事務室設置場所
自 治 体	災 害 対 策 本 部
消 防 機 関	消 防 本 部
自 衛 隊	災 害 対 策 本 部

(4) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない公共施設とする。

イ 自衛隊については宿営を原則とし、宿营地は市管理用地とする。

ウ 被災状況、応援隊の規模等により市で確保できない場合は、近隣自治体に依頼し確保する。

(5) 車両集結場所の確保

ア 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

(6) 燃料確保及び供給

災害応援車両への燃料の供給は、原則として給油場所を指定して供給するが、被災の状況等により、確保・供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(7) 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

(8) 防災拠点におけるトイレの整備

市の要請により防災拠点となる施設へ派遣された応援職員が、派遣人数が一定数以上となった場合でもトイレ不足とならないように、拠点施設のトイレや非常用簡易トイレの整備に努める。

7 防災関係組織間及び公共的団体との連絡調整

(1) 災害対策本部を設置した場合、本部室へ国・県機関の連絡員及び警察官の派遣を求める等国・県機関及び警察署との連絡調整体制を確保する。

8 ボランティアとの連携体制

- (2) ボランティアとの連携を図るため、必要に応じて、市災害ボランティアセンターを市社会福祉協議会内に設置する。
- (3) 災害対策本部を設置した場合、防災関係機関及び公共的団体との間の連絡調整を図るため、「災害対策調整会議」を原則として毎朝夕開催する。
- (4) 救出、捜索、火災現場で複数の防災関係機関及び公共的団体が活動する場合、「現地災害対策調整会議」を適時開催して関係者間の連絡調整を図る。
- (5) 「災害対策調整会議」及び「現地災害対策調整会議」の庶務は総務課が処理する。

8 ボランティアとの連携体制

災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、市社会福祉協議会は必要に応じて「南魚沼市災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。

＊医療ボランティア、砂防ボランティア、応急危険度判定士等専門技能を持つボランティアについては、それぞれ関係各部が活動の調整を行う。

(1) 市災害ボランティアセンターの主な機能

(ア) 状況把握及び報告

被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、被災地内外に情報を提供する。

(イ) ボランティアの受入

ボランティアの申し出者を受け付け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、ボランティア受付名簿を作成する。

(ウ) ボランティア依頼の受付及び相談

被災した住民等からボランティア依頼を受け付け、また相談に応じる。

(エ) ボランティアコーディネート

ボランティアの申し出と依頼をコーディネートし、的確なボランティア活動を促進する。

(オ) ボランティア団体・行政との連絡調整

地元ボランティア団体、被災地に入ったボランティア団体及び行政との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(2) ボランティアセンターの設置

ボランティアセンターの設置・運営については、南魚沼市社会福祉協議会を主体として、各種団体や個人ボランティア等の協力を得て、協働型として組織する。

市災害ボランティアセンターの設置場所については、南魚沼市社会福祉協議会と協議し、体育館等の公共施設を指定する。

1 計画の方針

第3節 気象情報等伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

市は、特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線、緊急情報メール、FMゆきぐに及び広報車等により住民へ周知する。

また、地震動の特別警報以外の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ 県の責務

県は、特別警報・警報・注意報について、新潟地方気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、気象等の警報・特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村へ通知するとともに、関係市町村へはホットラインによる電話連絡を行う。

また、地震動の特別警報以外の特別警報の通知を受けた場合は、直ちに通知された事項を関係市町村に通知しなければならない。

エ 国の責務

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

2 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより、新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 特別警報・警報・注意報

(ア) 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種類は、以下のとおり。発表基準は資料編の通り。

2 業務の内容

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ 気象情報

(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する新潟県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

気象業務法第11条及び法第55条に基づき、作成・発表する。

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

(ウ) 記録的短時間大雨情報

① 記録的短時間大雨情報の発表

新潟県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の

2 業務の内容

雨量計を組み合わせた分析) されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

② 記録的短時間大雨情報の伝達

記録的短時間大雨情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

(エ) 竜巻注意情報

① 竜巻注意情報の発表

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

② 竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

(オ) 指定河川洪水予報

① 指定河川洪水予報の発表

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を国は県に、県は水防管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

② 指定河川洪水予報の伝達

指定河川洪水予報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達系統図に準ずる。

(カ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5

2 業務の内容

に相当

- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当

・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

- ・流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

- (キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 新潟地方気象台の業務

- (ア) 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

2 業務の内容

新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く。）を発表、切替え、解除したときは、気象警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

(イ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

エ 市の責務

市長は、関係機関から警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。

オ 県の責務

知事は、(1)ア又はイの通報を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって、速やかにこれを関係地方機関及び市町村長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める事項は関係市町村に通報するものとし、この場合は、一斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図るものとする。

カ NTT東日本

NTT東日本（障害時にはNTT西日本）は、(1)ア(イ)の通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網(FAX)により、あらかじめ計画された組織によって、速やかにこれを各市町村長に伝達する。

キ 放送機関の業務

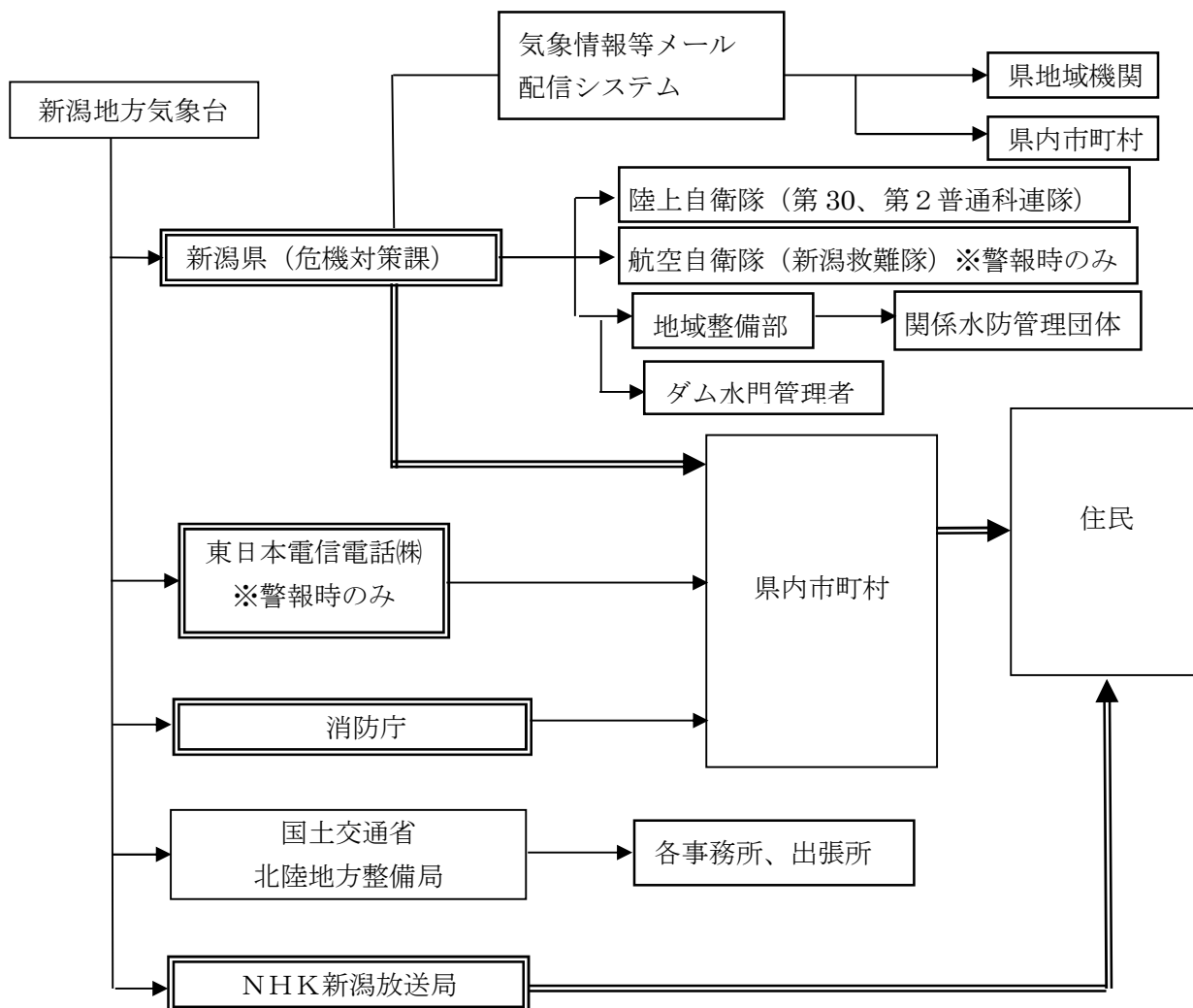
日本放送協会新潟放送局は、(1)ア又はイの通報を受けた時は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても、積極的に協力するものとする。

ク 水防警報の取扱い

第4節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

気象警報等の伝達系統図



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

ケ 異常気象発見時における措置

(ア) 異常気象の種別

- ① 竜巻・・・農作物、構造物に被害を与える程度以上のもの
- ② 強い降ひょう・・・農作物等に被害を与える程度以上のもの
- ③ 雪崩・・・建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- ④ その他異常なもの

(イ) 通報手続

- ① 異常現象を発見した者は、速やかに市、消防、警察等に通報する。
- ② 通報を受けた消防職員又は警察官は、その旨市に通報する。
- ③ (イ)の①又は②により通報を受けた市は、直ちに下記機関に通報する。

2 業務の内容

- (a) 新潟地方気象台
- (b) 南魚沼地域振興局及びその他関係機関
- (c) 当該災害に係る隣接自治体

④ 南魚沼地域振興局長は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。

(2) 火災気象通報

ア 新潟地方気象台の業務

新潟地方気象台長は、火災気象通報を発表するときは、知事へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

イ 県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

ウ 火災気象通報の通報基準

新潟地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(3) 火災警報

ア 市及び消防本部の業務

市は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ期限を限って「火災警報」の発令等火災予防上適切な措置を講ずるものとする。

市長から「火災警報」が発せられたときは、その警報区域に在る者は、市の条例で定める火の使用の制限等に従わなければならない。

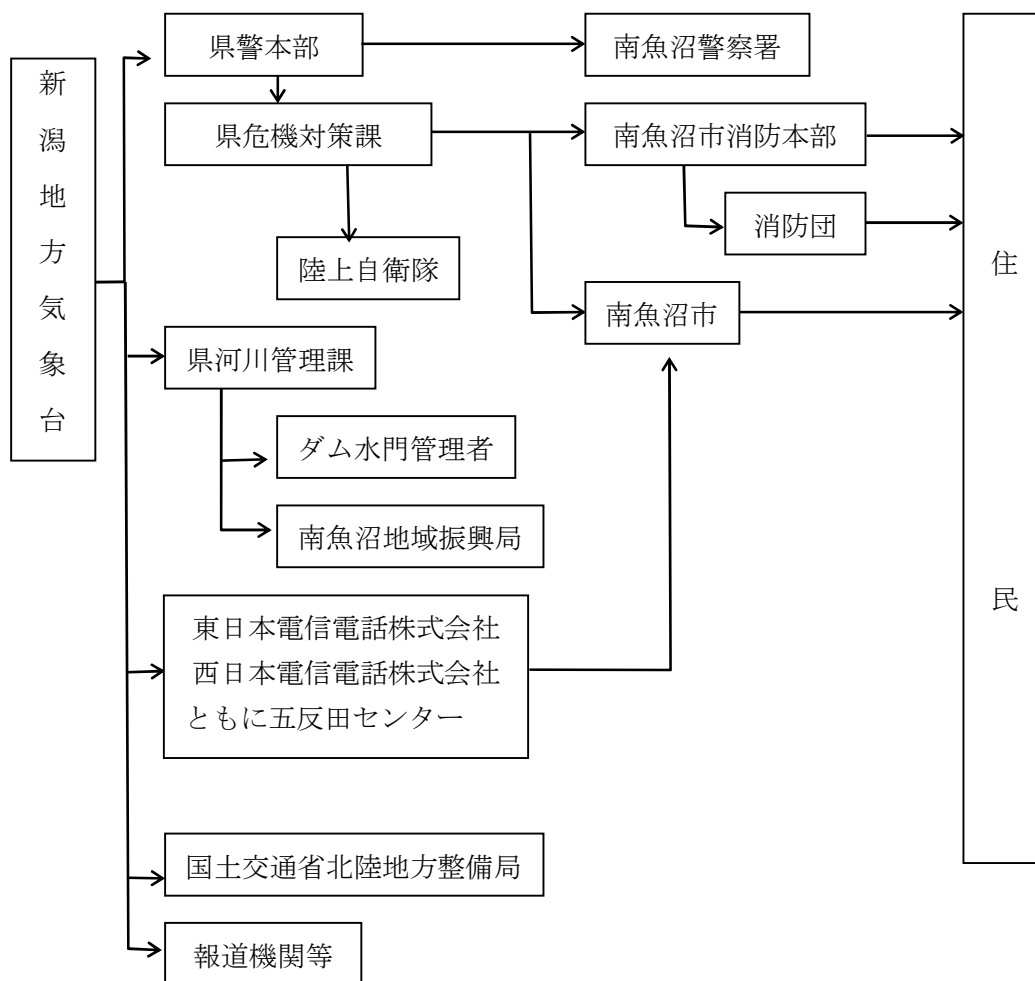
市は、火災警報を発令、又は解除したときは、広報車・消防車・コミュニティFM放送等による呼びかけ等、地域防災計画の定めるところにより、住民及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに、県消防課に通報する。

イ 県の業務

県消防課は、市から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

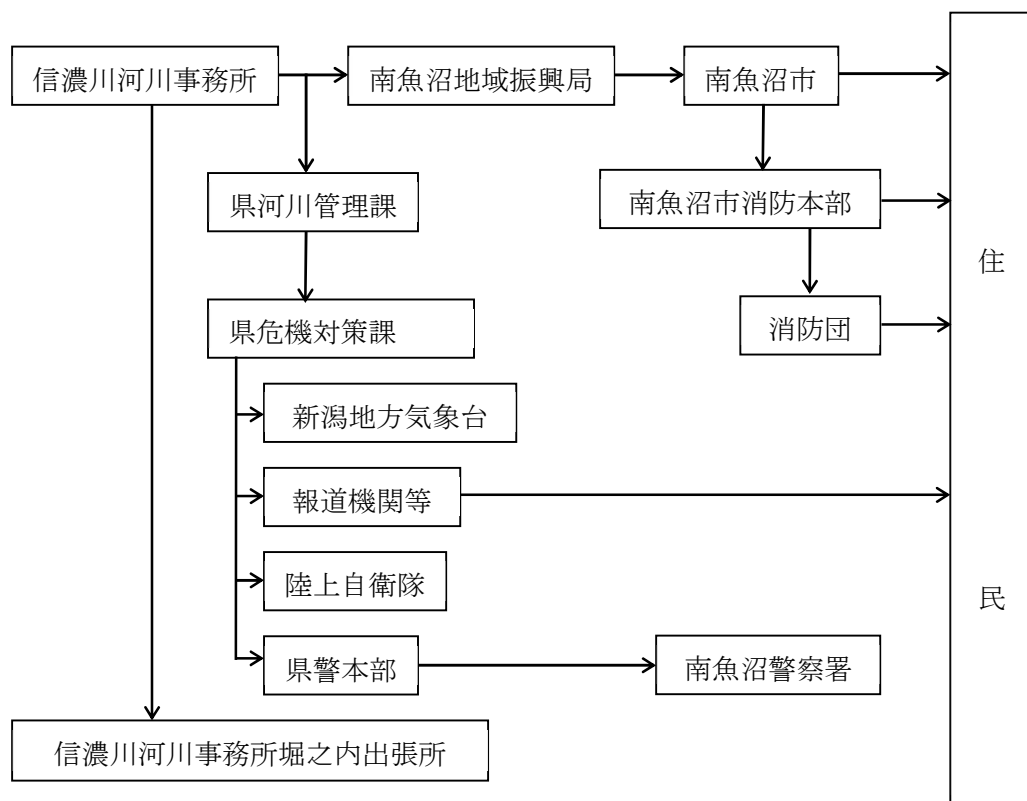
風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第3節 気象情報等伝達計画
2 業務の内容

○気象注意報・警報等の伝達系統図

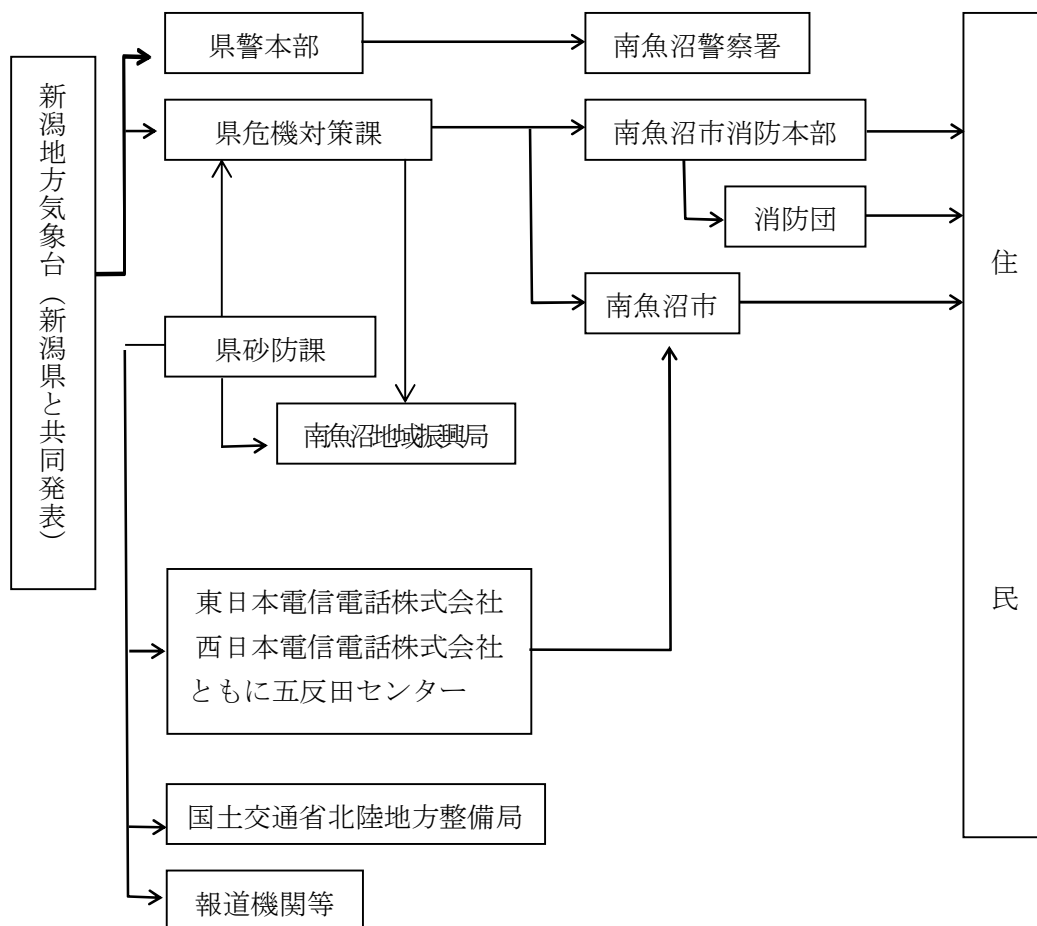


2 業務の内容

○水防警報伝達系統図

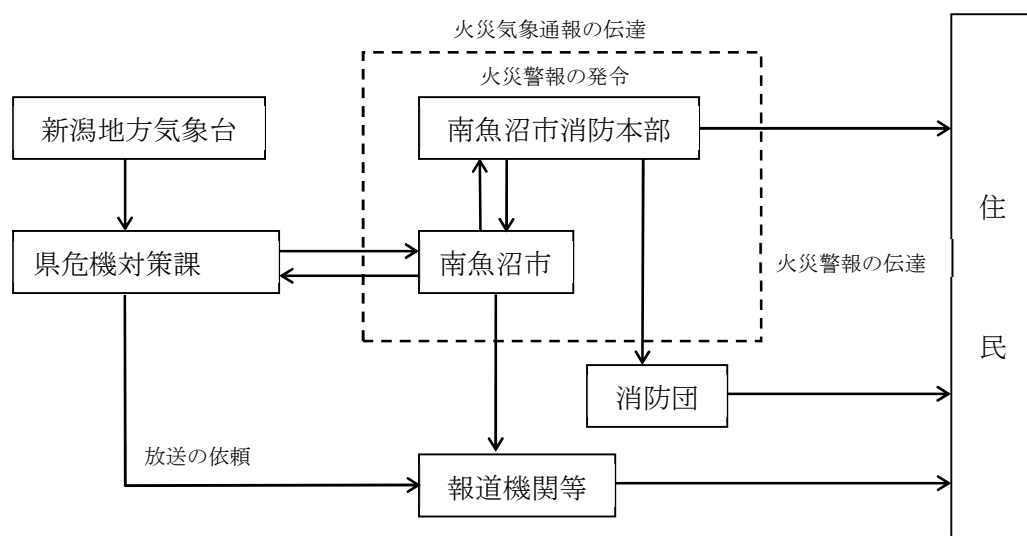


○土砂災害警戒情報伝達系統図

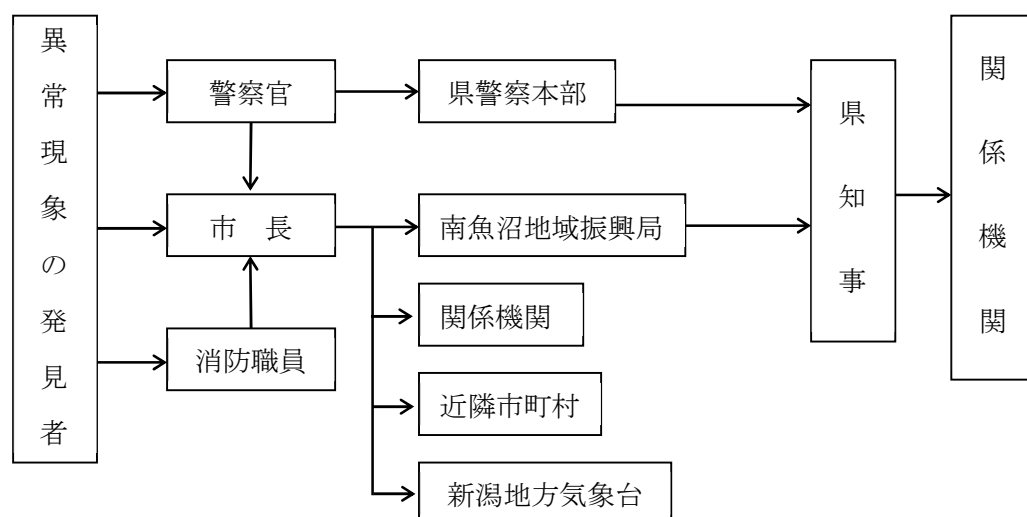


1 計画の方針

○火災警報伝達系統図



○異常現象系統図



第4節 洪水予報・水防警報伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等から

1 計画の方針

の気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が「水防団待機水位」を超えると、又は増水により災害発生のおそれがある場合は、水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは消防団及び消防本部を準備又は出動させる。

(ア) 市管理河川等

水防計画に定める市管理河川等について、日頃から重要水防箇所について調査するとともに、消防本部、消防団、自主防災組織、行政区等と連携し、増水時の情報伝達体制の構築に努める。

ウ 国及び県の責務

(ア) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国・県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは、河川の水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(イ) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国・県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を国は県及び市に、県は水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ウ) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては、国・県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を国は県に、県は水防管理者その他水防関係機関に通知する。

(エ) 水位の通知及び公表

水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が「水防団待機水位」を超えると、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えると、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、高齢者等避難に時間を要する方への高齢者等避難（警戒レベル 3）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3) 積雪期の対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

2 情報の流れ

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	河川の水位の状況
県(地域機関)	関係行政機関	〃
国(河川事務所)	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

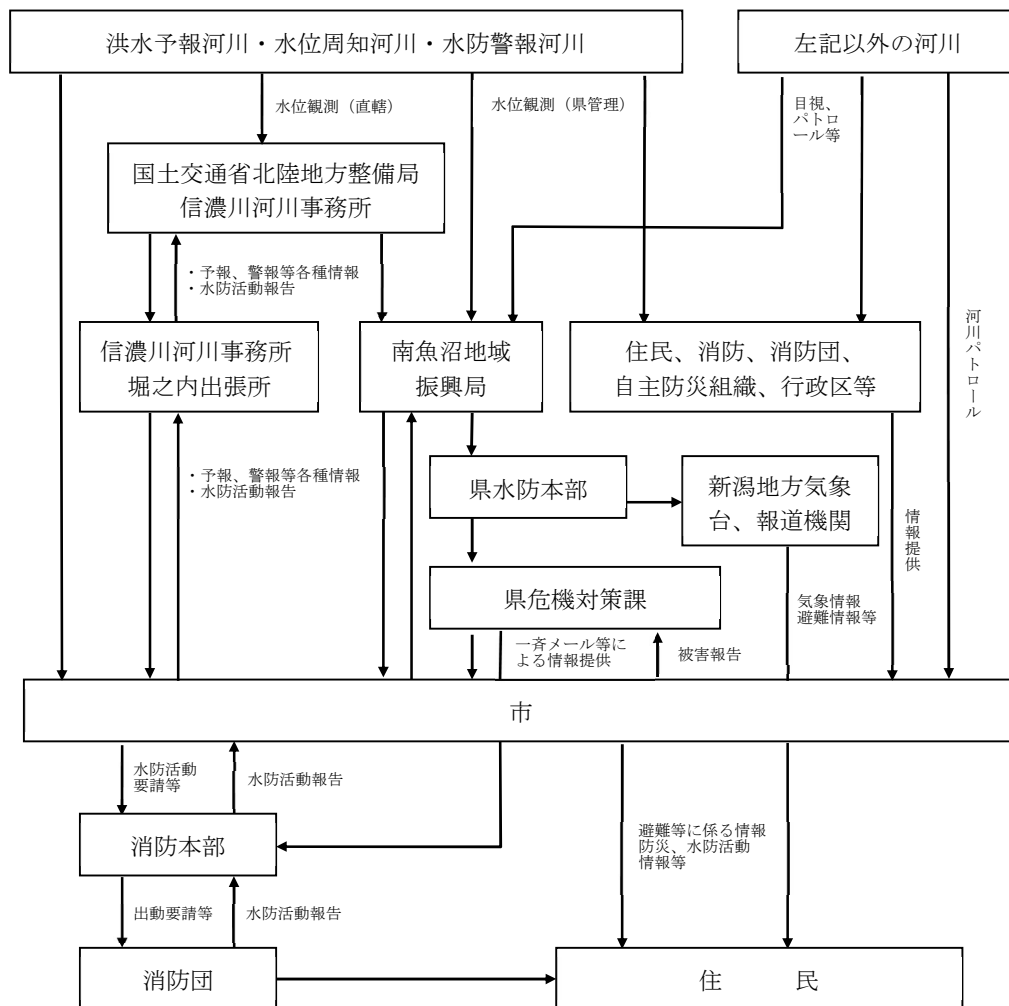
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	住民、水防従事者	避難情報
県(地域機関)	市、住民、報道機関	河川の水位又は流量
国(河川事務所)	〃	〃

3 設定水位の種類

- ・「水防団待機水位」：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位
↓
- ・「氾濫注意水位」：水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
↓
- ・「避難判断水位」：市長の高齢者等避難発令の判断目安
避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位
↓
- ・「氾濫危険水位」：市長の避難指示発令の判断目安
通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位
（洪水特別警戒水位）

4 洪水予報等の伝達方法

4 洪水予報等の伝達方法



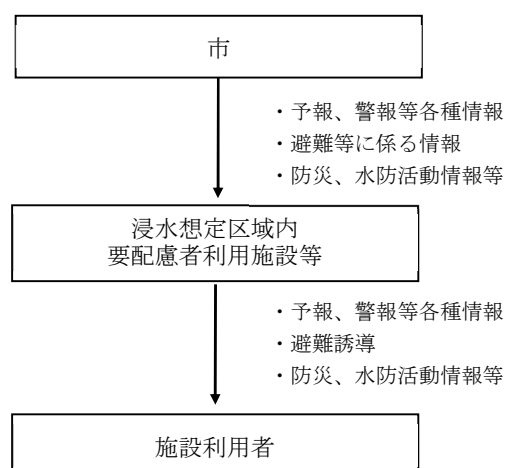
5 浸水想定区域内要配慮者利用施設等の利用者の避難体制

5 浸水想定区域内要配慮者利用施設等の利用者の避難体制

市は、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の利用者を洪水時に円滑かつ迅速に避難するための体制を定める。

(1) 浸水想定区域内要配慮者利用施設等の利用者への洪水予報等伝達体制

浸水想定区域内に所在する施設については、資料編「3-7 浸水想定区域内要配慮者利用施設等」のとおりであるが、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための洪水予報等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 洪水予報等を受けた要配慮者利用施設等の管理者は、施設利用者に対し速やかに情報を周知し、円滑な避難誘導を行う。また、必要により市に対し人員・避難場所等の要請を行う。

(3) 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂災害等の危険箇所、要配慮者利用施設等及び避難場所等を記して作成したハザードマップを活用し、説明会等を通じ住民に周知を図る。

ア 洪水ハザードマップは、土砂災害ハザードマップと統合し、さらに情報面を充実させた「防災マップ」として、令和5年3月に作成した。

6 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	消防団の準備・出動	消防団
市	避難情報の発令	住民、報道機関
国又は県	洪水予報河川の指定	新潟地方気象台
国又は県	水位又は流量の通知及び公表	市、報道機関
国又は県	水防警報河川及び水位周知河川の指定	
国又は県	河川防災情報の一般への提供	住民一般

(1) 市の業務

ア 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有

6 業務の内容

する。

イ 避難情報の発令

国・県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

ウ 水位の情報及び公表

市は水防管理者として、洪水のおそれがある河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を市及び県の水防計画の定めるところにより、関係者に通報する。

エ 消防団及び消防本部の出動

市は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、市及び県の水防計画に定めるところにより、消防団及び消防関係機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(2) 国の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 流域面積の大きい直轄河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

(イ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、はん濫した後においては、それらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 上記洪水予報河川以外で洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

(イ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

(ア) 洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。

(イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項に県に通知する。

エ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

(イ) 量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河川の一覧

(ア) 洪水予報河川（令和7年1月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所
魚野川(国直轄)	六日町	信濃川河川事務所

6 業務の内容

- (イ) 水位周知河川（令和7年1月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所
なし		

- (ロ) 水防警報河川（令和7年1月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所
魚野川(国直轄)	六日町	信濃川河川事務所

カ 市町村長の避難指示等発令の判断の支援

- (ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(3) 県の業務

ア 洪水予報河川

- (イ) 国の洪水予報河川について水位又は流量、はん濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを市に通知する。
- (ロ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。
- (ハ) 洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

- (イ) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを市に通知する。
- (ロ) 洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。
- (ハ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

- (イ) 国の水防警報河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを市に通知する。
- (ロ) 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に指定する。
- (ハ) 避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

エ 水位の通報及び公表

- (イ) 量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。
- (ロ) 量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ 河川防災情報システムによる情報提供

- (イ) 河川に関する雨量・水位・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。
- (ロ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。
- (ハ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾

1 計画の方針

瀬危険水位)を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・水防情報提供河川の一覧

(ア) 洪水予報河川(令和7年1月1日現在)

河川名	指定水位局	所管事務所
なし		

(イ) 水位周知河川(令和7年1月1日現在)

河川名	指定水位局	所管事務所
魚野川(県管理)	中之島	南魚沼地域振興局
三国川	三国川	〃

(ウ) 水防警報河川(令和7年1月1日現在)

河川名	指定水位局	所管事務所
魚野川(県管理)	中之島	南魚沼地域振興局
三国川	三国川	〃

キ 市町村長の避難指示等発令の判断の支援

(ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水のおそれがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第5節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、行政区や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

国、県、新潟地方気象台等からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

ウ 国及び県の責務

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージしやすいようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

(ア) 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	関係行政機関	被害情報、危険個所の情報
県(地域機関)	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

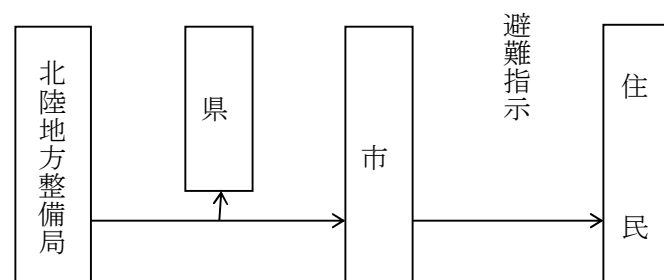
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	住民	避難情報
県(地域機関)	市	土砂災害緊急情報
国	市、県	〃
新潟地方気象台 (県と共同発表)	県、関係行政機関 報道機関	土砂災害警戒情報

3 業務の体系

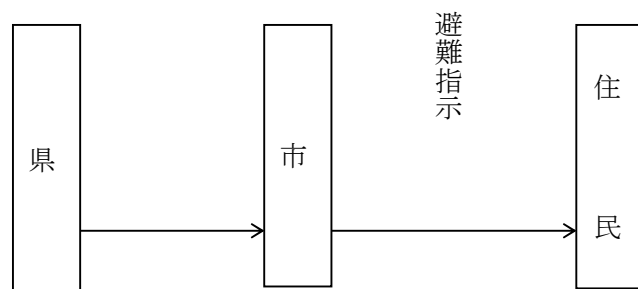
(1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



- イ 県が緊急調査を行う場合
地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は、第3章第3節のとおり。

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	避難情報の発令	住民
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市
県・新潟地方気象台	土砂災害警戒情報の発表	

(1) 国の業務

- ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県の業務

- ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。
- イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する。
- ウ 大雨によって土砂災害発生危険度が高まった時に市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する。

(3) 市の業務

- ア 土砂災害警戒情報等が発表された場合、消防団その他関係機関と連携して警戒巡視等を実施する。
- イ 土砂災害警戒情報等に基づき、住民に対する避難指示等発令の時期を判断し、防災行政無線、FMゆきぐにによる放送、広報車等の情報伝達手段により迅速かつ的確に情報を伝達し、避難支援を行う。

1 計画の方針

第6節 災害時の通信確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ① 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- ② 自力で通信手段を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(イ) 県の責務

- ① 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- ② 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。
- ③ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

イ 活動の調整

市災害対策本部（総務部）、県災害対策本部

2 情報の流れ

(1) 被災地から

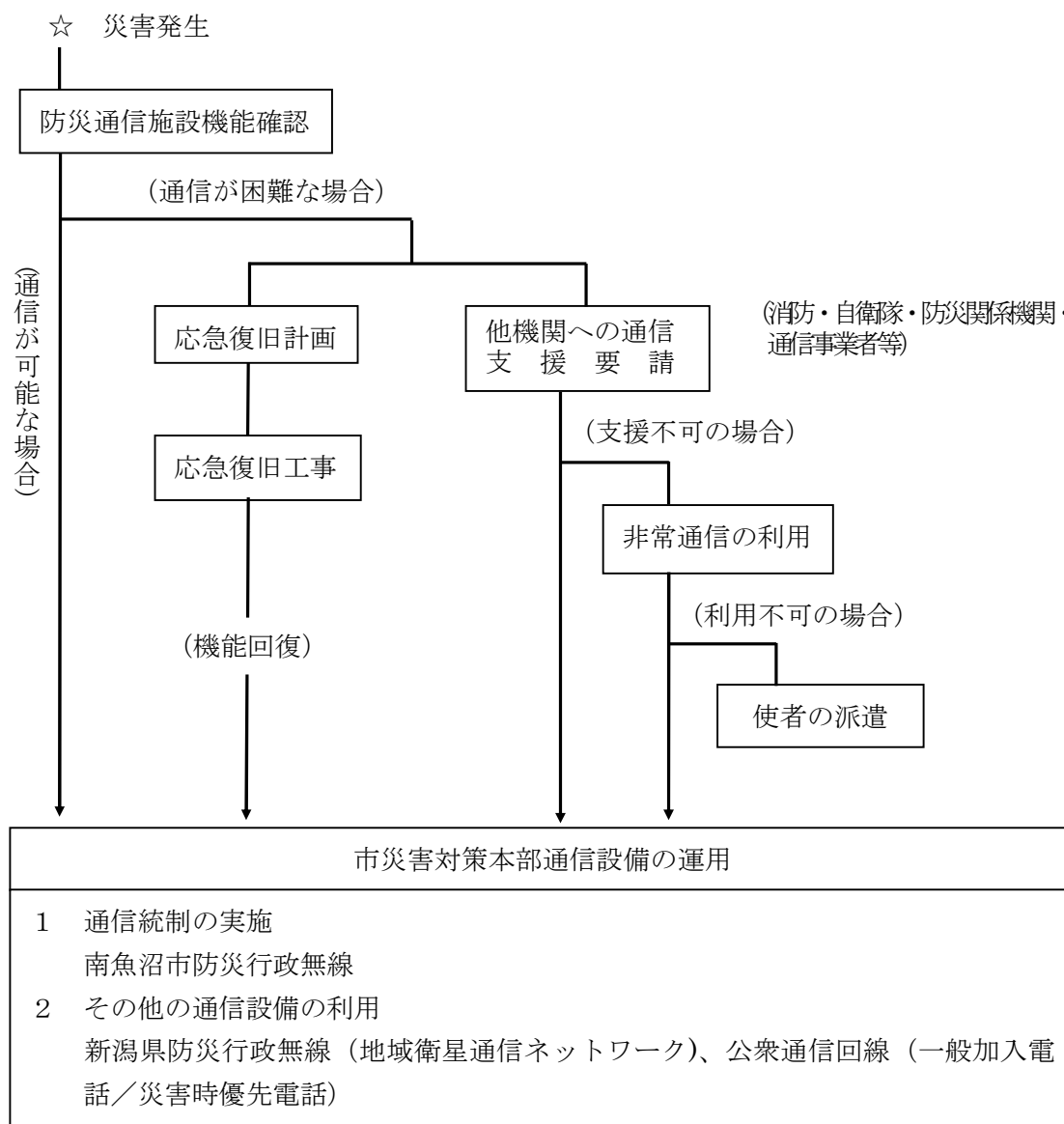
情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市		県	通信施設の状況、非常時に利用する通信手段の通知、通信手段確保の要請
市		防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県		市	通信施設の状況、復旧の見込み、非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等		市	提供可能な通信手段確保の情報

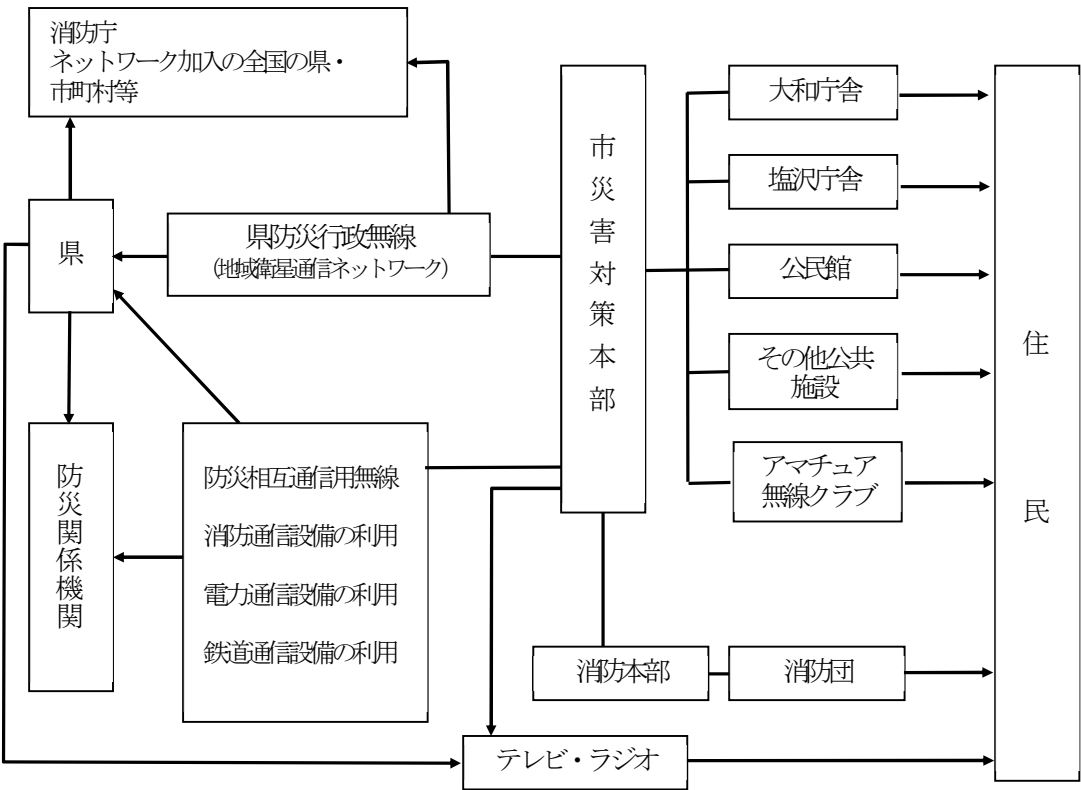
3 業務の体系

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被害が判明した場合は速やかに応急復旧にあたりるとともに、代替通信手段を確保する。



4 通信体系

有線電話施設が、使用不能又は著しく使用が困難な場合における主な通信施設の運用については、次のとおりとする。



5 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 ・ 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 ・ 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	

5 業務の内容

県	・遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。 ・（一財）自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 ・消防防災無線の機能を確認する。 ・水防・道路無線の機能を確認する。 ・中央防災無線の機能を確認する。 ・新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。 ・通信の確保のため必要がある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。	県防災行政無線 設備設置機関 （一財）自治体衛星通信機構 消防庁 国土交通省
防災相互通信用無線設置機関	・所管する通信設備の状況を確認する。 ・所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	
（一財）自治体衛星通信機構	・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県	・災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 ・災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 ・携帯電話、メール（インターネット、LGWAN等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者
電気通信事業者	・市又は県からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
県	・地域振興局に配備した衛星携帯電話を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 ・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	・市又は県からの要請に基づき、通信機器を貸与する。	

5 業務の内容

総務省	総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によるこれを免許又は許可する。	
-----	---	--

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 - 県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
県	- 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 - 市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	市又は県からの要請に基づき、通信の仲介又は通信支援を行う。	
自衛隊	県からの要請に基づき、通信支援を行う。	

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	所管する防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
県	新潟県防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に、復旧計画を策定する。	
防災関係機関	各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 非常通信協議会に対し、非常通信を要請する。 - 非常通信は、地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
県	- 非常通信協議会の要請会議を通じて、他の構成員に対し非常通信の取扱いを要請する。 - 非常通信は、地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	市及び県の要請に基づき、通信の仲介をする。	

5 業務の内容

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県	- 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。 なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 - いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	(一社)日本アマチュア無線連盟 新潟県支部
(一社)日本アマチュア無線連盟 新潟県支部	市又は県からの要請に基づき、通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県・防災関係機関	復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 - 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 - 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
県	- 所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 - 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 - 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。 - 利用可能な通信手段の情報を市に提供する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
総務省（信越総合通信局）	市又は県からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、防災関係機関	市及び県からの要請に基づき、利用可能な通信機器を貸与する。	

1 時系列活動一覧表（災害対策本部設置の場合）

第7節 災害発生時における対応

1 時系列活動一覧表（災害対策本部設置の場合）

時系列活動一覧表（災害対策本部設置の場合）

網掛けの活動は、災害対策本部を設置した場合必ず行うものとする。

活動業務	活動の主な時期	担当部	30分以内	24時間以内	24時間目以降
◇災害対策本部設置後おおむね30分以内の活動（最初期活動）					
2-1 災害対策本部の立上げ及び庁舎内安全確保		緊急本部	○		
2-2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請		緊急本部	○		
2-3 住民への注意の呼びかけ		緊急広報部	○		
2-4 報道機関への情報提供		緊急広報部	○		
◇災害対策本部設置後おおむね24時間以内に開始する活動					
3-1 被害情報の収集・伝達		総務部・消防部・産業部・建設部		○	
3-2 住民への広報計画		総務部		○	
3-3 住民等避難計画		総務部		○	
3-4 避難所運営計画		市民生活部		○	
3-5 行方不明者の搜索		総務部・消防部		○	
3-6 自衛隊の災害派遣計画		総務部		○	
3-7 輸送計画		総務部		○	
3-8 警備・保安及び交通規制計画		総務部・消防部		○	
3-9 消火活動計画		消防部		○	
3-10 水防計画		消防部・建設部		○	
3-11 救急・救助活動計画		消防部		○	
3-12 医療救護活動計画		福祉保健部・病院管理部		○	
3-13 防疫及び保健衛生計画		福祉保健部		○	
3-14 こころのケア対策計画		福祉保健部		○	
3-15 廃棄物の処理計画		市民生活部		○	
3-16 トイレ対策計画		上下水道部・市民生活部		○	
3-17 食糧・生活必需品等供給対策		総務部		○	
3-18 要配慮者の応急対策		福祉保健部		○	
3-19 学校における応急対策		教育部		○	
3-20 文化財応急対策		教育部		○	
3-21 障害物の処理計画		建設部		○	
3-22 遺体の搜索・処理・埋葬計画		市民生活部		○	
3-23 災害時の放送		総務部		○	
3-24 公衆通信の確保		総務部		○	
3-25 電力供給応急対策				○	
3-26 ガス供給対策				○	
3-27 給水・上水道施設応急対策		上下水道部		○	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応

1 時系列活動一覧表（災害対策本部設置の場合）

3-28	下水道施設等応急対策	上下水道部		○	
3-39	危険物等施設応急対策	市民生活部・消防		○	
3-30	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	建設部		○	
3-31	鉄道事業者の応急対策			○	
3-32	治山・砂防施設の応急対策	建設部		○	
3-33	河川施設の応急対策	建設部		○	
3-34	農地・農業用施設等の応急対策	産業部		○	
3-35	農林水産業応急対策	産業部		○	
3-36	商工業応急対策	産業部		○	
3-37	ボランティアの受入れ計画	福祉保健部		○	
3-38	義援金の受入れ・配分計画	総務部・福祉保健		○	
3-39	義援物資対策	総務部		○	
3-40	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回・	市民生活部・総務		○	
3-41	り災証明の発行	市民生活部		○	
◇災害対策本部設置後おおむね24時間目以降に開始する活動					
4- 1	避難所外避難者の支援計画	福祉保健部			○
4- 2	児童生徒に対する心のケア対策計画	教育部			○
4- 3	入浴対策	市民生活部			○
4- 4	愛玩動物の保護対策	市民生活部			○
4- 5	応急住宅対策	建設部			○
4- 6	災害救助法による救助	総務部			○

2 災害対策本部設置後おおむね 30 分以内の活動（最初期活動）

2 災害対策本部設置後おおむね 30 分以内の活動（最初期活動）

(1) 目標

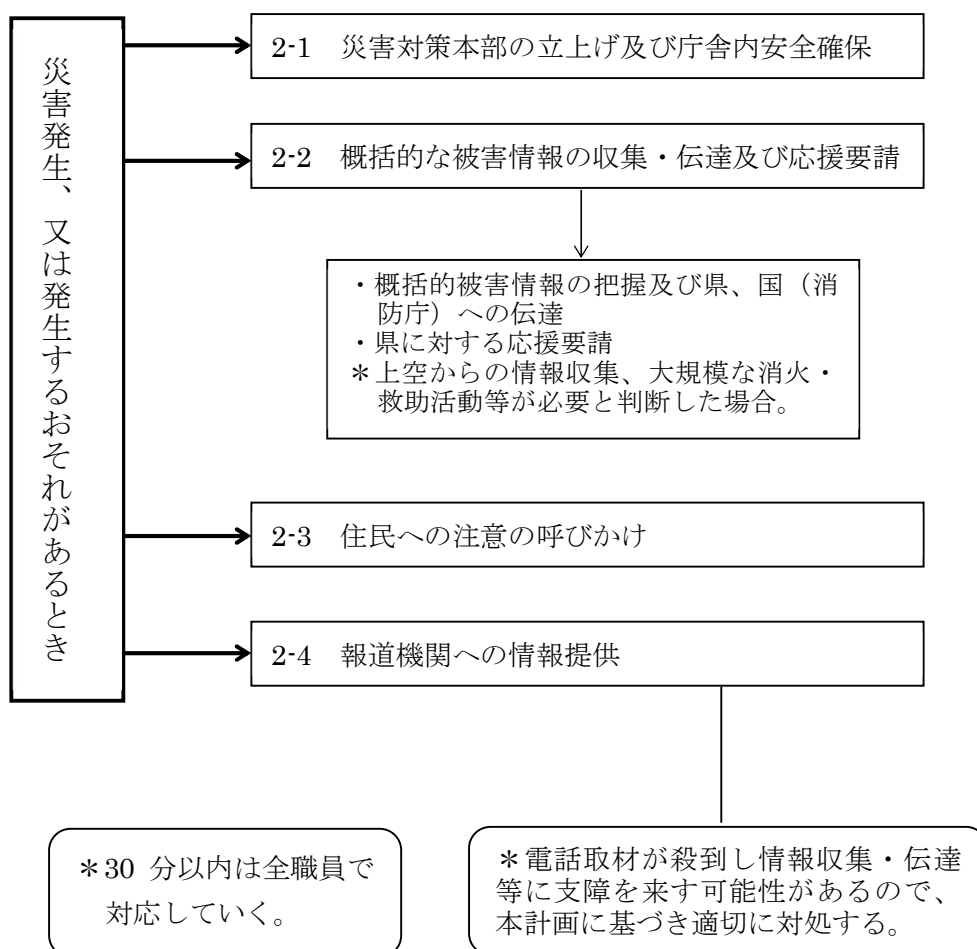
現に災害が発生した場合は、被害状況を把握し、市の防災力だけで被害の拡大防止及び救急・救助等に対応できる規模の被害かを判断する。

また、災害が発生するおそれのある場合は、危険箇所の状況を把握し、応急対策を施すとともに、避難情報発令の必要があるかを判断する。

応援の必要がある規模の災害の場合は県に要請するとともに、災害及び被害の状況を県及び国（消防庁）に報告する。

組織体制はA体制とし、完了した場合B体制に移行する。

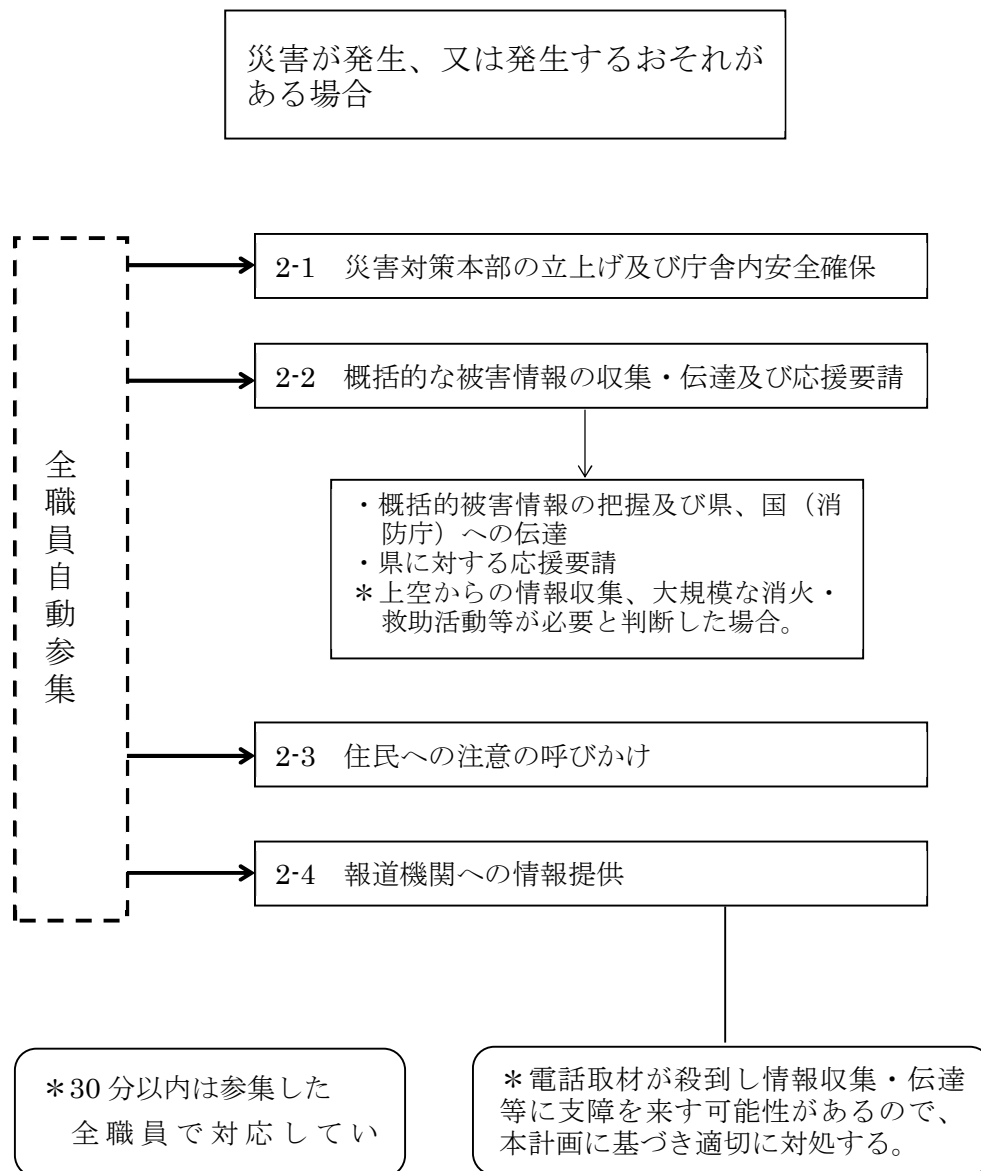
(2) 勤務時間内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合の対応



勤務時間内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合の対応

2 災害対策本部設置後おおむね30分以内の活動（最初期活動）

(3) 勤務時間外に災害が発生、又は発生するおそれがある場合の対応



勤務時間外に災害が発生した場合の対応

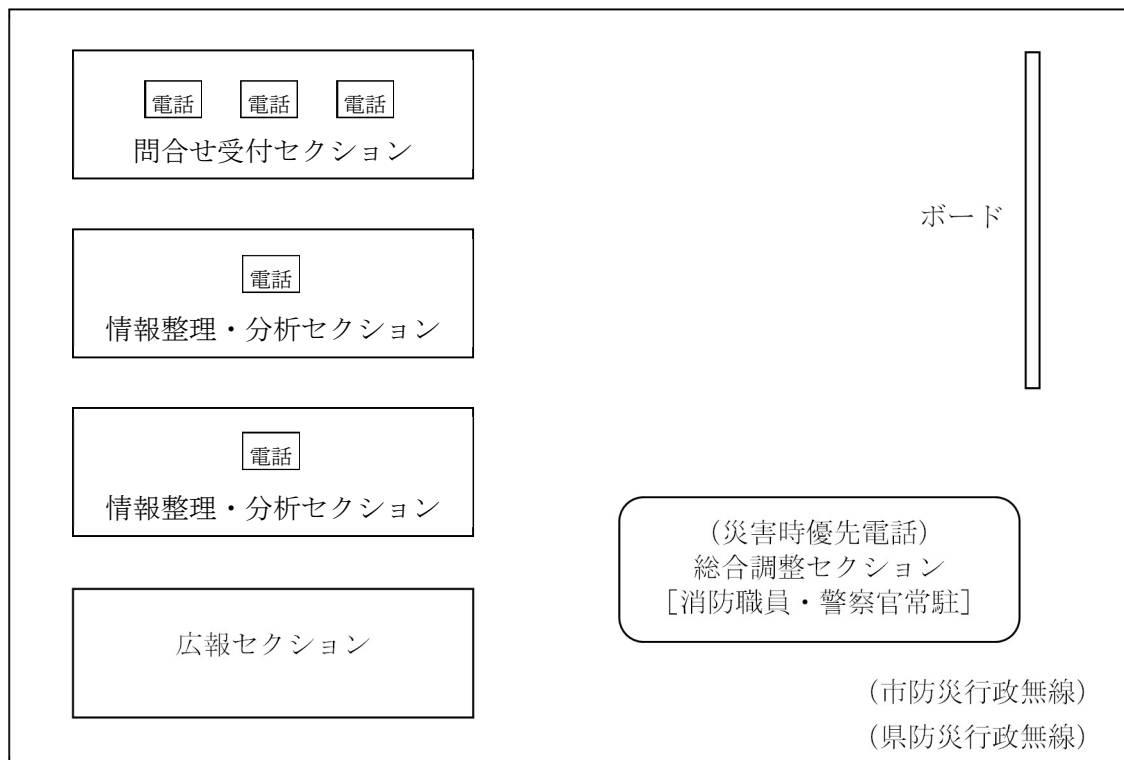
2-1 災害対策本部の立上げ及び庁舎内の安全確保

(4) 組織体制の基準

「第1節 5 職員における服務基準 南魚沼市災害対策本部の編成 ア」に準ずる。

2-1 災害対策本部の立上げ及び庁舎内の安全確保

- ①風水害等により大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合、災害対策本部を設置する。
- ②総務部は、庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室を設置する。
- ③非常電源及び無線機能の確認を行う。
- ④電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及びNTT に対応を要請する。



本部室のレイアウト(例)

2-2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請

2-2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請

(ア) 火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県(消防課)へ報告するものとする。

なお、「消防庁への直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県(消防課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行うものとする。

(イ) 消防本部へ119番通報等が殺到した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県(消防課)へ報告するものとする。

(ウ) 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模の概括情報を含め、把握できた範囲から直ちに県(危機対策課)へ報告するものとする。

(注) 県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

(エ) 収集した情報により、上空からの情報収集、大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合、市長(本部長)は直ちに県に対し、ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援を要請する。

(参考)資料編 様式5 災害報告様式及び被害状況判定基準

情 報 伝 達 先

新潟県防災局危機対策課 TEL 025-282-1638 FAX 025-282-1640 県防災行政無線番号 発信番号-401-823 県防災行政無線 FAX 発信番号-401-881 新潟県防災局消防課 TEL 025-282-1664 FAX 025-282-1667	消防庁 防災情報室
	TEL 03-5253-7526 FAX 03-5253-7536
	消防庁 応急対策室
	TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
	宿直室 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

発信番号は本庁舎「97」、大和庁舎「70」、塩沢庁舎「4」、消防署庁舎「77」

2-3 住民への注意の呼びかけ

2-3 住民への注意の呼びかけ

市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合、緊急広報部は、広報車、市防災行政無線等あらゆる手段を用いて注意を呼びかける。

①案文

こちらは、南魚沼市災害対策本部です。

ただいま、〇〇地区で〇〇災害が発生しました。（発生するおそれがあります。）

火を消してください。

身の回りを確認し、〇〇避難所へ避難してください。

危険区域を避け、できるだけ集団で避難行動を行ってください。

ラジオやテレビの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

（繰り返す）

2-4 報道機関への情報提供

①報道対応の責任者は副本部長とし、報道マニュアルに基づいて対応する。

②プレスルームを設置し、副本部長が報道機関への災害情報の提供を、時間を決めて行う。

③報道機関からの取材については、総務部職員が対応する。

3 災害対策本部設置後おおむね 24 時間以内に開始する活動

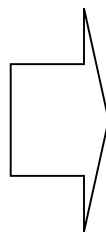
(1) 目標

被害状況を把握し、必要に応じて、他機関やボランティアの応援を得ながら人命の安全確保、被災者の生活の確保という観点から必要な対策を実施する。把握した情報及び対策について、毎日広報紙（チラシ）にまとめて避難所等で配布することを目指す。

組織体制はB体制とする。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3 災害対策本部設置後おおむね24時間以内に開始する活動

初動活動
(対策本部設置後おおむね三十分内)
の終了後



3- 1 被害情報の収集・伝達	総務部・消防部・産業部・建設部
3- 2 住民への広報計画	総務部
3- 3 住民等避難計画	総務部
3- 4 避難所運営計画	市民生活部
3- 5 行方不明者の搜索	総務部・消防部
3- 6 自衛隊の災害派遣計画	総務部
3- 7 輸送計画	総務部
3- 8 警備・保安及び交通規制計画	総務部・消防部
3- 9 消火活動計画	消防部
3-10 水防計画	消防部・建設部
3-11 救急・救助活動計画	消防部
3-12 医療救護活動計画	福祉保健部・病院管理部
3-13 防疫及び保健衛生計画	福祉保健部
3-14 こころのケア対策計画	福祉保健部
3-15 廃棄物の処理計画	市民生活部
3-16 トイレ対策計画	上下水道部・市民生活部
3-17 食糧・生活必需品等供給対策	総務部
3-18 要配慮者の応急対策	福祉保健部
3-19 学校における応急対策	教育部
3-20 文化財応急対策	教育部
3-21 障害物の処理計画	建設部
3-22 遺体の搜索・処理・埋葬計画	市民生活部
3-23 災害時の放送	総務部
3-24 公衆通信の確保	総務部
3-27 給水・上水道施設応急対策	上下水道部
3-28 下水道施設等応急対策	上下水道部
3-29 危険物等施設応急対策	市民生活部
3-30 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	建設部
3-32 治山・砂防施設の応急対策	建設部
3-33 河川施設の応急対策	建設部
3-34 農地・農業用施設等の応急対策	産業部
3-35 農林水産業応急対策	産業部
3-36 商工業応急対策	産業部
3-37 ボランティアの受入れ計画	福祉保健部
3-38 義援金の受入れ・配分計画	総務部・福祉保健部
3-39 義援物資対策	総務部
3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	市民生活部・総務部
3-41 り災証明書の発行	市民生活部

対策本部設置後おおむね24時間以内に開始する活動の一覧

3-1 被害情報の収集・伝達

3-1 被害情報の収集・伝達

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市及び関係機関は、一定の規模以上の風水害等が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

また、市、県その他の防災関係機関は、相互に職位レベルに応じた情報の疎通の体制を整備する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民、事業所等の役割

災害発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋など準備を行う。

(イ) 市・消防機関の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、行政区等から情報収集できる体制を予め確立する。

なお、災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

(ウ) 県の役割

- ① 県は市、消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。

また、必要に応じて職員を市に派遣する。

- ② 災害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により、被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、人工衛星等による情報収集を依頼する。

- ③ 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

- ④ 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点として、危機管理センターの整備を進め、情報収集伝達体制を確立する。

- ⑤ 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

- ⑥ 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

- ⑦ 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

3-1 被害情報の収集・伝達

(エ) 警察本部の役割

- ① 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより、直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- ② ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

(オ) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、自衛隊及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じ、ヘリコプター、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

イ 活動の調整

市・消防機関、県、警察本部及び防災関係機関は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、行政区、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などの配慮に努める。

県は、警察本部、関係機関の協力のもと、市町村の取組を支援する。

(3) 積雪期の対応

市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪期においては、避難時の携帯ラジオの携行について、住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

県は、関係機関等の協力のもと、市町村の取組を支援する。

(4) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市町村、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、被災市町村へ報告する。

また、被災市町村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

3-1 被害情報の収集・伝達

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
行政区、住民等	市、消防機関、警察等	地域の状況、被害状況等
市、警察、消防機関等	県、報道機関	同上
県	国、防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
市、消防機関、警察等	行政区、住民	同上

3 業務の体系

第1次情報の収集・伝達

- ・市・消防機関、県警察、防災関係機関による情報収集
「消防庁への火災・災害等即報基準」
「消防庁への直接即報基準」
- ・状況により市へ連絡職員を派遣（県）
- ・南魚沼地域振興局による情報収集（県）

一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

- ・市・消防機関、警察及び防災関係機関による被害情報の把握並びに応急対策活動状況、災害対策本部及び避難所の設置状況等の報告
- ・南魚沼地域振興局による被害状況の把握と主管課等への報告
- ・消防庁応急対策室及び内閣府(防災担当) 被災者行政担当への連絡

一般住民等へ広報

- ・報道機関等への情報伝達及び報道要請
- ・警戒レベル4（避難指示）又は警戒レベル3（高齢者等避難）の伝達

3-1 被害情報の収集・伝達

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市地域防災計画に定める被害情報収集伝達体制により、詳細な被害状況を調査する。 - 避難所を開設したとき、自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	県、県警察
県	市、消防本部及び警察本部に照会するとともに、県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 - 消防防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 - 必要に応じて自衛隊、北陸地方整備局、JAXA等に対し、被災状況の把握活動を要請する。 - 必要に応じて市に連絡要員を派遣し、情報収集を行う。	市、消防本部、県警本部、自衛隊、北陸地方整備局、JAXA
県警察	- パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより、直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 - ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。 - 交通規制を実施した場合については、市、県等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。	市・消防機関、県、各種報道機関
防災関係機関	業務計画に定める被害状況収集伝達体制により、詳細な被害状況を調査する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-2 住民への広報計画

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県に被害状況を報告する。 ・ 避難指示等を発出した場合は、新潟県総合防災情報システムにより速やかに県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	
県	・ 自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 ・ 災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）被災者行政担当に被害状況を報告する。 ・ 収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。	
防災関係機関	・ 病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を県医務薬事課へ報告する。 ・ ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。	

(3) 重要項目

ア 住民への広報に関する窓口

住民への広報に関する窓口は、市災害対策本部（総務部）広報担当が行う。

イ 総務部は、概括的な被害情報の収集・伝達後、県の定める様式に従った被害状況の調査が適切に行える体制を各部と協議して整える。

ウ 総務部は、各部からの報告をとりまとめ、報告時点で判明している最新の情報を、県防災行政無線を通じて県に報告する。

エ 災害の規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、県に応援を求める。

オ 応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、災害報告取扱要領に基づき15日以内に確定報告を県に対して行う。

3-2 住民への広報計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県・防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ、住民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

ア 各主体の責務

(ア) 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、混乱を招かないようにするとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的

に活用する。

(イ) 県

災害に関する全県的な情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

(ウ) 県警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

(エ) 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な応急対策は講じられるよう、気象情報を広報する。

(オ) 北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、住民生活の安定を図るとともに、救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

(カ) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(キ) 公共交通機関（鉄道、バス）

避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

(ク) 報道機関

災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(ケ) 住民、事業所等

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供されるよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

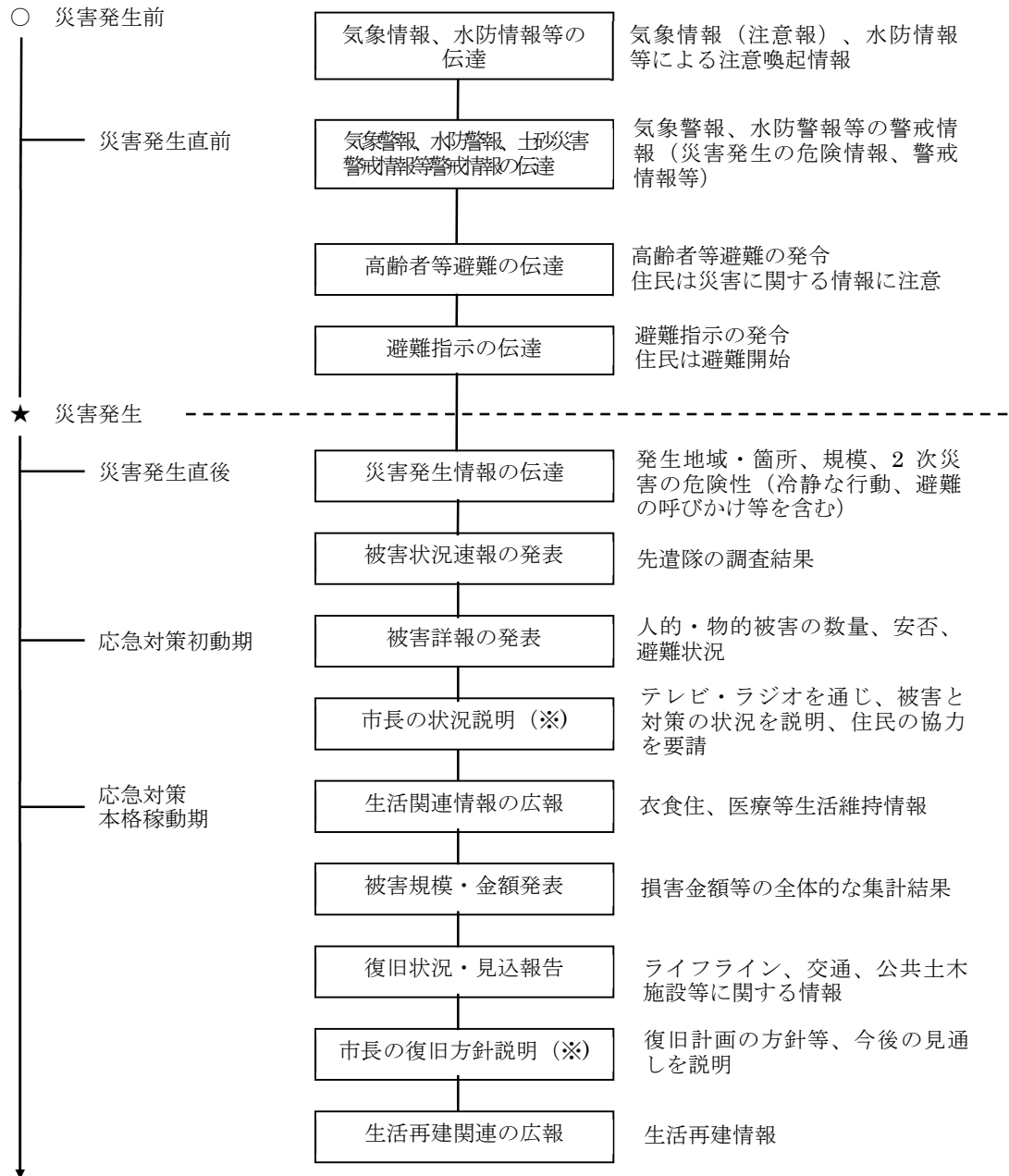
オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じ

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-2 住民への広報計画

て、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

2 業務の体系



（※）＝必要に応じて実施

3 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

イ 広報・広聴すべき事項

(ア) 高齢者等避難、避難指示、避難所の指定に関する情報

3-2 住民への広報計画

- (イ) 災害発生情報・被害状況速報・詳細の伝達
- (ウ) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報
- (エ) 人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
- (オ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- (カ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
- (キ) 自主防災組織及び行政区等からの相談・要望等及び同組織等への依頼事項
- (ク) 被災者の相談・要望・意見
- (ケ) その他被災住民の避難行動や生活に密着な関係がある情報

ウ 手段

- (ア) 電話・緊急情報メール・緊急告知ラジオ・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
- (イ) 住民相談窓口の開設
- (ウ) 県を通じて報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (エ) 防災行政無線、緊急速報メールによる情報発信
- (オ) FMゆきぐに等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておく。）
また、ラジオによる広報ではFM緊急割り込み放送を活用した情報提供も行う。
- (カ) インターネット、SNS（LINE、X）による情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (キ) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（公共情報コモンズ）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

エ 広報・広聴に関する窓口

広報・広聴に関する窓口は、市災害対策本部（総務部）広報担当が行う。

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 気象観測地点の観測測定情報
- (イ) 県地域機関、市、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 市、国、県等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報
- (エ) 知事の住民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (カ) ライフライン、交通情報

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-2 住民への広報計画

- (キ) 河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
- (ク) 物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報
- (ケ) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (コ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
 - (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
 - (エ) 災害の記録誌及び記録映像の作成
 - (オ) 電話、手紙又は電子メールによる意見・要望等の収集
 - (カ) コミュニティメディアでの情報発信（広告掲出を含む）
 - (キ) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（公共情報コモンズ）による情報伝達者への情報提供
 - (ク) 新潟県総合防災情報システム及び災害情報共有システム（Lアラート）による情報伝達者への情報提供
- (3) 新潟地方気象台及び北陸地方整備局

ア 役割

主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報、予報等
- (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報

ウ 手段

- (ア) 防災情報システム等での提供
 - (イ) 報道機関、県、市及び防災関係機関への気象予測説明会の実施
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) FMゆきぐに等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-2 住民への広報計画

体制を整えておく。)

(カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(5) 公共交通機関（鉄道、バス等）

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 広報すべき事項

(ア) 被災による不通区間の状況、運休及び運行の取りやめ

(イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段

(ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

(ア) 乗降場での印刷物の掲示

(イ) 場内・車内等での放送

(ウ) 報道機関への報道依頼

(エ) 防災行政無線による情報発信依頼

(オ) FMゆきぐに放送等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておく。）

(カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(6) 県警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

(ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報

(イ) 交通規制に関する情報

(ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ 手段

(ア) 報道機関への情報提供

(イ) 警察官による現場広報

(ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(7) その他防災関係機関等

住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

(8) インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-2 住民への広報計画

4 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・ 気象状況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関に防災情報システム等で直ちに配信する。 ・ 必要に応じて、市、県、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。	市、県、報道機関
新潟地方気象台 北陸地方整備局 市、県	・ 被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。	市、県、報道機関、防災関係機関
市	・ 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難・避難指示）を緊急告知ラジオ、緊急情報メール、SNS（LINE、X）、広報車、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム（アラート）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 ・ 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難・避難指示）を伝達する。	消防団、自主防災組織、行政区
県	・ 水防警報伝達計画に基づき、河川の水位又は流量等を市及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関及び住民の協力を求めて一般に周知する。 ・ 土砂災害警戒情報を新潟地方気象台と共同で発表し、市、報道機関を通じて住民に周知する。	北陸地方整備局、市、報道機関、防災関係機関
県 北陸地方整備局	・ 「土砂災害緊急情報等伝達計画」に基づき土砂災害緊急情報等を市に通知する。	市、防災関係機関
報道機関	・ 入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-2 住民への広報計画

(2) 災害発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・危険地域の住民に緊急告知ラジオ、緊急情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、新潟県総合防災情報システム、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、防災行政無線等により、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	
県	・災害が大規模にかつ広域に発生するおそれがあるときは、防災行政無線等を使って市に危険区域の避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。 ・被害状況等を報道機関や県ホームページを通じて提供する。 ・緊急情報は災害ポータルサイトに一元的に集約し、情報発信する。	市、報道機関
報道機関	・入手した気象警報又は注意報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関のマニュアルに基づき放送する。	

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・継続中の避難情報 ・避難所の開設等 ・医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・給水・炊き出しの実施及び物資の配給	
県	・人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報 ・公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） ・医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 ・教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 ・ボランティア受け入れ情報 ・物資・食糧の受け入れ情報 ・救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定 ・各種相談窓口に関する情報	
県警察	・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市長から要求があった場合等の避難指示広報	
北陸地方整備局	・道路等の所管施設の被害及び復旧に関する情報	
ライフライン関係機関	・被災による使用不能状況 ・使用可能の場合の使用上の注意等	
公共交通機関	・被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航のとりやめ ・臨時ダイヤ等	

3-2 住民への広報計画

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 ・ 小中学校の授業再開予定 ・ 仮設住宅への入居	
県	・ 被害金額等の概算集計 ・ 公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み ・ 義援金受入	
ライフライン関係機関 公共交通機関	・ 復旧見込み ・ 災害時の特例措置の実施状況	

(5) 復旧対策期

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ り災証明書の発行 ・ 生活再建資金の貸付け ・ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・ その他生活再建に関する情報	
県	・ 広域的な復旧計画等	

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに、災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 自主防災組織及び行政区等からの相談・要望等の受け付け ・ 被災者のための相談窓口の設置	
県	・ 市の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・ 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取	
ライフライン関係機関	・ 利用者相談窓口の開設	

6 住民等からの問い合わせに対する対応

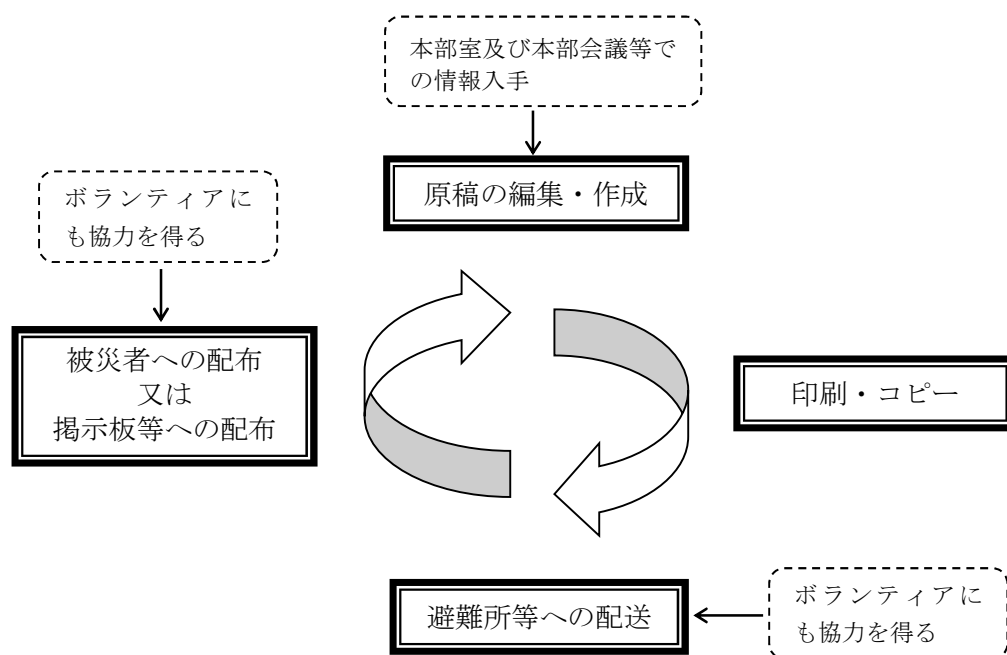
市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 重要項目

- (1) 住民への広報の責任者は副本部長とする。
- (2) 総務部は、発災当日の段階においては、FMゆきぐに及び広報車により逐次住民に情報を提供する。他の担当部は危険地区を巡回広報する。
- (3) 以降、各部の協力を得て被害状況や対策の状況を掲載した広報紙（原則としてA3判片面のチラシ形式）を毎日作成し、避難所等で配布する。
- (4) 上記の他、インターネット、FAX等市で活用し得るあらゆる広報手段を用いて広報活動を行う。
- (5) 在宅要配慮者への広報に当たっては、民生・児童委員、ボランティア等を通じてきめの細かい広報に努める。

【広報紙（チラシ）の掲載項目例（発災当初の段階）】

- ☐ 市長声明（励まし及び対策の方針）
- ☐ 二次災害注意情報
- ☐ 被害速報
- ☐ 電気・ガス・水道情報
- ☐ 医療情報
- ☐ 交通情報
- ☐ 食糧・水・生活物資情報



広報紙（チラシ）の発行手順

3-3 住民等避難計画

3-3 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風、豪雪等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等を迅速に伝達し、早期避難を適切に実施することにより、人的被害発生を極力回避する。

ア 各主体の責務

(ア) 住民・事業所等

- ① 「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市の広報等により注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

避難時の周囲の状況などから、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合等やむを得ないと判断したときは、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

- ② 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。

[警戒レベル3]

- ・高齢者等避難 → いつでも避難できるよう準備を整える。避難行動要支援者は、避難所等の安全な場所へ移動する。

[警戒レベル4]

- ・避難指示 → 原則全ての住民は危険な場所から必ず避難する。

- ③ 異状を発見した場合は、直ちに市、消防等に通報する。
- ④ 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。
- ⑤ 浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

(イ) 市

- ① 気象状況、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。
- ② 市長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、土砂災害警戒情報が発表され現場状況が切迫しているとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ③ 避難指示等の伝達は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘、電子メール、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び

手段による。

- ④ 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。
- ⑤ 消防及び警察の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。
- ⑥ 避難指示等を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- ⑦ 避難指示等を発出した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

(ウ) 県

- ① 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供し、判断材料について技術的な支援を行う。
また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。
- ② 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁舎西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- ③ 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- ④ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- ⑤ 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- ⑥ 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の輸送に係る車輛等の確保に係る支援を行う。
- ⑦ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(エ) 県教育委員会

所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

(オ) 県警察

- ① 住民の避難途上の安全確保に協力する。
- ② 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

イ 活動の調整

市災害対策本部、県災害対策本部等

ウ 達成目標

浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に住民の避難を完了する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難の発令等により、一般の住民より早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

イ 市は、あらかじめ策定した「避難行動要支援者避難支援マニュアル」、消防、警察、自主防災組織、民生委員児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか確認する。

ウ 市は、避難先で要配慮者に対し必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 屋外では、音声情報が伝わりにくくなるため、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

エ スキー場に非常に多数のスキー客がおり、一時的に帰れない状況にあるため、市は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所を確保する。

(4) 広域避難への対応

ア 協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の市町村及び都道府県は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

3-3 住民等避難計画

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	行政区、住民等	避難指示等
行政区、住民等		避難行動

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
行政区、住民等	消防、警察、市	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県、警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受入体制
市	行政区(自主防災組織)、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報
行政区（自主防災組織）、住民等	その他の被災地域	支援体制

3 避難及び避難所計画フロー図

地域の状況（気象警報、河川情報等、土砂災害警戒情報等）

→ 危険地域からの自主避難

↓

高齢者等避難（警戒レベル3）の発令

→ 住民及び県、報道機関への情報伝達

↓

避難行動要支援者の把握及び避難誘導支援

避難所の準備及び開設（それ以外の住民については、避難の準備又は避難行動）

避難指示（警戒レベル4）の発令

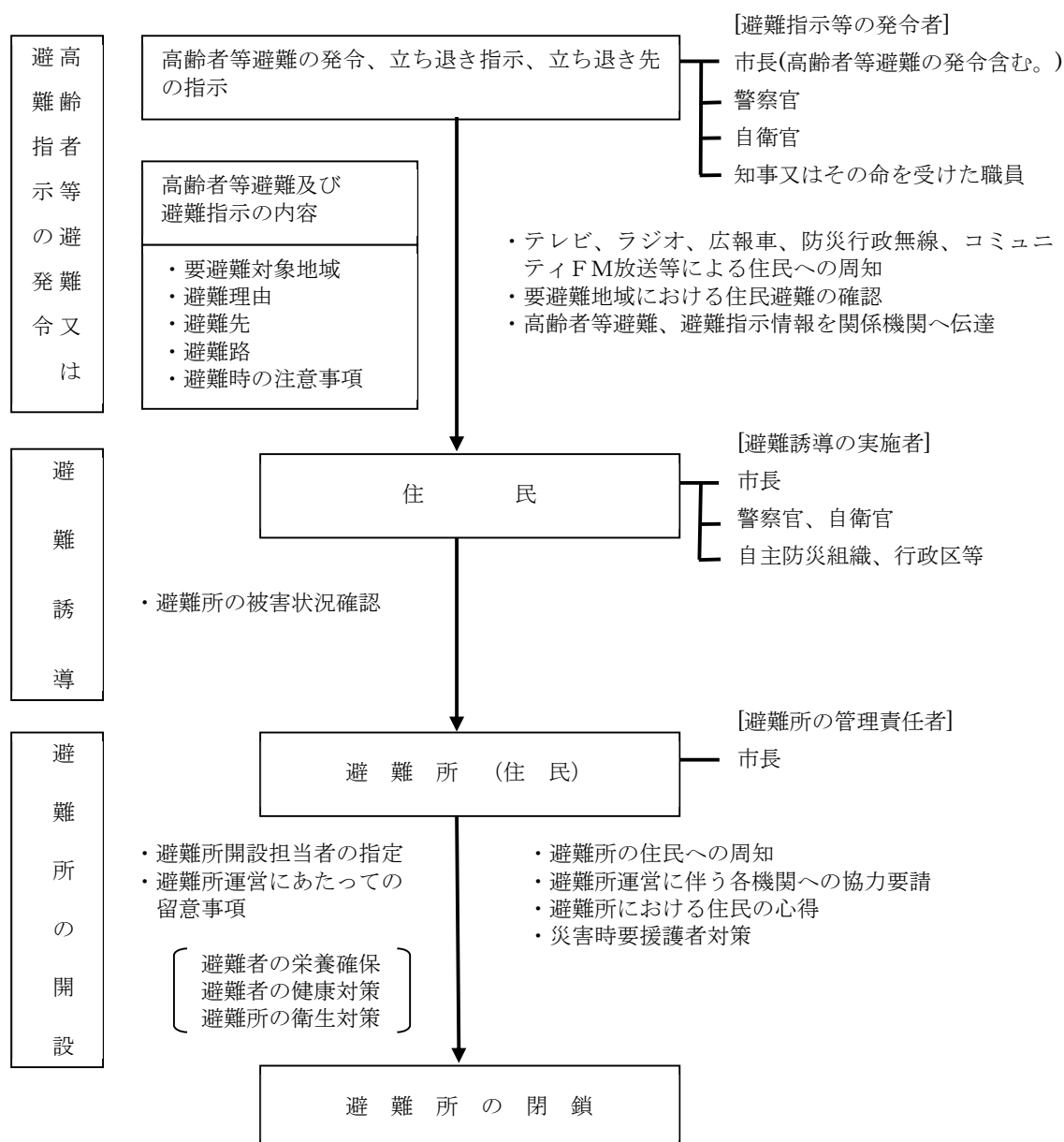
→ 住民の安否確認、孤立者等への救助活動

↓

（必要に応じて警戒区域の設定）

避難

→ 避難者ニーズの取りまとめ



4 高齢者等避難、避難指示、自主避難

(1) 高齢者等避難、避難指示の発令を指示する者

高齢者等避難、避難指示の発令権者は次のとおりであるが、これらを行なったとき、又は自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡する。

※第2章第31節「避難体制の整備」参照のこと。

ア 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（避難誘導）

部	担 当 内 容
総務部	救助、避難、誘導及び捜索に関すること。

(2) 「高齢者等避難、避難指示の発令」の判断のための情報収集

ア 市

防災行政無線、消防無線、職員及び自主防災組織、民生委員児童委員、行政区等を通じての連絡等により情報収集するほか、本章 3-1「被害情報の収集・伝達」による。

イ 県

自衛隊等の支援により情報を収集する。

(3) 各防災関係機関の「高齢者等避難、避難指示の発令」の基準及び業務

ア 市

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は高齢者等避難の発令、避難のための立ち退きを指示した後、速やかに知事に報告する。

県警本部から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けた場合も同様とする。

イ 県警本部、自衛官

市長が避難の指示ができないと認められるとき、又は市長から要請があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のための立ち退きを指示する。（その場に警察官がいない場合に限って、自衛官が指示することができる。）

この場合、市長に対しその旨通知する。

ウ 県

知事又はその命を受けた職員の指示は、住民の避難のために立ち退くべきことを指示し、直ちに市長及び南魚沼警察署長にその旨通知する。

(4) 「高齢者等避難、避難指示の発令」の内容、伝達方法

高齢者等避難、避難指示の発令は、次の内容を明示して行い、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、FMゆきぐに、ホームページ等で当該地域の住民等に速やかにその内容の周知徹底を図る。特に避難行動要支援者への高齢者等避難、避難指示の発令にあたっては、地域の民生委員児童委員、消防団、自主防災組織、行政区等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

この場合において、危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急情報放送の要請を県に依頼する。市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段に

より行う。緊急情報の提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民（視聴者）への情報伝達を行うように努める。

ア 避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難先

エ 避難路

オ 避難時の注意事項

(5) 要避難地域における住民避難の確認

避難指示の後、速やかに当該地域への通行を規制するとともに、広報車等により住民等の避難の確認に努めるものとする。また、消防団、自主防災組織等と協力し、住民の避難状況を確認する。

(6) 自主避難

住民は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、自分の生命に危険を感じた場合は、行政からの高齢者等避難、避難指示の発令がない場合でも自主避難に努める。このため住民は、平時から自主防災組織、消防団、行政区等を中心に避難経路の安全確認等に努めるものとする。

5 避難誘導

市及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り自主防災組織、行政区、学校、事業所等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 避難所の被害状況確認

災害発生後、市は速やかに指定避難所について、施設管理者等又は調査のため派遣した職員からの被害状況報告により、利用の可否を速やかに確認する。

(2) 避難路の選定及び住民への周知

高齢者等避難、避難指示の発令をした者は、市、関係機関及び自主防災組織、行政区等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定し、速やかに当該地域の住民等へ周知するものとする。

(3) 避難の方法

ア 自主防災組織、行政区及び事業所等は、高齢者等避難、避難指示の発令があった場合は、集団であらかじめ定めた一時避難場所へ避難し、その後に市の指定避難所へ移動するよう努める。

イ 高齢者等避難、避難指示の発令がうまく伝わらない状況下においては、住民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。

ウ 一時避難場所へ避難した住民は、自主防災組織、行政区等と協力し、地域住民の安否確認をできる範囲で行い、連絡の取れない住民の把握に努める。

また、当該避難所（場所）に危険が迫った場合は、消防団、自主防災組織、行政区等、市職員又は警察官の誘導により、他の安全な避難所（場所）へ避難する。

エ 帰宅が困難な状況においては、消防団、自主防災組織、行政区等、市職員又は警察官の誘導のもと指定避難所へ移動する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-3 住民等避難計画

(4) 避難行動要支援者対策（避難の優先順位）

避難行動要支援者は、自力で避難することが困難なため、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿により、民生委員児童委員、消防署や消防団、自主防災組織、行政区等の協力により安否確認、避難誘導の補助を行い、優先的に避難するものとする。

(5) 避難時の安全確保

ア 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、自主防災組織、行政区等の協力により、避難路上にある障害物の排除、危険箇所等の周知に努め、避難の円滑化を図る。

イ 避難誘導にあたっては、避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、先頭はもちろんのこと、最後尾にも誘導員を配置するよう努めるものとする。

また、ヘリコプター等の活用により、避難中の混乱による事故、紛争等の防止に努めるものとする。

6 業務の内容

(1) 高齢者等避難

実施主体	対 策	協力依頼先
行政区（自主防災組織）、住民	- 地域の状況の連絡 - 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	市、消防、県警察
市	- 避難所の開設と被害状況の収集 - 県及び報道機関への情報提供と発信 - 要配慮者への対応	指定避難所設置者、消防、県警察、報道機関等
県	- 避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達 - 自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 - 管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等
防災関係機関	- 避難状況の把握及び緊急通報への対応 - 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	警察本部、消防

(2) 避難指示

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 住民等への伝達と避難の指示 - 避難の広報、避難誘導 - 避難路の安全確保及び避難所の開設 - 報道機関、消防、警察等関係機関への連絡	報道機関、消防本部、県警察
県	- 避難指示の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 - 関係機関に災害派遣等を要請 - 応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、北陸地方整備局、警察本部等
防災関係機関	- 避難指示の地域からの避難誘導 - 交通規制の実施 - 犯罪予防	県警察、消防

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-3 住民等避難計画

(3) 避難誘導及び救助

実施主体	対 策	協力依頼先
行政区（自主防災組織）、住民	・自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	
市	・被害状況の収集と避難所の開設及び避難者の概数把握 ・被害情報の提供と発信 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防、県警察等
県	・被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 ・自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請 ・管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、警察本部等
防災関係機関	・避難状況の収集及び緊急通報への対応 ・広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、消防

ア 重要項目

災害対策本部長は、被害情報を収集し必要と認める場合、高齢者等避難、避難指示の発令を行う。高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき市、警察官、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないよう、総務部はこれらの機関と緊密な情報交換を行う。（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）

(ア) 避難の措置を講じた場合、以下の事項について県知事に速やかに報告する。

- ①避難指示の発令者
- ②発令日時
- ③発令の理由
- ④避難対象地域
- ⑤避難対象世帯数及び人員数
- ⑥避難先

イ 実施責任者

(ア) 市長

災害対策基本法第60条に基づき、必要と認める危険地域の居住者等に対し、避難のため指示をするとともに、その立退き先の指示をすることができる。

市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（避難誘導）

部	担 当 内 容
総務部	救助、避難、誘導及び捜索に関すること。

(イ) 県知事

災害対策基本法第60条に基づき、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって

実施しなければならない。

(ウ) 警察官

災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条に基づき、市長が避難指示をするいとまがないとき、又は市長から要請があったとき、危険地域の居住者等に対し、避難のための立退きの指示をすることができる。

(エ) 県知事、県知事の命を受けた県職員等又は水防管理者

地すべり等防止法第25条及び水防法第22条に基づき、地すべりにより著しい危険があると認められるとき、又は洪水により著しい危険があると認められるときは、居住者等に対し、立退きの指示をすることができる。

(オ) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条に基づき、災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、被害を受けるおそれのある者に避難のための立退きの指示をすることができる。

ウ 高齢者等避難、避難指示の基準

総務部は、以下の場合、高齢者等避難、避難指示の発令、警戒区域の設定等必要な避難措置を講ずることとし、市防災行政無線、ハンドマイク、広報車等によりその内容を伝達し、市職員、自主防災組織、消防職団員及び警察官等あらゆる手段を用いて安全な場所へ誘導する。この場合、事前に安全な避難経路を検討し、危険な箇所を標示するほか、必要に応じて誘導員を配置し事故防止に努め、要配慮者等に配慮して誘導する。

(ア) 火災の延焼により危険が迫っているとき。

(イ) 水害、土砂災害、危険物災害等の危険が迫っているとき。

(ウ) その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(エ) 土砂災害警戒情報が発表され、現場の状況が切迫しているとき。

(オ) 魚野川・三国川の水位観測所水位が「避難判断水位」を超えたとき。

エ 高齢者等避難、避難指示の発令

(ア) 市の区域内において危険が切迫した場合、市長は、避難先を定めて避難指示をするものとする。

また、現地において著しい危険が切迫しており、警察官が緊急避難を必要と認めるときは、直接住民に避難等の措置をとるものとする。この場合、警察官は市長に通知するものとする。

(イ) 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、又は禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(ウ) 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難・避難指示に当たっては、できる限り当該地域の住民に次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。

①避難を要する理由

②高齢者等避難・避難指示の対象地域

③避難先とその場所避難経路

④注意事項

オ 避難指示等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。また、市長は、その旨を知事に報告する。

7 自動車内における避難計画

被害が拡大し、被災者が多数となった場合、又は避難所が被災し使用不能になった場合等は、市内の避難所だけでは、収容が困難になることが予想される。このような場合は、近隣の自治体の協力を得て、その自治体の避難所に収容させてもらうことも考えられるが、緊急の避難手段として、次の事項に留意しながら、各自の判断により自動車内で避難することもやむを得ない。

- (1) 二次災害の危険性が低いこと。
- (2) 駐車場周囲の建物、工作物等に崩壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
- (3) 市や自主防災組織、行政区等の安否確認が容易に受けられること。
- (4) 給水、給食等の救助活動を容易に受けられること。
- (5) エコノミークラス症候群を予防するため、時々車外に出て体操を行い、適度に水分を補給すること。
- (6) 排気ガスによる一酸化炭素中毒等に注意すること。（特に積雪等による排気筒の目詰まり）

この場合において、市は、エコノミークラス症候群の発生等の危険性についての注意喚起とその広報を行うものとする。

3-4 避難所運営計画

3-4 避難所運営計画

1 計画の方針

風水害等の場合の指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、この項において「指定避難所等」という。）は、当該地域への避難指示等発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

指定避難所等の開設・運営は市が行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

(イ) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(ウ) 県は、市の指定避難所等の確保・開設・運営を支援する。

(エ) 県警察は、指定避難所等の保安等に当たる。

(オ) 避難所予定施設の管理者は、指定避難所等の迅速な開設及び運営について、市に協力する。

(2) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 指定避難所等の運営・管理については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(イ) 安全、保健・衛生、保安、生活環境の改善及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場等の施設整備や巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等運営に努める。

(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(エ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また、指定避難所等で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

(オ) 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベッド等

の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識するよう努める。

(カ) 風水害等の場合、指定避難所等の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

(キ) トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。

なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

(ク) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス、Wi-Fiの整備等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

(ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた指定避難所等環境の整備に努める。

(サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。

(シ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

(ス) 市は、指定避難所における感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトや施設の整備等の必要な措置を講じるよう努める。

(セ) 市及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(ソ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(タ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(チ) 市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所等運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。

(イ) 指定避難所等への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(エ) 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性によ

る配布を行う。

- (カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。
- (キ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して利用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (ク) 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(3) 要配慮者への配慮

ア 指定避難所等での配慮

- (ア) 市は、指定避難所等施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- (イ) 情報伝達は、必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により、避難者の健康管理に努める。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市は、下記の事態が発生した時、福祉避難所の開設に努める。
 - ① 災害による被害が発生する恐れがあると判断し、避難に関する情報を発令したとき。
 - ② 南魚沼市内で災害が発生し、要配慮者等の避難が必要なとき。
 - ③ 災害発生により、南魚沼市で開設した指定緊急避難場所及び指定避難所に避難した要配慮者の状況により福祉避難所の開設が必要なとき。
- また、施設への緊急入所を要しない要配慮者等が既に通常の避難所に避難している場合は、福祉避難所への誘導を図る。
- (イ) 通常の避難所や福祉避難所での生活が難しいと判断される傷病者や要配慮者等には、医療機関への転送、福祉施設等の緊急入所施設への移動を勧める。
 - (ウ) 市及び県は、(ア)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
 - (エ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
 - (オ) 福祉避難所は、市内の福祉施設等の協力を得て、指定するものとする。
 - (カ) 福祉避難所が受け入れる要配慮者等には、保護者等介護人が同伴するものとする。

(4) 積雪期の対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-4 避難所運営計画

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ
	市災害ボランティアセンター	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 報受信者		主な情報内容
市災害対策本部	避難所	支援・供給情報
国・関係機関等	県災害対策本部	
県災害対策本部	市災害対策本部	

3 業務の体系

☆風水害等発生のおそれ（避難指示等の発令）

0～3 h	指定避難所等開設
～6 h	避難者の状況把握
～12 h	外部からの応援受入開始
～24 h	避難行動要支援者の移動
～3 h	指定避難所等の拡張・充実
3日～	避難者サービスの充実
7日～	指定避難所等の集約化
～2ヶ月	指定避難所等の解消

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-4 避難所運営計画

4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(指定避難所等開設～3h) ・福祉避難所の開設、要配慮者受入れ ・職員配置及び避難所開設報告 ・施設の安全確認 (避難者の状況把握～6h) ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・指定避難所等備蓄物資の提供 (外部からの応援受入開始～12h) ・指定避難所等運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・冷房器具の手配(夏季) ・暖房器具及び燃料の手配(冬季) ・市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣 ・要配慮者支援要員の配置 ○要配慮者の移動(～24h) ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等 県災害対策本部 施設管理者 避難者 〃 県災害対策本部 ボランティアセンター 県災害対策本部 〃 県災害対策本部 南魚沼郡市医師会、 南魚沼郡歯科医師会 保健所 消防、保健所 福祉施設
県	○指定避難所等開設時の支援(～3h) ・県施設避難所の開設への協力 ・施設の応急危険度判定要員派遣 ○指定避難所等運営の応援(～12h) ・指定避難所等運営応援職員の派遣 ・食料・生活必需品の調達・配送 ・県備蓄物資の提供 ・仮設トイレの手配 ・県医療救護班及び県歯科医師救護班の派遣 ・看護師及び保健師の派遣 ○要配慮者の移動(～24h) ・受入れ医療機関の確保 ・福祉関係者への協力依頼	県内市町村、 協定締結道県 協定企業等 県トラック協会 災害拠点病院等 県看護協会 県医師会等 障がい者施設 介護事業者等
指定避難所等 予定施設の管 理者	・施設の安全確認(開設～3h) ・避難所開設作業への協力	
自衛隊	・県の要請により食料・物資を輸送 ・ 〃 傷病者等を搬送	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-4 避難所運営計画

(2) 指定避難所等開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	○指定避難所等の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・指定避難所等環境の改善 (パーティション、段ボールベッド等設置) ・避難者による自治組織編成	県災害対策本部 避難者
県	・自衛隊に避難者用テントの設営を要請	自衛隊
自衛隊	・県からの要請により避難者用テントを設営	
県警察	・指定避難所等における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織
東北電力ネットワーク(株)魚沼電力センター	・指定避難所等施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実(3日～) ・入浴機会の確保 ・指定避難所等での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材、飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災害対策本部 ボランティアセンター 新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会、ボランティアセンター等 電気通信事業者
県	○避難者サービス充実への協力(3日～) ・自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○指定避難所等・避難者の集約(7日～)	自衛隊 県内市町村 新潟県生活衛生同業組合連合会、LPガス協会
自衛隊	○避難者サービス充実への協力(3日～) ・県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	○避難者サービス充実への協力(3日～) ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

(4) 指定避難所等設置・運営重要項目

ア 災害により住宅を失った者、住宅が二次災害に見舞われる可能性のある者、高齢者、障がい者等で停電、断水等により日常生活に支障をきたす被災者については、指定避難所等を開設し保護する。

イ 受入期間は、被災者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの期間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの期間とする。ただし、教育施設等に関

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-4 避難所運営計画

しては、学校教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。

ウ 指定避難所等を設置した場合、市民生活部は避難者名簿を作成する。名簿により、避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を市長に報告するとともに、食糧品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数の把握に活用する。

エ 指定避難所等においては、総務部が作成する広報紙（チラシ）等を通じて逐次避難者に情報を伝達する。

オ 必要な場合、福祉保健部に医療救護担当者の避難所への派遣を依頼し、検診等を実施する。

(5) 実施担当部

市における実施担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（避難所の設置・運営）

部	担 当 内 容
市民生活部	避難所の管理・運営に関すること。

(6) 指定避難所等

市内の指定避難所等については、資料編の「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」のとおりとする。指定避難所等の設営等については、市職員が行う。

(7) 指定避難所等の開設及び管理

ア 指定避難所等の開設

(ア) 市長は、被災者のうち避難を必要とする者に対して指定避難所等を開設するものとする。

また、避難情報等を発令した場合、市民生活部は、直ちに拠点となる指定避難所等を開設し、その後、状況に応じて調整する。

(イ) 指定避難所等の開設は、避難施設としての安全性、居住性、収容人数、給水・給食、冷暖房設備等の有無を勘案して定める。また、被災者の生活再建等を考慮し、可能な限り居住地近傍の指定した施設に開設するよう努める。

(ウ) 指定避難所等が不足する場合は、協定市等に受入れの要請をし、なお不足する場合は、県に受入れの斡旋を要請する。

イ 指定避難所等開設の報告

市長が指定避難所等を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間を県知事に報告するものとする。

ウ 指定避難所等の管理・運営

指定避難所等の管理・運営には、施設管理者、消防団、自主防災組織、行政区、応援自治体職員、ボランティア等からの協力を得て行うものとする。また、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

また、次の事項に留意するものとする。

(ア) 指定避難所等を開設する場合は、管理責任者を定めておく。

(イ) 指定避難所等の運営に必要な資機材を整備する。

(ウ) 指定避難所等には収容者心得等を提示し、混乱の防止に努める。

エ 指定避難所等を開設する暇がない場合の緊急措置

住民は、緊急に市が指定する指定避難所等内に避難する必要がある、かつ指定避難所等外で危険を回避することが不可能な場合は、市等による開設を待つことなく次により指定避難所等に立ち入り、安全を確認する。

- (ア) 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- (イ) 出入口、窓等進入可能な箇所を破壊し避難する。
- (ウ) 分散せず、まとまって開設担当者の到着を待つ。
- (エ) 指定避難所等内の危険な場所には、近づかない。

(8) 指定避難所等運営にあたっての留意事項

市は、指定避難所等の秩序維持を図りながら運営にあたり、要配慮者については、特に優先的に対応する。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要最小限の栄養確保（特に乳幼児等に配慮する。）及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 指定避難所等の衛生、給食、給水等対策

- (ア) 入浴設備、便所、ごみ処理等の維持管理を衛生面に十分配慮しながら、避難者と協力して行う。
- (イ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食糧の供給を行う。
- (ウ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 避難者の生活相談

避難者の人心安定を図るため、必要により、市は県と協力して指定避難所等における相談業務を実施する。市は聴取した内容について、速やかに各関係部署に連絡して、早期解決に努力するものとする。

(9) 指定避難所等運営に伴う各機関への協力要請

市は、指定避難所等運営に際し、必要に応じて、県に対し医療救護班、巡回保健班、食品衛生班等や自衛隊への炊き出し、入浴施設の支援要請を行うとともに、日赤県支部、県医師会等に協力要請を行う。

(10) 指定避難所等における住民の心得

指定避難所等に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。

- ア 自主防災組織、行政区等による指定避難所等運営組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ 要配慮者への配慮
- エ その他指定避難所等の秩序維持に必要なと思われる事項

(11) 市災害対策本部との連絡体制

指定避難所等と市災害対策本部との連絡については、指定避難所等の運営を行っている災害対策本部職員又は自主防災組織、行政区等の代表者が行うものとする。各指定避難所等の要望等を取りまとめ、電話等の通信手段又は物資輸送担当職員等を通じて市災害対策本部との連絡を行う。

(12) 指定避難所等への広報活動

指定避難所等への広報活動については、災害対策本部職員による口頭伝達や、掲示

3-5 行方不明者の搜索

物、チラシにより行い、コミュニティFM等が利用可能な場合は、ラジオ等を設置し、行うものとする。その際には、要配慮者に配慮して行うよう努める。

(13) 防災を特に必要とする施設の避難計画

次に掲げる施設の管理者等は、居住者、利用者等を安全に避難させるため、防災責任者を定めるとともに避難計画を策定し、災害時の人命の安全確保に努めるものとする。

学校、幼稚園、保育園、医療機関、要配慮者利用施設、公民館等社会教育施設、大規模小売店、ホテル、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設。

5 避難所予定施設への物資等の事前配置

(1) 市の備蓄物資は、必要最低限の量とし、他は民間の保有する流通在庫、住民自らの備蓄により賄う。

(2) 市は、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用自家発電機、投光器、携帯トイレ等）の備蓄に努める。

(3) 備蓄物資は、避難所予定施設等に予め配備し、施設管理者に周知しておき、災害時に直ちに取り出して使用・配付できるよう努める。

6 外来者、一時滞在者への支援方法

外来者、一時滞在者の避難については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行うものとする。避難先については、最寄りの指定避難所とする。また、交通情報等の周知に努めるものとする。

7 積雪期の対応

(1) 積雪期においては、指定した避難所が使用できないことも予想されるため、これに代わる避難所の確保に努めておくとともに、協定市等への受入要請や県に受入れの斡旋を依頼する。

(2) 暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に努める。

(3) 屋外へ車等で避難している被災者に対しては、降雪等による一酸化炭素中毒等の注意や、時々車外に出て体操を行うなどして、エコノミークラス症候群の予防に努める。避難所の除排雪等については、施設管理者、消防団、自主防災組織、行政区、応援自治体職員やボランティア等の協力を得て行う。

(4) 積雪期において災害が発生し、応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

3-5 行方不明者の搜索

1 重要項目

(1) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務部は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録のうえ、消防本部、警察署等に本部員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

(2) 救出活動に当たっては、総務部、消防本部、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機

3-5 行方不明者の搜索

関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。

(3) 総務部は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長に報告するとともに、必要に応じ関係各部に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等の協力を要請する。

(4) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務部は、災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。

2 実施責任者

(1) 市長は、行方不明者の搜索を行うものとする。

(2) 行方不明者の搜索等の警察上の措置は、県警察本部長（南魚沼警察署長）が行うものとする。

(3) 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（行方不明者の搜索）

部	担 当 内 容
総務部・消防本部	搜索に関すること。

3 実施要領

(1) 手配

市長は、災害による行方不明者があるときは、その者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等を明らかにし、これらが明らかでないときは、行方不明者の発生した地域、行方不明者数を明らかにして県警察本部、その他防災関係機関等に手配し、かつ県知事に報告するものとする。

(2) 搜索

ア 搜索班の編成

市長は、多数の行方不明者があると認めたときは、その搜索、收容のため所属職員及び消防団員等を主体とする搜索班を編成するものとする。

イ 搜索の実施

(ア) 行方不明者があると認める地域を中心として、行方不明者の埋没等の疑いのある場所を重点に、組織的かつ綿密に搜索するものとする。

(イ) 搜索は、警察官、搜索班員及び行方不明者の家族、知人、親戚の者（以下「家族等」という。）が相互に綿密に連絡して行うものとする。

(ウ) 搜索を行うに当たり、地域の住民、旅行者、滞在者に発見通報を求め、発見したときの通知先を明らかにして積極的に広報するものとする。

ウ 発見したときの措置

(ア) 発見時において生存しているときは、直ちに医療を受けさせるものとする。

(イ) 遺体の状態が犯罪に関する疑いがあるときは、速やかに警察官に通報し、かつ遺体及び遺体の所在場所を保存するものとする。

(ウ) 搜索班が遺体を発見し、又は住民の家族等から発見の通報を受けたときは、直ちに警察官及び市民生活部に通知し、その後の処理について連絡するものとする。

3-6 自衛隊の災害派遣計画

4 救出対策

多数の要救出者が発生した場合には、県、県警察本部等の関係機関との協力体制を確立し、迅速、的確に救出活動を実施するものとする。

(1) 市長は、消防職員・消防団員等による救助隊を編成するとともに、救助作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。

(2) 市長は、自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、連携して救助に当たる。

(3) 市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

3-6 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)

イ 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

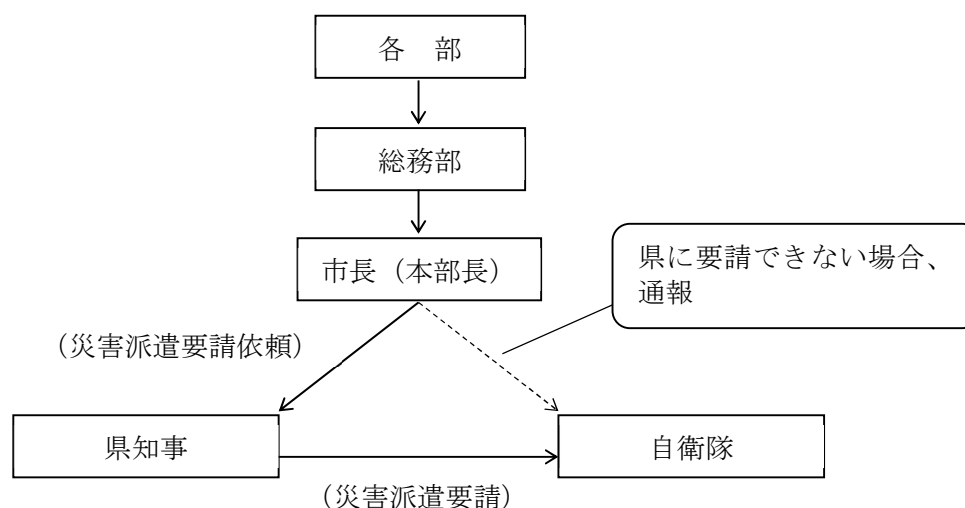
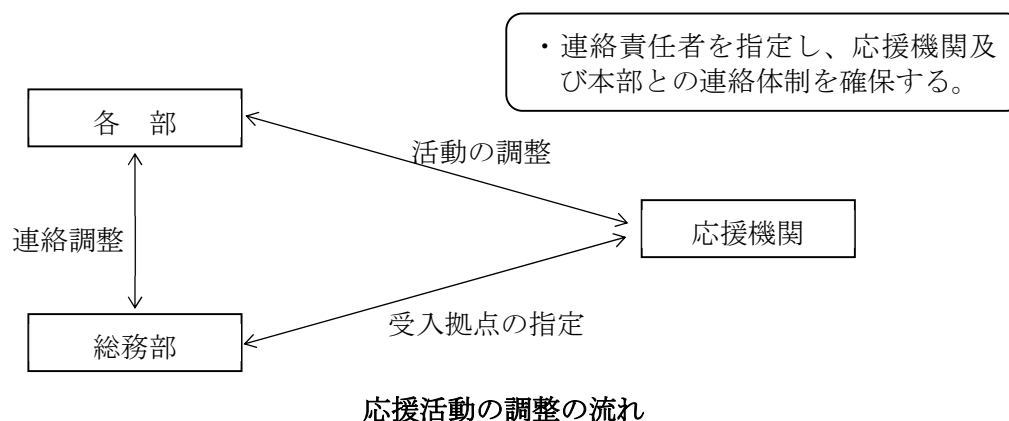
2 災害派遣要請手続

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代) (内 6434、6435、6436) 025-282-1638 (直通) 防災無線(発信番号) - 40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX(発信番号) - 401-881



(2) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を各災害派遣要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

3 自衛隊の自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

4 派遣部隊の受入体制

市及び県は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう堅密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 派遣部隊との連絡窓口の一本化

カ 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

(3) 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し、次の施設等を確保する。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（資料編参照）

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 宿营地等（資料編参照）

(4) 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が堅密に連携し、対応する体制を確保する。

5 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	市防災関係機関
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請連絡幹部の受入れ	各自衛隊市
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	行政区、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	各行政区等
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請連絡幹部の受入れ	各自衛隊市
行政区等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

6 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がでないよう、市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請により決定する。

7 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う高熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

8 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く新潟県南部市町村 の災害派遣)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第12旅団第3部防衛班 Tel 0279-54-2011 内 2285、2286 NTTFAX 0279-54-2011 FAX 切替 内 2239 連絡窓口 第2普通科連隊第3科 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 Tel 025-523-5117 内 235、237 NTTFAX 025-523-5117 FAX 切替 内 239
○高田駐屯地司令(第5施設 群長) (上越市の災害派遣)	〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 第5施設群第3科 Tel 025-523-5117 内線 435、439 NTTFAX 025-523-5117 FAX 切替 内 538
○新発田駐屯地司令(第30 普通科連隊長) (佐渡市を含む新潟県北部市町村 の災害派遣)	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 Tel 0254-22-3151 内 230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX 切替 内 537

※派遣先の地域が限定できない場合の事前の連絡先は、新発田駐屯地(第30普通科連隊)とする。

(2) 海上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方総監部防衛部オペレーション Tel 0773-62-2250 内 2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX 切替 連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 Tel 025-273-7771 内 431 NTTFAX 025-273-7771 FAX 切替

(3) 航空自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○航空自衛隊航空総隊司令官 (写真偵察機による調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生 2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー Tel 042-553-6611 内 2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX 切替
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課 Tel 042-362-2971 内 2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX 切替 2631
○航空救難団司令 (救援機の派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 Tel 04-2953-6131 内 3832、3836(夜間 3895) NTTFAX 04-2953-6131 FAX 切替 連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 Tel 025-273-9211 内 218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX 切替 内 227
○中部航空方面隊司令官 (第46警戒隊(佐渡分屯基地)の 派遣)	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 中部航空方面隊司令部防衛部運用課 Tel 0429-53-6131 内 2236 NTTFAX 0429-53-6131 FAX 切替 連絡窓口 第46警戒隊本部総括班運用係 〒952-1208 佐渡市金井新保丙2-27 Tel 0259-63-4111 内 205・206 NTTFAX 0259-63-4111 FAX 切替 内 264

3-7 輸送計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・空の交通手段の機能強化を図りつつ緊急輸送を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市

- ① 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- ② 車両等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- ③ 車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(イ) 県

- ① 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- ② 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- ③ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- ④ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。
- ⑤ 災害発生 of 初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- ⑥ 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

(ウ) 県警察

- ① 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- ② 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(エ) 輸送関係機関

自動車運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、市及び県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

(オ) 輸送施設管理者

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-7 輸送計画

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

イ 活動調整

市災害対策本部(総務部)、県災害対策本部(統括調整部、食料物資部)

(2) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

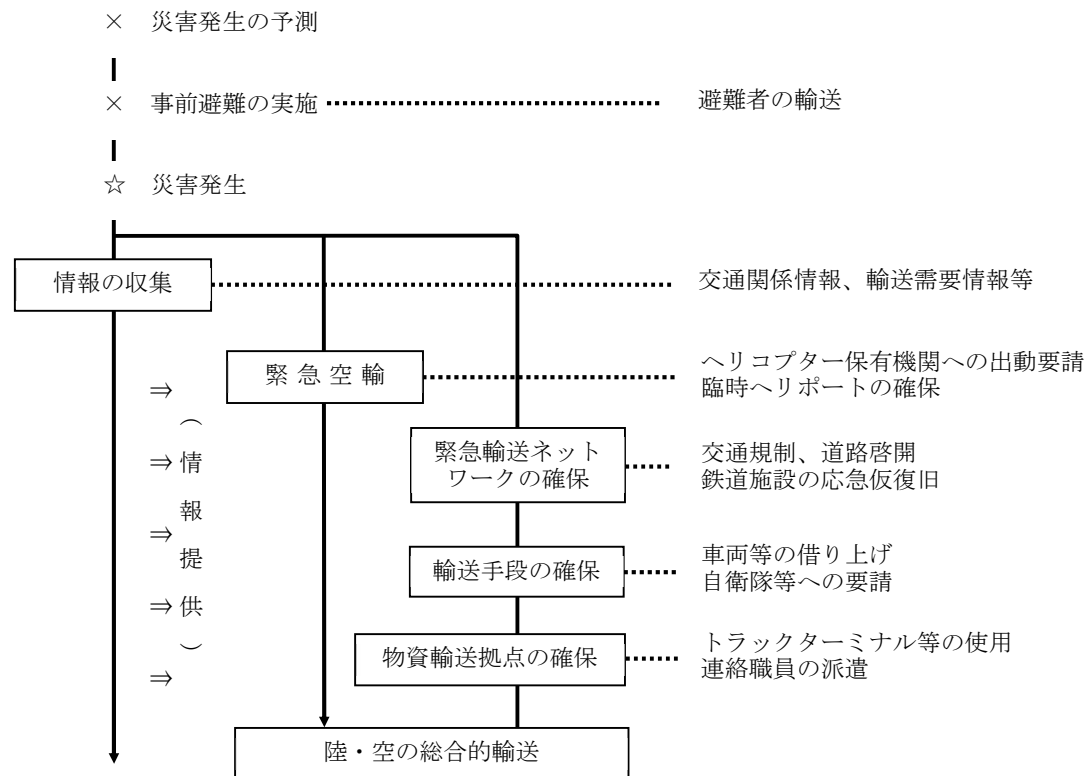
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市 県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 交通規制等の状況
市	県	・ 輸送施設の被災状況 ・ 臨時ヘリポートの確保状況 ・ 応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	・ 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報) ・ 輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 輸送体制確保についての応援の内容 ・ 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報)
県警察 道路管理者	関係機関 住民	・ 交通の確保及び交通規制の実施状況 ・ 渋滞の状況

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-7 輸送計画

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 事前避難の実施	県（災対本部 統括調整部）

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県	・ 緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	・ 各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
県警察 道路管理者	・ 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-7 輸送計画

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 平常時から車両等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・ 災害時に必要とする車両等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達の斡旋を要請する。	他市町村 県（災害対策本部総括調整部）
県	・ 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 県トラック協会 自衛隊等防災関係機関

(4) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。	施設管理者 県倉庫協会
市	・ 避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者

〈広域物資輸送拠点の機能〉

- ア 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
 - イ 地域内輸送拠点等への物資の配送
- (注) 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

〈地域内輸送拠点の機能〉

- ア 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
 - イ 避難所等への物資の配送
- (注) 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

〈物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務〉

- ア 物資輸送拠点の施設管理者との調整
- イ 物資輸送拠点への職員等の派遣
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
- ウ 物資輸送拠点への資機材等の配備
- エ 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-7 輸送計画

(5) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	車両等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。	県（災害対策本部総括調整部） 他市町村
県	- 市からの応援要請に基づき、（公社）新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 - ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 - ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	県トラック協会 陸上自衛隊 航空自衛隊 他都道府県

(6) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 - 配送、保管にあたり衛生面に配慮する。	県（災害対策本部食料物資部）、他市町村
県	- 各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部（総括調整部総務局）が集中管理して運用する。 - 緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプターで輸送する。	陸上自衛隊 航空自衛隊 北陸信越運輸局 新潟運輸支局
北陸信越運輸局 新潟運輸支局	災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関しての措置を取るよう指導を行うとともに、市及び県の要請により車両等の斡旋を行う。	
自衛隊	陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	市及び県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局 新潟空港事務所	民間航空機による輸送を必要とする場合は、市及び県の要請により民間航空機の斡旋を行う。	

3-8 警備・保安及び交通規制計画

各鉄道事業者	・市及び県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	
市内自動車運送業者	・市の要請により貨物自動車等の供給に協力する。	
市内バス、タクシー 運行業者	・市の要請により人員輸送用のバス等の供給に協力する。	

(7) 緊急時輸送施設及び輸送拠点

施設名	名 称	所在地	ヘリ 発着
市施設	南魚沼市役所各庁舎、その他市施設	六日町 180-1	×
県施設	南魚沼地域振興局、その他県施設	六日町 960	×
JRターミナル	六日町駅	六日町	×
車両ターミナル	新潟運輸(株)六日町支店 六日町ターミナル	美佐島 175-1	中型

(注) このほか、必要に応じて周辺市町に協力を求め、公的施設の提供を受けるものとする。

3-8 警備・保安及び交通規制計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、警察本部は、市及び関係機関と堅密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき、的確な災害警備活動を行うものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

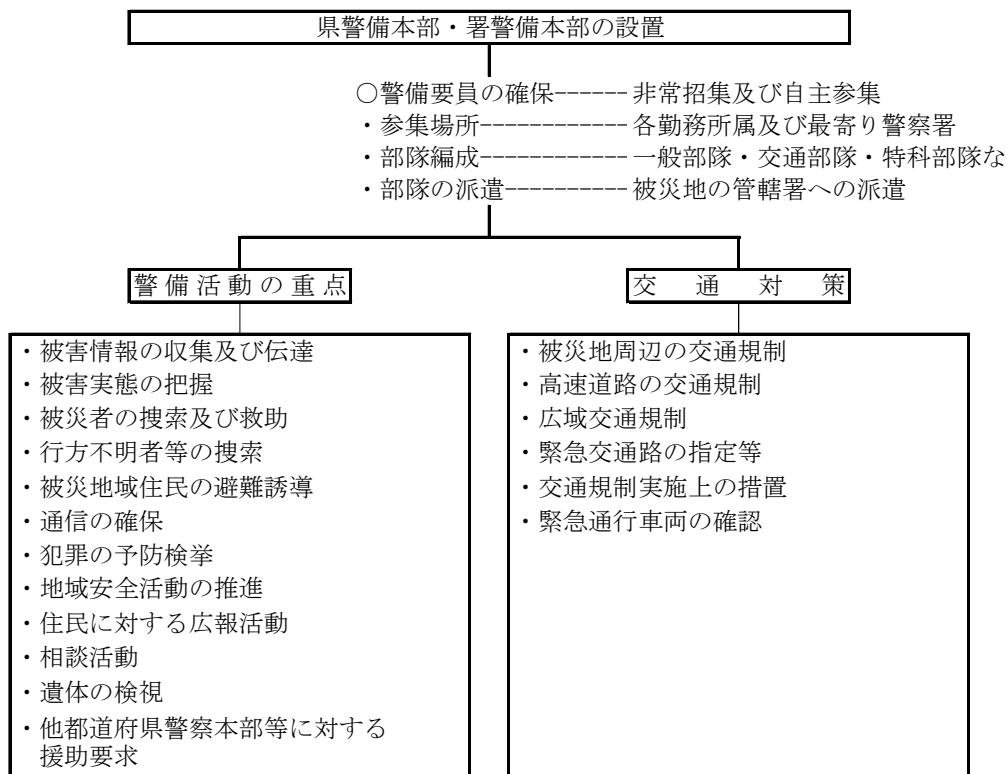
住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

3-8 警備・保安及び交通規制計画

2 警察本部における応急対策フロー図



3 県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に、次の警備活動を行う。

- (1) 警備体制の確立
 - ア 指揮体制の確立
 - イ 警備要員の確保
- (2) 警備活動の重点
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 被害実態の把握
 - ウ 被災者の捜索及び救助
 - エ 行方不明者等の捜索
 - オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
 - カ 通信の確保
 - キ 犯罪の予防検挙
 - ク 地域安全活動の推進
 - ケ 住民に対する広報活動
 - コ 相談活動
 - サ 遺体の検視
 - シ 他都道府県警察本部等に対する援助要請

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 市・県

(ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。

(イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に市・県災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

(ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。

(イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効果的に実施する。

ウ その他関係機関

(ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。

(イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

ア 被災地周辺の交通規制

イ 高速道路の交通規制

ウ 広域交通規制

エ 緊急交通路等の指定等

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

イ 主要交差点対策

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次

のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの。
- (イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。
- (ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- (オ) 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの。
- (ク) 緊急輸送の確保に関するもの。
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの。

イ 規制除外車両の確認範囲

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医療品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
- (オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- (カ) 路線バス・高速バス
- (キ) 霊柩車
- (ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分等

交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、県知事又は県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- (エ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

3-9 消火活動計画

イ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

(6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と堅密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

(7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

3-9 消火活動計画

1 計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民（各家庭、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

(イ) 消防団は、消防団長又は消防長の総括的な統制の下に火災防御活動に当たる。

(ウ) 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力に対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

(エ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、南魚沼市消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

(オ) 県は、暴風等により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-9 消火活動計画

状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(3) 積雪期の対応

ア 住民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(4) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3-9 消火活動計画

2 情報の流れ

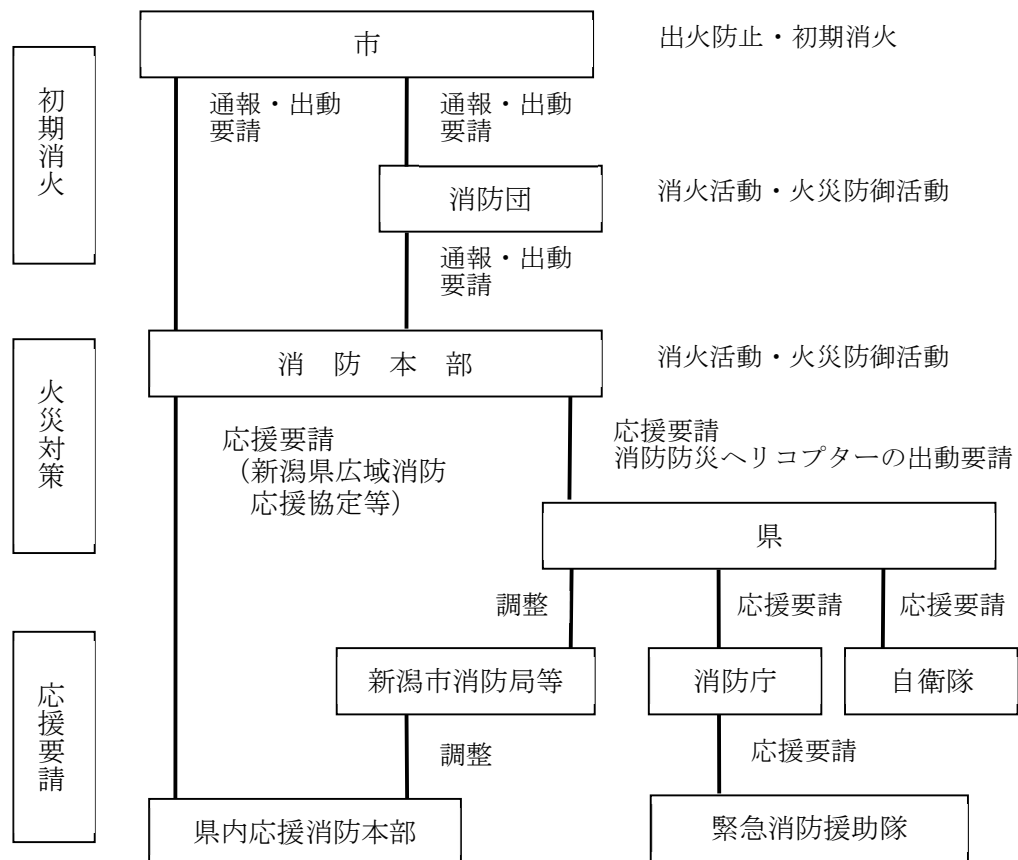
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市	出火・延焼等被害状況、・消火活動・応援要請
市・消防本部	市外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火・延焼等被害状況、・消火活動・応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況、・消火活動・緊急消防援助隊応援要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部	住民	出火・延焼等被害状況、避難・消火活動
市外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市・消防本部 県	県内広域消防応援部隊出動
県	市・消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

3 業務の体系



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-9 消火活動計画

4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
住民	住民（各家庭、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。 ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 ウ 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。	消防署 消防団
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火及び救助活動を行う。	消防署 消防団
消防団	消防団は、消防団長又は消防長の総括的な統制の下に火災防御活動に当たる。 ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。 イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署へ電話、無線等により連絡する。 エ 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防署

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-9 消火活動計画

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに適切な消火活動を行う。 ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。 ウ 緊急車両等の通行路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに火災現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 エ 火災防御活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行う。 オ 消防水利の確保 消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。	消防団 県警察 道路管理者
県	県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により、被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-9 消火活動計画

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長(消防長)又は地域の代表消防本部に要請する。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県(災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課)にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
市	市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもつても消火活動に対応できない場合は自衛隊の災害派遣要請依頼を行い必要な消火体制を確保する。	県 自衛隊
新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡(被災地消防本部からの事前情報を含む)が行われたときは、直ちに消防応援の実施に必要な調整対応を行う。 イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県(災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課)と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県 消防庁 県内消防本部
県	ア 県は、被災地状況や南魚沼市消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。 イ 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 オ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもつても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	新潟市消防局等県内消防本部 消防庁 空中消火用バケツト依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県

5 市における消防活動

(1) 重要項目

- ア 消防本部は、消防活動計画等に基づき、市災害対策本部及び消防団と連携して必要な消防活動に当たる。
- イ 緊急消防援助隊等他消防機関の応援が必要と判断したときは、県又は他消防機関に対して応援を要請する。
- ウ 自衛隊等の応援が必要と判断したときは、市長（本部長）が県に対して応援を要請する。

(2) 災害発生時における消防活動の基本方針

ア 消火活動の優先

災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。したがって、災害時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮火及び拡大防止を図るものとする。また、火災が各地に続発した場合は、あらかじめ指定する防衛地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

イ 人命の救助、救急活動

災害時には、家屋倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突、危険物の漏洩などが複合的に発生し、大規模災害に発展することが予想されることから、必要に応じ、人員・資機材を活用し、人命救助救急活動を実施し、安全確保に努める。

ウ 安全避難の確保

住民が災害地から避難が完了するまで、火災の鎮火と拡大防止を図り、避難援護の防衛活動に努める。

(3) 消防活動実施要領

ア 市長の措置

- (ア) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で必要と認めたときは、消防本部に対し、消防署員及び消防団員（以下「消防職団員」という。）の出動準備又は出動を命じ、又は要請するものとする。
- (イ) 市長は、火災その他災害が発生拡大し、市の消防力をもってしても、災害の防衛が困難と認められ、被害が拡大するおそれがあると判断したときは、次の措置をとるものとする。
 - ① 消防の相互応援協定等による応援部隊要請の指示
 - ② 火災その他の災害が、他の市町村に波及するおそれがある場合のそれらの市町村に対する警戒連絡通報
- (ウ) 市長は、にゅ時において、ヘリコプターの派遣を要請し、空中消火を行う場合は、ヘリポート及び補給基地を準備するものとする。
- (エ) 火災が、同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合に市は、その状況について消防庁及び県に対し報告を行うものとする。

イ 消防長及び消防団長の措置

消防長及び消防団長は、前記アの命令又は要請を受けたときは、次のとおり消防

部隊の編成等の措置をとるものとする。

(ア) 出動準備の命令又は要請を受けたときの措置

- ① 消防活動計画等に定める指揮系統により、消防職団員に出動準備を命ずる。
- ② 出動準備を終えたときは、消防職団員の数、部隊編成状況等を市長に報告する。

(イ) 出動命令又は出動要請を受けたときの措置

- ① 消防活動計画等に定める指揮系統により、消防職団員に出動を命ずる。
- ② 消防部隊の編成を終えたとき、又は活動を開始したときは、部隊編成数、人員、活動状況等を市長に報告する。

ウ 消防職団員の措置

消防職団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防長及び消防団長に報告するものとする。

エ 非常参集

(ア) 消防職団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく署及び詰所等に非常参集するものとする。

(イ) 参集したときは、所属の長に報告して指揮を受けるものとする。

オ 緊急消防援助隊等の受援活動

消防本部は、緊急消防援助隊受援計画等により応援部隊の受援活動を行うものとする。

カ 関係機関との連絡協力

(ア) 市長及び消防長は、災害の現場における権限の行使について、警察機関と密接に連絡、協力するものとする。

(イ) 関係機関との連絡、協力は当たっては、通信施設の利用、情報交換等の協力関係を確保するものとする。

キ 事後の措置

(ア) 消防長及び消防団長は、災害を鎮圧したときは、市長に報告してその指示を待つものとする。

(イ) 市長は、緊急消防援助隊等応援部隊の活動を解除したときは、次の措置をとるものとする。

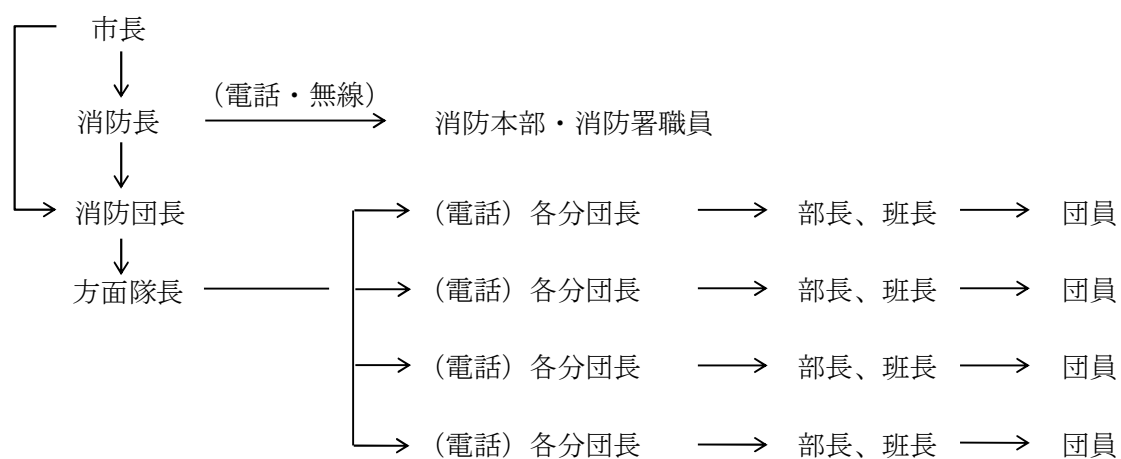
- ① 所属市町村長に対して、応援解除の日時、消防隊の帰隊の予定時間を通報する。
- ② 隊員の事故の有無、状況等について通報する。
- ③ 県知事に対して要請した事項についても、前記①、②に準じて報告する。

(4) 消防本部に対する伝達及び出動

市長は、災害対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防本部への伝達は伝達系統に従い行うものとする。

消防長及び消防団長は、市長より本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直に出動できる体制を確立するよう配下の消防職団員に対し、電話、口頭、その他もっとも迅速な方法をもって指示するものとする。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-9 消火活動計画



消防部への伝達系統図

3-10 水防計画

3-10 水防計画

1 計画の方針

水防計画は、南魚沼市水防計画に定めるが、基本方針等は下記のとおりとする。

(1) 基本方針

危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

ア 住民の責務

(ア) 水防管理者(市長)、消防団長又は消防長が要請したときは、水防活動に従事する。

(イ) 堤防その他の施設が決壊したときは、市、消防団、消防本部、国又は県に直ちに連絡する。

イ 市の責務

豪雨又は洪水により、水災の発生が想定される区域における水防活動を十分に果たすべき責任を有する。

ウ 国及び県の責務

国及び県は、豪雨又は洪水により、水災の発生が想定される区域における市の水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、国は、豪雨又は洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、侵入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

(2) 危険地域の住民の避難・誘導

市、県及び国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域の居住者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

(3) 積雪期の対応

雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
住民	消防団 水防協力団体 消防機関	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所
消防団 水防協力団体 消防機関	水防管理団体(市)	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況
水防管理団体(市)	南魚沼地域振興局 信濃川河川事務所 三国川ダム管理所	河川の水位状況、溢水箇所、被災箇所、水防活動状況

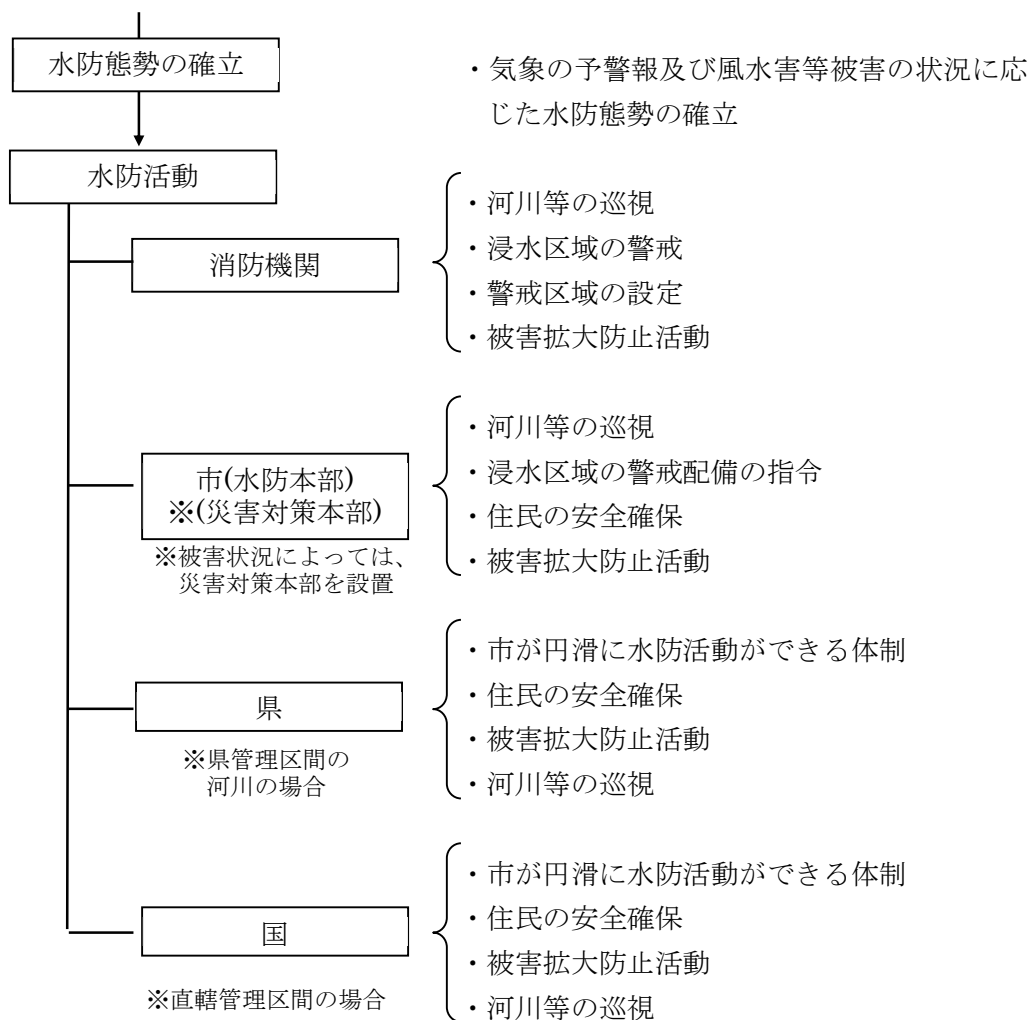
風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-10 水防計画

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
南魚沼地域振興局 信濃川河川事務所 三国川ダム管理所	水防管理 団体(市)	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位 到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
水防管理団体(市)	消防団 水防協力 団体 消防機関	防災情報、洪水予報、水防警報、避難判断水位 到達情報、その他円滑な水防活動に資する情報
	要配慮者 利用施設	洪水予報等、円滑かつ迅速な避難を確保するた めの情報
消防団 水防協力団体 消防機関	住民	防災情報、水防活動の状況、 避難等に係る情報

3 業務のフロー図

☆風水害等発生が予想される



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-10 水防計画

4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団 水防協力団体 消防機関	気象の予警報及び風水害等の被害状況に応じ、市から発する待機、準備又は出動の配備指令により体制を整える。	
水防管理団体 (市)	気象の予警報及び風水害等の被害状況に応じ、市水防計画に定めている配備内容及び配備時機に体制を整える。	
南魚沼地域振興局、信濃川河川事務所	気象の予警報及び風水害等の被害状況に応じ、各水防計画に定めている配備内容及び配備時期に体制を整える。	

(2) 河川等の巡視

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団 水防協力団体 消防機関	消防団長又は消防長及び市長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。	河川管理者
水防管理団体 (市)	市は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。	河川管理者
南魚沼地域振興局、信濃川河川事務所	県は、必要に応じ河川巡視を実施するとともに、巡視の結果や、消防団長、消防長又は水防協力団体の代表者からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に実施する。	

(3) 浸水区域の警戒

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団 水防協力団体 消防機関	河川管理施設は、洪水等の災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備・出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。 ア 河川施設 ・河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所 ・過去に洪水被害を生じた箇所 ・地形地質上の弱提箇所 ・土砂災害防止の観点からの弱提箇所 ・二次被害防止の観点からの弱提箇所 ・主要河川構造物の設置箇所	
水防管理団体 (市)	適時に消防団、消防機関が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。	

(4) 警戒区域の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団 水防協力団体 消防機関	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、消防団長、消防団員、水防協力団体の構成員及び消防職員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。	警察機関

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-10 水防計画

(5) 住民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
水防管理団体 (市)	・災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある居住者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。 ・住民に対する避難指示（警戒レベル4）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時機を失わないようにするものとする。 特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。	警察機関 自衛隊
南魚沼地域振興局	・災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある居住者及び滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。 ・必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示する。	

(6) 被害拡大防止活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団 水防協力団体 消防機関	・水防活動に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防団長、水防協力団体の代表者及び消防長は、直ちにその状況を関係者（信濃川河川事務所、南魚沼地域振興局、保線区長、南魚沼警察署及びはん濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な機関）に通報する。 ・堤防その他施設の決壊後も可能な限りはん濫による被害の拡大防止に努める。	
水防管理団体 (市)	・水防活動に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防団長、水防協力団体の代表者及び消防長は、直ちにその状況を関係者（信濃川河川事務所、南魚沼地域振興局、保線区長、南魚沼警察署及びはん濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な機関）に通報する。 ・堤防その他施設の決壊後も可能な限りはん濫による被害の拡大防止に努める。	
南魚沼地域振興局	洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。 ・当該災害の発生に伴い侵入した水の排除 ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動	

(7) 水防管理団体(市)が円滑に水防活動ができる支援

実施主体	対 策	協力依頼先
南魚沼地域振興局、信濃川河川事務所	南魚沼地域振興局及び信濃川河川事務所は、市が円滑に水防活動できるように努めるものとする。 ・水防計画の策定 ・雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供 ・洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民への周知 ・浸水想定区域図の作成と指定 ・水防資材の提供	

3-11 救急・救助活動計画

3-11 救急・救助活動計画

1 計画の方針

災害により被災した住民等に対し、市、消防機関、県、県警察、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。
- (イ) 市は、直ちに市地域防災計画の定めるところにより、南魚沼郡市医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- (ウ) 消防職員及び消防団員は、市地域防災計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、消防署及び消防団は直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。
- (エ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。
- (オ) 市及び消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。
- (カ) 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、市消防本部及び県と協力してその対応に当たる。
- (キ) 警察本部は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。
- (ク) 県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。
- (ケ) 県、警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。
- (コ) 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 地域住民、市及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

3-11 救急・救助活動計画

イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(4) 惨事ストレス対策

ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
住民、消防団など	消防本部、市、警察署	被災状況、救急・救助要請
消防本部、市、警察署	県、警察本部	救急・救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、市、警察署	救急・救助、応援、ヘリの出動
消防本部、市、警察署	住民、消防団など	救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

住民、消防団、県、県警察等、地域における初動対応



消防本部、県警察等の救急・救助隊等による救急・救助



新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-11 救急・救助活動計画

4 業務の内容

(1) 住民、消防団、市、消防本部等における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
住民	ア 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。 イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線搭載車両に協力を依頼し、当該車両の運行車はこれに協力する。 ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。	消防署 県警察 消防団 自主防災組織 市役所 県等
消防団	消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防署・県警察・市役所・住民(自主防災組織含む)等
市 消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、市役所、県警察等
県 県警察	県(防災局、福祉保健部及び県警察)は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市、消防本部、警察署、防災関係機関等

(2) 市消防本部、県警察等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 イ 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。 ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 エ 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団 県 県警察
県警察	市等から救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	ア 南魚沼郡市医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し、負傷者等の救護に当たる。 イ 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 ウ 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	郡市医師会 医療機関 医療資器材業者 県警察
消防本部	ア 新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課 医療機関 医師会等

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-11 救急・救助活動計画

新潟DMAT	ア 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療）をおこなう。 エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 消防本部
--------	--	-----------

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは、県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。 ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。	県 県警察
県 県警察	ア 県及び県警察は、市からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 イ ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県 県警察

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部 医療機関 その他	市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。	ドクターヘリ 基地病院
ドクターヘリ 基地病院	ドクターヘリ基地病院は、県からの出動指示又は市等のからの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整をとった上で、ドクターヘリを出動させることができる。	県 消防本部

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。 ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-11 救急・救助活動計画

	可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県(災害対策本部統括調整部 救援救助班又は防災局危機対策課)にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。	
市	市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもつても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県 自衛隊
新潟市消防局等	ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援等による応援要請の連絡(被災地消防本部からの事前情報を含む。)が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県(危機対策課)と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、緊急消防援助隊調整本部の設置の支援等を行う。	県 消防庁 県内消防本部
県	ア 県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合、職員を派遣する。 イ 県は、被災地状況や南魚沼市消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と応援部隊の受援の準備をする。 ウ 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 エ 新潟県消防防災航空隊は、上記イにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 オ 県は、市からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 カ 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもつても緊急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県 新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 自衛隊
警察本部	警察本部は、災害の規模が大きく県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁 関東管区警察 局 他都道府県警察

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-11 救急・救助活動計画

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
市 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 ドクターヘリ 基地病院 他県のドクターヘリ 新潟DMAT	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	
県	ア 救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。 イ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じて、消防機関とDMATの連携体制を確立するものとする。 ウ 県（福祉保健部）は、新潟県救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁 新潟市消防局等 県警察 自衛隊
県警察	県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害救助隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市 消防本部 緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安本部 ドクターヘリ 基地病院 他県のドクターヘリ 新潟DMAT	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-12 医療救護活動計画

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市 消防本部	市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県 県警察
県	ア 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 イ 県災害対策本部統括調整部は、航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運行に努める。 ウ 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運行に努める。 エ ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
緊急消防援助隊・県警察・自衛隊・ドクターヘリ基地病院 他県のドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

3-12 医療救護活動計画

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に県及び医療機関等から、広域災害・救急医療情報システム等により、必要な情報収集を行う。
- (イ) 南魚沼保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。
- (ウ) 市は県と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため、医療救護活動を行う。
- (エ) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。
- (オ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

3-12 医療救護活動計画

- (カ) 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (キ) ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (ク) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、市及び県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ、自らの判断で医療救護班を派遣する。
- (ケ) 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入れを調整する。
- (コ) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。
- (サ) 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。
- (シ) 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛生携帯電話など）の確保に配慮する。
- (ス) 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣に関する調整を依頼する。

イ 活動の調整

(ア) 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-12 医療救護活動計画

(イ) D M A T

災害時に参集したD M A Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、D M A T新潟県調整本部のほか、必要に応じてD M A T活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
D M A T新潟県調整本部	県災害対策本部	- 県内で活動する全D M A Tの指揮調整、D M A T新潟県調整本部以外の各D M A T本部の設置、指揮調整 - 県災害対策本部及び消防等の関係機関との連携・連絡及び調整
D M A T活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	- 参集したD M A Tの指揮調整 D M A Tに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 - 消防等の関連機関との連携及び調整
D M A T病院支援指揮所、D M A T現場活動指揮所	D M A Tが複数活動する病院、現場	- 病院支援活動、現場活動するD M A Tの指揮調整 - トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
D M A T・S C U指揮所	被災地内のS C U	- S C U、航空機内で活動するD M A Tの指揮調整 - 搬入担当、診療担当などの役割を付与

(ウ) D P A T

災害時に、参集したD P A Tに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、D P A T調整本部のほか、必要に応じてD P A T活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
D P A T調整本部	県災害対策本部	- 全D P A Tの指揮調整、拠点本部を指揮 - 県災害対策本部及びD P A T事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
D P A T活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	- D P A T調整本部、保健所等との連携及び調整 - 参集したD P A Tの指揮調整

(エ) 災害医療コーディネーター

市の医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、南魚沼保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医務薬事課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

(オ) D H E A T構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

3-12 医療救護活動計画

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

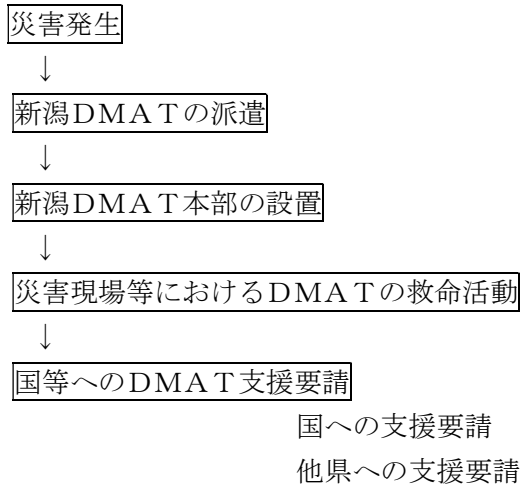
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	保健所	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
市	県医務薬事課	新潟DMA T派遣要請
市 消防機関 医療機関	県医務薬事課	ドクターヘリ派遣要請
病院 透析実施機関	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所(透析実施機関を除く)	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県医務薬事課	診療所の被災状況等、救護センター開設、県医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーターチーム	県医務薬事課	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県医務薬事課	県医療救護班等の派遣要請
県医務薬事課	他の都道府県 厚生労働省	県外DMA Tの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外D P A Tの派遣要請
県福祉保健課	厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等	D H E A T応援派遣の調整依頼 D H E A T応援要請

(2) 被災地へ

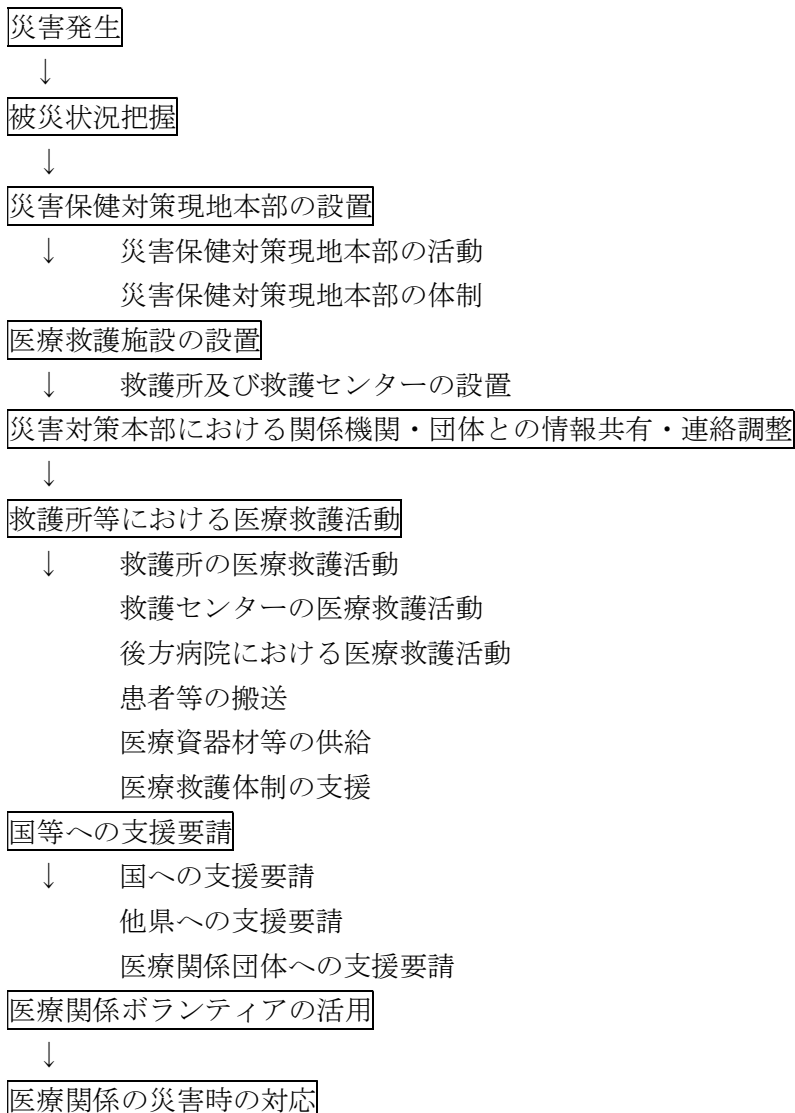
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県医務薬事課	保健所	病院、透析実施機関の被災状況等 救護センター開設指示 新潟DMA T、医療救護班等派遣
保健所	市	救護センター設置 医療救護班等派遣
県医務薬事課	市 代表消防本部	新潟DMA Tの派遣
県医務薬事課	市 消防機関 医療機関	ドクターヘリの派遣
県障害福祉課	市 医療機関 保健所	新潟D P A Tの派遣
他の都道府県 厚生労働省	県医薬国保課 県障害福祉課	県外DMA Tの派遣 県外D P A Tの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等	県福祉保健課	D H E A T応援派遣の調整結果 D H E A T応援派遣

3 業務の体系

(1) DMA T関係

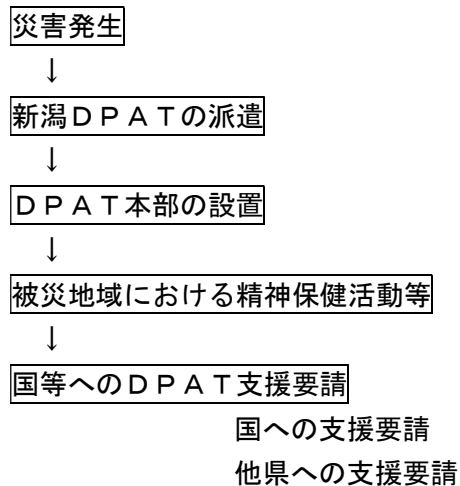


(2) 医療救護活動（DMA Tを除く）

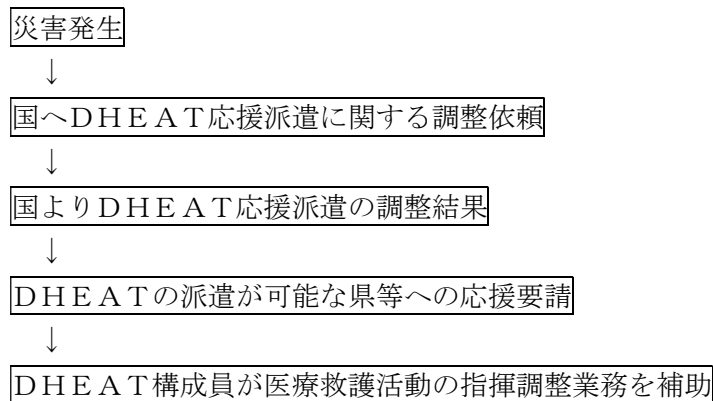


風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-12 医療救護活動計画

(3) DPAT関係



(4) DHEAT関係



4 業務の内容

(1) DMAT関係

※ 新潟県地域防災計画による。

(2) 医療救護活動関係（DMAT関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課 市 新潟大学医歯 学総合病院	病院及び透析実施機関について、以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼動状況 （人工透析実施機関については、人工透析機器の稼動状況及び稼動見込み） エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	病院 透析実施機関
保健所	診療所（透析実施機関を除く。）について、以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼動状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）

3-12 医療救護活動計画

県医務薬事課	ア 救護所の設置状況 イ 救護所及び医療機関への交通	市
--------	-------------------------------	---

イ 災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
保健所	ア 災害保健対策現地本部の体制 (ア) 災害保健対策現地本部の体制等は、保健所長が定める。 (イ) 災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 イ 災害保健対策現地本部の活動 (ア) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 (イ) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所の職員派遣 (ウ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	市

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。	南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-12 医療救護活動計画

エ 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	ア 救護所の医療救護活動 設置した救護所において、以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。 (ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動） (イ) 医療機関への移送手配 (ウ) 医療救護活動の記録 (エ) 死亡の確認 (オ) 市への救護所の患者収容状況等の活動状況報告 イ 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。 ウ 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。	南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会
保健所	設置した救護センターにおいて、一般医療及び歯科医療の他に、以下の精神科救護活動を行う。 ア 精神科患者の治療 イ 避難所への巡回診療及び相談 ウ 精神科医療機関への移送手配	南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会
県医務薬事課	ア ドクターヘリの派遣等 イ 医療資器材等の供給 ウ 医療救護等の派遣	
医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県医務薬事課

オ 国等への支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	南魚沼郡市医師会又は南魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会
県医務薬事課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア 厚生労働省への支援要請 イ 他都道府県への支援要請 ウ 医療関係団体への支援要請 (ア) 新潟県医師会への支援要請 (イ) 新潟県歯科医師会への支援要請 (ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請	厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社 新潟県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
南魚沼保健所	南魚沼郡市医師会又は南魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会

3-12 医療救護活動計画

新潟県医師会	ア 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 南魚沼郡市医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	南魚沼郡市医師会
新潟県歯科医師会	ア 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 南魚沼郡市医師会又は南魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	南魚沼郡歯科医師会
南魚沼郡市医師会 南魚沼郡歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	市災害ボランティアセンターは、県の設置する災害救援ボランティア本部と情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	市災害ボランティアセンター 県災害救援ボランティアセンター
県医務薬事課	県災害救援ボランティア本部とともに、市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	市災害ボランティアセンター 県災害救援ボランティアセンター

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

(3) D P A T関係

ア 新潟D P A Tの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要と判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（D P A T事務局）からの要請を受け、新潟D P A Tの派遣を要請する。	新潟D P A T

イ D P A T本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動する全てのD P A Tを指揮するD P A T調整本部を設置する。	D P A T統括者

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-12 医療救護活動計画

ウ 災害現場等におけるD P A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟 D P A T	・被災地内のD P A Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） ・被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県 厚生労働省

エ 国等へのD P A T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省にに対し県外D P A Tの派遣を支援する。	厚生労働省

(4) D H E A T関係

ア D H E A Tの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県福祉保健課	ア 県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ D H E A Tの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等

イ D H E A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
D H E A T構成員	医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

5 市における医療救護活動

(1) 重要項目

ア 病院管理部は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入を行う。

イ 福祉保健部は、市内の医療機関の被災状況及び負傷者の受入体制を確認する。

ウ 福祉保健部は、負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には県に対して医療救護班の派遣を県に要請し、救護所を設置する。

エ 福祉保健部は、ボランティアを含む医療救護班の受入を行う。

オ 病院管理部は、重傷患者を市外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合には、県に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

(2) 医療の範囲

救急医療対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

(3) 業務の分担

市における担当部は、次のとおりとする。

医療救護の担当部

部	担 当 内 容
福祉保健部	市内の医療機関の被災状況及び負傷者の受入体制の確認。 救出者の救護及び搬送に関する事。。 避難者の救護に関する事。。 医療救護班（ボランティアを含む）の受入。
病院管理部	入院患者等の避難及び安全確保。 被災傷病者等の救急医療対策。

(4) 災害時の通報

救急医療対象者を発見した者又は事故発生責任機関は、その状況（日時、場所、原因、死傷者の概数）を直ちに消防部に通報するものとする。

通報を受けた消防部は、必要な関係機関にその状況を通報するものとする。

(5) 傷病者の救出、搬送

事故発生責任機関は、救急医療対象者の救出、搬送について、全機能を挙げて万全の措置を講ずるものとする。

救急医療対象者の救出、搬送について市長、消防長及び警察官は、自らの判断により必要と認める場合又は事故発生責任機関から要請があった場合は、災害の規模内容を検討し、直ちに必要な人員及び資機材等を現場に出動させ救助に当たるものとする。

また、重傷患者を市外にヘリコプターで後方搬送する必要がある場合には、県に対し、受入施設の確保とヘリコプターの派遣を要請する。

(6) 医療関係者、関係機関への出動及び応援要請

市長は、救急医療対象者の状況により必要があると認めるとき、又は事故発生責任機関から要請があり必要と認めるときは、医療機関に対し医療関係者の出動を要請するものとする。

また、負傷者の発生状況を勘案し、必要と認める場合には、県に対して医療救護班の派遣を県に要請し、救護所を設置する。

(7) 傷病者の収容

救急医療対象者の収容については、原則として次の施設の利用を図るものとする。

- ア 救急病院、救急診療所
- イ 公的医療機関
- ウ その他医療機関
- エ 公民館、学校等の公共的施設

(8) 医療用器材の確保

救急医療対象者に対して使用する医療用器材等については、出動した医療機関の手持ち資材を使用し、災害の規模内容に応じてそれぞれの責任機関において調達確保するものとする。

(9) 災害現地における調整

現地における諸活動の調整は、市災害対策本部長が行うものとする。

災害対策本部を設けない場合は、現地に市長を本部長、救急医療業務関係機関の現場指揮者を本部員とする「現地災害対策本部」を設置し、諸活動の調整を図るものとする。

3-13 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。
- イ 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。
- ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。
- エ 県は、市を通じ被災状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。
- オ 県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、要配慮者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに、保健指導を実施するものとする。

(3) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調をきたしやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり、防疫資器材の搬出や運搬に支障をきたす場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

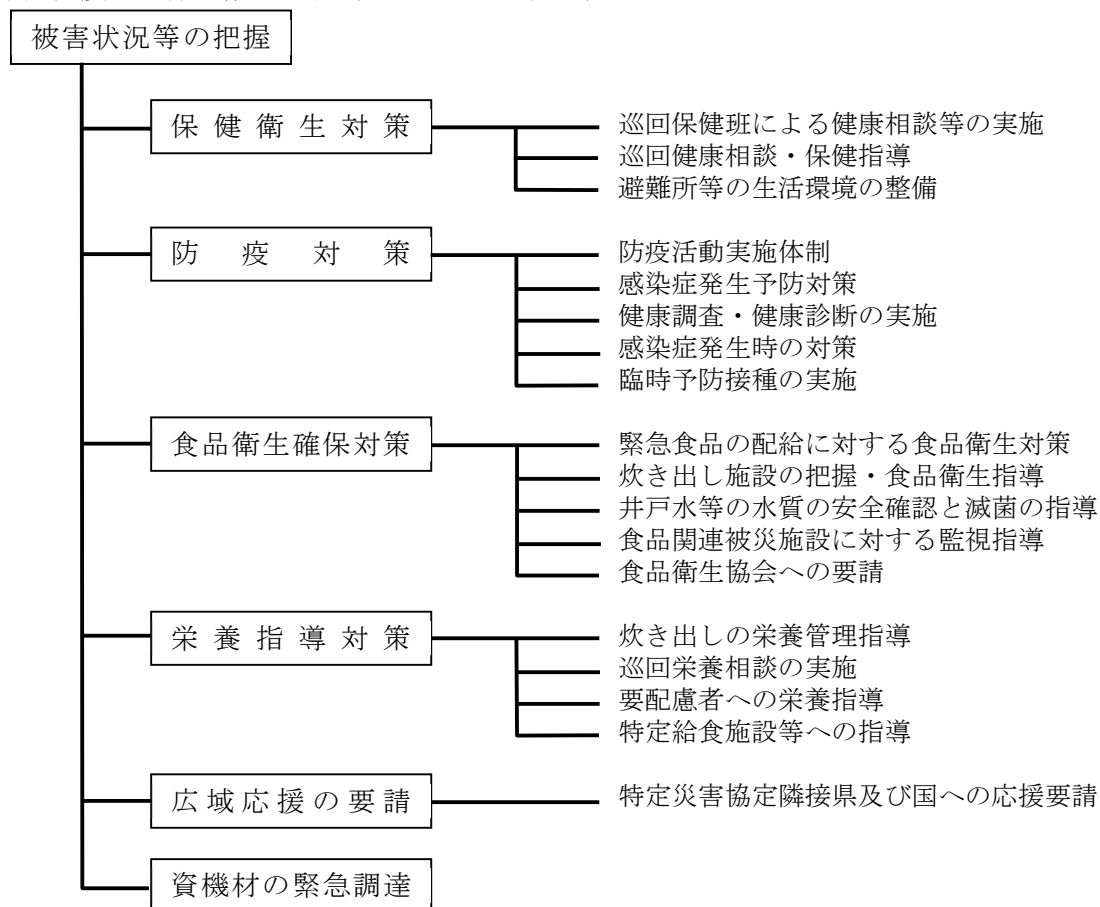
2 被災状況等の把握

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3-13 防疫及び保健衛生計画

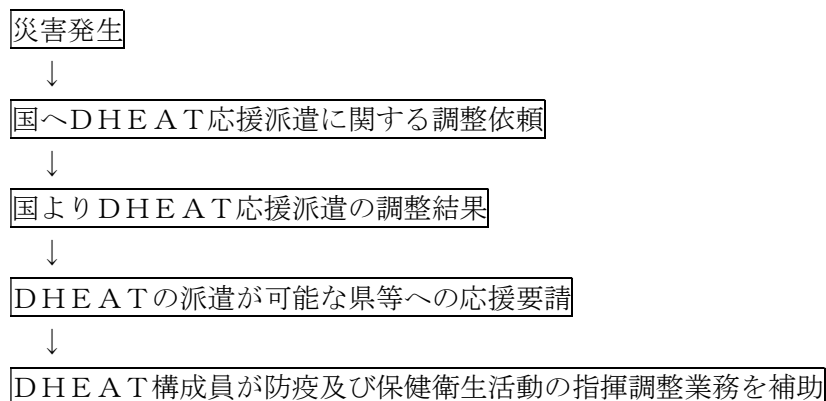
3 業務体系図

(1) 防疫及び保健衛生活動（DHEATを除く）



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) DHEAT関係



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-13 防疫及び保健衛生計画

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	ア 被災者の避難状況把握及び県への報告 イ 避難所等の整備、健康相談等の実施 ウ 避難所等の生活環境整備 (ア) 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） (イ) 衣類及び寝具の清潔の保持 (ウ) 身体の清潔の保持 (エ) 室温、換気等の環境 (オ) 睡眠及び休養の確保 (カ) 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 (キ) プライバシーの保護
県	ア 巡回保健班による健康相談等の実施 イ 避難行動要支援者の健康状態確認及び健康指導実施 ウ 避難所等の生活環境の整備

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	ア 防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 イ 感染症発生予防対策の実施 (ア) 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施 (イ) 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導 台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導 (ウ) 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持 なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施 (エ) 便所、台所等を中心に消毒を実施 (オ) ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内） ウ 感染症発生時の対策実施 台所、便所、排水口等の消毒実施 汚物及びし尿は消毒後に処理
県	ア 防疫活動実施体制 イ 感染症発生予防対策の実施 ウ 健康調査及び健康診断の実施 エ 感染症発生時の対策実施 オ 臨時予防接種の実施又は実施指示

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-13 防疫及び保健衛生計画

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施 （市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施 ウ 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 エ 食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 （ア）冠水食品の廃棄の指導 （イ）機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 （ウ）施設・設備等の洗浄消毒の指導 オ 食品衛生協会への要請 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関間からの応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	ア 炊き出しの栄養管理指導 地域振興局健康福祉環境部は、市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施 イ 巡回栄養相談 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施 ウ 要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 エ 特定給食施設等への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※ ア～エについては、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康対策課）	災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-13 防疫及び保健衛生計画

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	ア 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成及び実施 イ 防疫資器材等の整備状況を健康福祉環境部に報告 ウ 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉環境部へ）
県	ア 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 イ 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 ウ 緊急時の防疫資器材等の調整

(7) D H E A T関係

ア D H E A Tの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県（福祉保健課）	ア 県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ D H E A Tの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等

イ D H E A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
D H E A T構成員	防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

5 市における防疫及び保健衛生

(1) 実施責任者及び担当部

ア 市長は、県知事の指導、指示に基づいて被災地域の防疫及び保健衛生業務を実施するものとし、災害の規模及び状況により市で実施できないとき、又は著しく困難なときは、近隣の市町村長又は南魚沼地域振興局健康福祉環境部長を通じて、県知事の応援を求めて実施するものとする。

イ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（災害防疫）

部	担 当 内 容
福祉保健部	災害防疫に関すること。

(2) 防疫及び保健衛生活動の実施

市長は、防疫及び衛生業務を円滑に実施するため、所属職員をもって次の班を編成する。（※編成人員数は、状況に応じて変動する。）

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-13 防疫及び保健衛生計画

ア 防疫班

防疫班の班員編成

衛 生 技 術 者	2	名
事 務 員	2	名
作 業 員	6	名

イ 検病調査協力班

検病調査協力班の班員編成

看 護 師 又 は 保 健 師	4	名
助 手	4	名

ウ 感染症予防委員、食品衛生監視員及び栄養指導員

- (ア) 市長は、県知事の指示に基づき、感染症予防委員、食品衛生監視員及び栄養指導員を選任するものとする。
- (イ) 感染症予防委員、食品衛生監視員及び栄養指導員は、災害の規模及び状況により適当な人数を選任するものとする。

(3) 防疫活動

ア 防疫情報の収集及び広報

- (ア) 市長は、感染症予防委員、市健康づくり推進協議会、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の意見、その他防疫に関する情報の的確な把握に努めるものとする。
- (イ) 市長は、おおむね次により防疫広報を実施するものとする。
 - ① 市ウェブサイト、広報紙、ポスター等により防疫に関する留意事項を周知させる。
 - ② 広報車及び報道機関の協力を得て防疫広報を行う。
 - ③ 検病調査、健康診断、消毒方法の実施、その他被災者に接するあらゆる機会を通じて、防疫広報を行う。
 - ④ 感染症予防委員を通じて被災者個々に防疫広報を行う。

イ 実施方法

(ア) 清掃方法

市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ゴミの処理、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清掃方法を指導するものとする。

(イ) 消毒方法

市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、県知事の指示により、厚生労働省令で定める、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、消毒を実施するものとする。

(ウ) ネズミ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、県知事が定めた地域内で、県知事の指示を受けて、ネズミ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

(エ) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

市長は、被災者に対し、平時使用していない井戸等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

(オ) 臨時予防接種

市長は、県知事の指示に従い自ら臨時予防接種を実施するものとするが、その実施ができないときは、県知事にその実施を求めるものとする。

(カ) 患者等に対する措置

① 市長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生したときは、患者輸送車、トラック、ヘリコプター等を利用し、速やかに隔離施設に収容の措置をとるものとする。

② 交通途絶等のため隔離施設に収容することができないとき、又は困難なときは、被災地域以外の場所に臨時隔離収容施設を設けて前記(ア)の措置をとるものとする。

③ やむを得ない理由により隔離施設に収容することができない患者等に対しては自宅隔離し、し尿の衛生処理等について厳重に指導し、治療を行うものとする。

(キ) 避難所等の防疫指導等

① 避難所等においては、少なくとも1日1回の検病検査を行うものとする。

② 避難所等の自治組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図るものとする。

③ 避難所等の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とするものとする。

④ 飲料水等については、防疫班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行うものとする。

(4) 食品衛生監視

市長は、食品衛生監視員、市健康づくり推進協議会、その他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行うものとする。

ア 救護食品等の監視指導及び試験検査

イ 飲料水の試験検査

ウ 冠水地域等に係る食品関係施設の監視指導

エ その他飲食に関する危害発生の防止

(5) 栄養指導

市長は、栄養指導員、市健康づくり推進協議会、その他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行うものとする。

ア 炊出し、給食施設の管理の指導及び協力

イ 患者給食に関する指導

ウ その他栄養指導

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-14 こころのケア対策計画

(6) 防疫及び保健衛生資機材の調達、備蓄

- ア 市長は、防疫及び保健衛生活動実施のため必要な器具、機材を調達するとともに、必要量を確保する。
- イ 市長は、市内において必要数量を調達することができないとき、又は困難なときは、次の事項を明示し、南魚沼地域振興局健康福祉環境部を通じて県知事にその調達あっ旋を求めるものとする。

応援要請時に明示すべき事項（防疫及び保健衛生資機材）

事 項	明 細
器具、機材の種別及び数量	
配 布 先	
配 達 希 望 日 時	
そ の 他 参 考 事 項	

3-14 こころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

被災住民は急性ストレス障がい等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 報道機関の責務

- ① 不用意な取材活動による PTSD（心的外傷後ストレス障がい）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。
- ② こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

(ウ) 精神科医療機関の責務

- ① 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障がい等に対して必要な医療を提供する。
- ② 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

(エ) 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(オ) 市の責務

- ① 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。
- ② 必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

(カ) 県の責務

- ① こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケ

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-14 こころのケア対策計画

ア対策会議」を開催する。

- ② 被災住民に対するこころのケア対策を実施し市を支援する。
- ③ 必要に応じて、国（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所等）の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。
- ④ こころのケアチームを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する
- ⑤ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の体制整備に努める。

イ 活動の調整

(ア) DPAT運営委員会

DPATに関する運営体制、活動の検証等について検討協議を行うため、DPAT運営委員会を開催する。

(イ) DPAT活動

県内に大規模災害等が発生し、DPATの派遣を要することが想定される場合は、県はDPATの活動を統括するために、DPAT調整本部を設置する。DPAT調整本部はDPAT統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DPAT調整本部	県災害対策本部	・災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、DMAT調整本部、国等との連絡及び調整 ・DPAT派遣の開始及び終結の決定、DPATの派遣要請・派遣先調整 ・被災地域で活動するDPATの指揮、調整、ロジスティクス ・DPAT活動拠点本部の設置
DPAT活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	・DPAT調整本部、DMAT活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 ・DPAT調整本部の指揮下で、参集したDPATの統括

ウ 達成目標

- (ア) 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね48時間以内に活動できるDPAT先遣隊において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。
 - (イ) 先遣隊の後に中長期に渡り活動するDPATにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。
- (2) 要配慮者に対する配慮
- 災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-14 こころのケア対策計画

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外DPATの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外DPATの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外DPATの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外DPATの派遣

3 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	・ DPAT調整本部の設置 ・ DPATの派遣要請・受入れ調整	厚生労働省、DPAT事務局、新潟DPAT、精神科医療機関
DPAT	・ DPAT調整本部、DPAT活動拠点本部において、DPATの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 ・ EMISやJ-SPEED、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 ・ 活動内容の情報発信を行う。 ・ 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 ・ 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 ・ 被災者への専門的支援を行う。	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

4 市におけるこころのケア対策計画

(1) 実施担当部

市における実施担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（被災者の心のケア対策）

部	担 当 内 容
福祉保健部	被災者のこころのケア対策に関すること。

(2) 基本方針

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状については、個別的な対策を行うことが必要であり、福祉保健部は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部や関係機関と連携のうえ、迅速かつきめ細かな対策を講ずる。

(3) こころのケアチームの派遣支援要請

市は、被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員が確保できない場合、必要に応じて県にこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

(4) 対策例

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談、電話相談の実施
- イ 広報紙（チラシ）等を通じた被災者への情報提供
- ウ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

(5) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(6) 災害復旧や被災者対応にあたる市職員や応援職員のこころの健康の保持・増進に努める。

(7) 避難所が閉鎖された後や応急仮設住宅等への転居後も、こころのケアが必要となる。慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、PTSD等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

(8) 要配慮者への配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、特にきめ細やかな支援を行うよう十分配慮する。

- ア 被災精神障がい者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援を行う。
- イ 避難所での精神疾患の急発、急変への救急対応を行う。
- ウ 精神医療関係者（精神医療機関、市福祉保健部や医療機関、民生委員児童委員、ケアマネージャー等）と連携を取り援助に当たる。

(9) こころの健康の把握方法

市は、精神障がい者等の災害により症状の悪化が予想されるハイリスク者を、民生委員児童委員を通じて聞き取りにより事前に把握しておき、災害時に備えておくよう努める。

(10) 被災者に向けての「啓発普及」を行う。

- ア 被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等を、

3-15 廃棄物の処理計画

パンフレットの配布・ホームページ、チラシ等により伝達する。

イ 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、こころのケアに関する情報を被災者に提供する。

3-15 廃棄物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

① ごみ処理

(a) 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。

(b) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

(c) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

② し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

(イ) 市の責務

① ごみ処理

(a) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。

(b) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

(c) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

(d) ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。

(e) ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。

(f) ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(g) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

(h) 腐敗が早く重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時的に大量に排出がされることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。

(i) 大量のごみが一時的に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルート確保を行う。

3-15 廃棄物の処理計画

- (j) ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

② し尿処理

- (a) し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (b) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- (c) あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- (d) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。
- (e) 断水等により水洗トイレが使用できない場合は、トイレトラック等の車両及び市で備蓄している非常用簡易トイレを、速やかに避難所に設置できるよう整備に努める。

③ 災害がれき処理

- (a) 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- (b) あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画（がれき類処理対策）を策定する。
- (c) 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- (d) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- (e) 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (f) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

- (g) 損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

- (h) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ウ) 県の責務

- ① 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- ② 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市町村を支援する。
- ③ 市町村が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- ④ 市町村から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

3-15 廃棄物の処理計画

イ 活動調整

市災害対策本部(市民生活部)、県災害対策本部(保健医療教育部)

(2) 要配慮者に対する配慮策

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

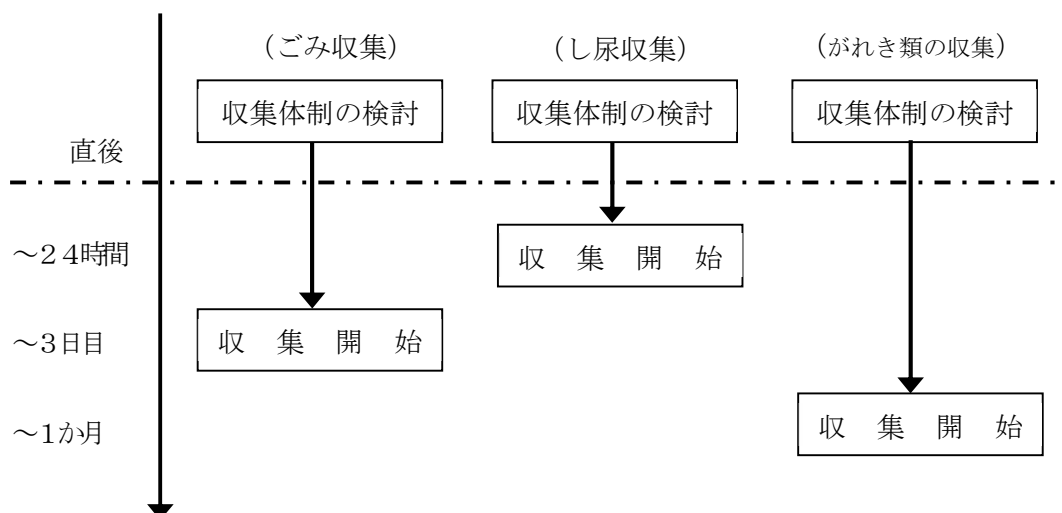
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報
県	市	広域支援の情報

3 業務の体系

☆ 風水害発生



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-15 廃棄物の処理計画

4 業務の内容

(1) 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	- 市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 - 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市
市	- 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定する。 - 避難所のごみ収集体制を整備する。 - 家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。 - 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。 - 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 - 必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	県災対本部 近隣市町村 関係団体 新潟県災害 ボランティア 支援センター 市災害ボラ ンティアセ ンター
県	- 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 - 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東 地方環境事 務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方 環境事務所	- 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 - ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備 事業協同組合	市及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産 業資源循環協会	市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)新潟県環 境保全事業団	県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	- し尿処理の実施計画を策定する。 - 住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 - し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。	協定団体等 県
県	- 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 - 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東 地方環境事 務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方 環境事務所	- 必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 - ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力	

3-15 廃棄物の処理計画

	体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	・市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市
市	・緊急を要する危険家屋の解体について、必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。 ・災害がれきの発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。 ・住民に災害がれき処理の方法を周知する。 ・災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。 ・必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。	県 協定団体等 自衛隊
県	・市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 ・必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等 環境省関東 地方環境事 務所 他都道府県 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	・必要に応じ、職員を派遣し、市町村の初動対応を支援する。 ・ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	・県からの要請に基づき、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	・市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・市及び県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

5 市における廃棄物の処理

(1) 実施責任者及び担当部

- ア 市長は、被災地域の予想発生量及び衛生面での二次被害を防ぐため、県知事の指導、指示に基づいて収集順位、収集処理方法、関係機関への応援要請等の計画を立て、収集処理に当たるものとする。災害の規模及び状況により市で実施できないとき、又は著しく困難なときは、近隣処理施設の応援を求めて実施するものとする。
- イ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（し尿及び廃棄物の収集処理）

部	担 当 内 容
市民生活部	し尿及び廃棄物の収集処理

(2) 廃棄物処理

被災地域から発生する廃棄物の処理は、次によるものとする。

ア 災害ゴミ処理

災害の規模により膨大な廃棄物の排出が予想されるため、円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に大きさ、可燃性等を考慮し収集順位の計画を立て、市内及び近隣市町村の廃棄物処理業者に収集処理を依頼するものとする。また、状況に応じて、建設業者所有車両の応援を要請するものとする。

イ 生活ゴミ処理

南魚沼市環境衛生センター及びエコプラント魚沼（大和地域からの搬入分）の処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、近隣市に処理を依頼するものとする。

(3) し尿処理

被災地域では大量の収集処理が予想されるため、南魚沼市環境衛生センターでの処理を原則とするが、処理能力を超える場合は近隣市に処理を依頼するものとし、収集についても南魚沼市指定業者で対応できない場合は、近隣市町村業者に応援を要請するものとする。

ア 被災地のし尿処理

災害の状況により円滑な収集処理活動を実施するものとし、特に浸水等により衛生面での二次被害等おそれのあるし尿を優先的に収集処理するものとする。

イ 災害後のし尿処理

避難所等を優先的に処理するものとし、既存のトイレで足りない箇所については避難人員に応じた仮設トイレを設置する。また、上水道の供給不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地を利用し仮設トイレを設置するものとする。

(4) 廃棄物処理施設の応急復旧

ゴミ、し尿処理施設が被害を受けた場合は、応急復旧計画を立てると同時に、復旧が不可能な場合及び時間がかかる場合は、近隣処理施設に処理を依頼する。

近隣のゴミ処理施設一覧

ゴミ処理施設管理者	事務所所在地	電 話
十日町市環境衛生課	十日町市丑 915 番地 2	025-752-3924

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-16 トイレ対策計画

魚沼市環境課廃棄物対策室	魚沼市中島 707 番地 1	025-792-3055
--------------	----------------	--------------

近隣のし尿処理施設一覧

し尿処理施設管理者	事務所所在地	電 話
十日町市環境衛生課	十日町市丑 915 番地 2	025-752-3924

3-16 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民・事業所等の責務

風水害等の発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び事業所等における備蓄で賄う。

(イ) 市の責務

- ① 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。
(被災者への供給を行う。)
- ② 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- ③ 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- ④ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。
- ⑤ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（トイレ対策）

部	担 当 内 容
総務部	仮設トイレ等の調達・配備、支援要請に関すること
市民生活部	避難所トイレの衛生管理に関すること
建設部	公衆トイレに関すること
上下水道部	下水道等の施設に関すること

(ウ) 県の責務

市が把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

イ 活動調整

市災害対策本部(総務部、市民生活部、建設部、上下水道部)、県災害対策本部

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない、又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-16 トイレ対策計画

イ 避難所においては、トイレの配置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子供に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等、トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

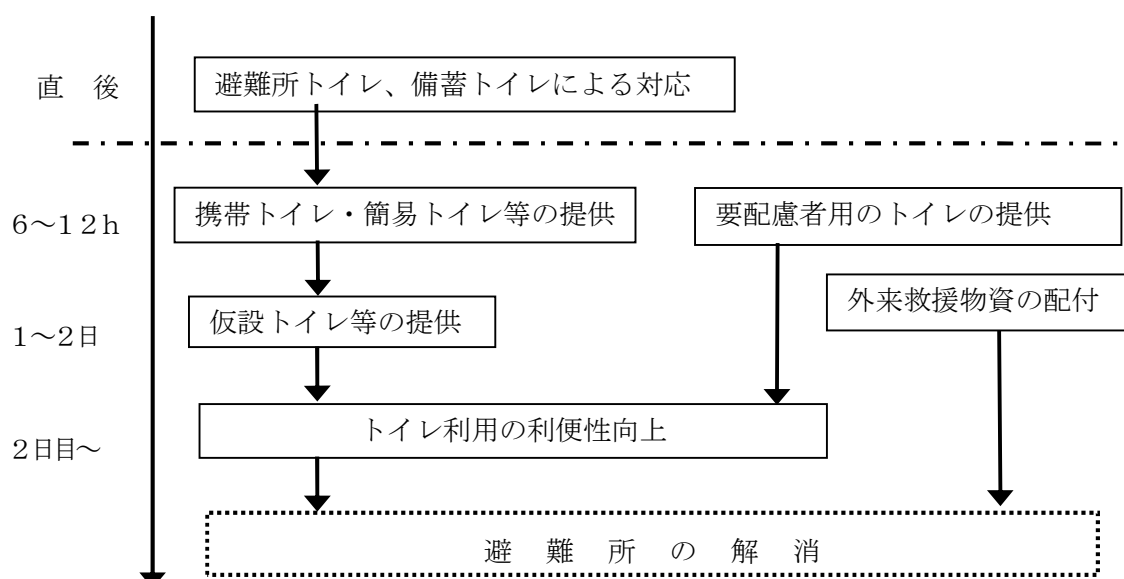
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	事業所・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	避難所、避難者	供給予定情報
県	市	供給予定情報

3 業務の体系



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 避難所等に職員を派遣し、避難者の概数を把握する。 - 避難者に対して、携帯トイレ・簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 - 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 - 市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災対本部 市社会福祉協議会 県災害ボランティア支援センター 協定事業者
県	市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会	県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 - 事業所・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 - 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける） - 調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。	行政区長 事業所・団体等 県
県	- 市からの要請に基づき、トイレ等の調達を代行する。 - 事業所・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	事業所・団体等 他都道府県
事業所・団体等	市及び県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

3-17 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与されている賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

ア 各主体の責務

(ア) 住民の責務

住民は、避難に当たり、最低限1食分の物資等を携行するよう心掛ける。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

(イ) 市の責務

- ① 被災者への物資等の供給を行う。
- ② 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- ③ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- ④ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- ⑤ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(ウ) 県の責務

- ① 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。
- ② 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。
- ③ 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- ④ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

(エ) 指定地方行政機関等の責務

- ① 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。
- ② 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

イ 活動調整

市災害対策本部(総務部)、県災害対策本部

(2) 要配慮者に対する配慮(市)

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供(避難24時間後～)

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮(避難24時間後～)

(3) 積雪期の対応

ア 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 市は、防寒具、採暖用具(ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

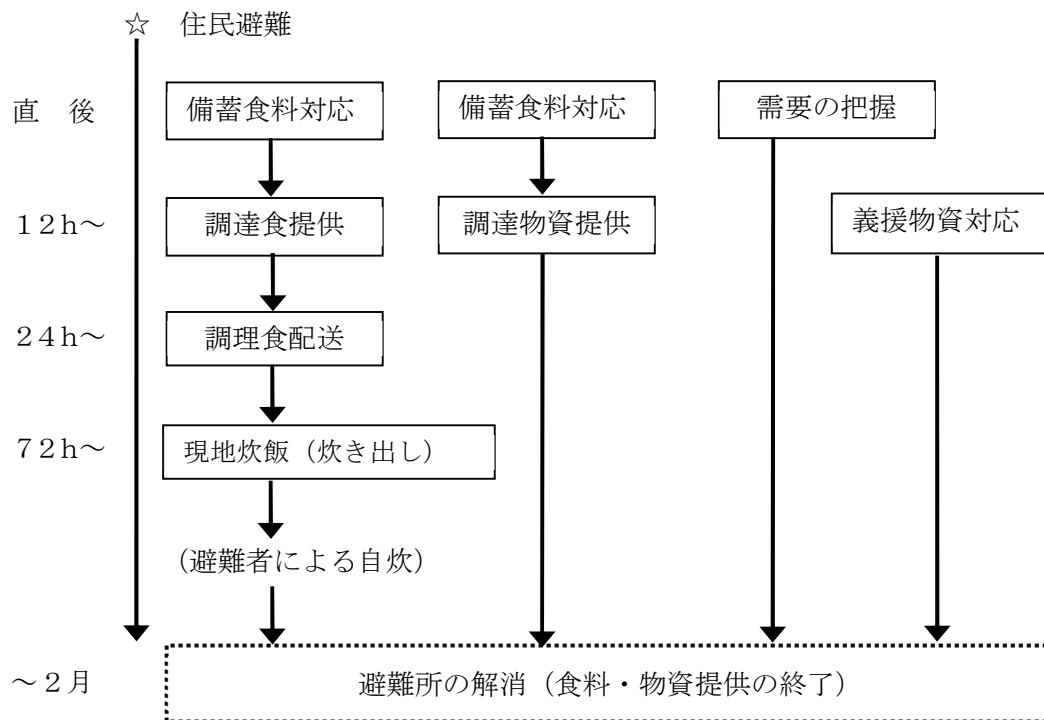
(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者		市災害対策本部	避難地ニーズ
市災害対策本部		県災害対策本部	集約された被災地ニーズ
県災害対策本部		協定先企業、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市災害対策本部		避難所、避難者	供給予定情報
県災害対策本部		市災害対策本部	供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 自主防災組織	・市の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社新潟県支部 市社会福祉協議会 市災害ボランティアセンター 行政区長等
県 日本赤十字社新潟県支部	・必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 ・市からの要請に基づき、不足する物資等を市・避難所等へ配送（以下、「プル型支援」という。）する。 ・市の行政機能が低下している場合は、要請を持たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。（※） ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難12h～24h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	行政区長等 協定事業者等 県
県	・市からの要請により、物資等の調達を代行し市町村又は避難所へ配送するプル型支援を行う。 ・市の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者等 他の都道府県
協 定 先 事 業 者・団体等	・市及び県から調達要請があった物資等を指定された避難所へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（住民避難24h～72h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災害対策本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 市災害ボランティアセンター
県災害対策本部 (食料物資部)	・市からのニーズ把握 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（住民避難72h以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県 市災害ボランティアセンター
県	・市の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

自衛隊	・市及び県からの要請に基づき、現地での給食支援（調理）を行う。	
-----	---------------------------------	--

(5) 現地者による自炊（住民避難2週間後以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	・市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	国 指定地方行政機関等 運送事業者
指定地方行政機関等	・県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	運送事業者
運送事業者	・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定行政機関等を支援する。	県 指定地方行政機関等

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

(7) 義援物資の配付

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・受入物資を配付する。 ・物資が過剰とならないよう、報道機関等を通じて情報を発信する。	市災害ボランティアセンター 行政区長等 報道機関
県	・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 ・自衛隊等に輸送を依頼する。	自衛隊 トラック協会 新潟県倉庫協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対 策	協力依頼先
市 重要施設（病院等）	・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	・市町村や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 ・市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合 政府災害対策本部

5 市における食料供給計画

(1) 実施責任者及び担当部

ア 食料の供給

市長は、災害のため食料の供給、販売等がまひ・混乱し、あるいは住宅被害等により自宅で炊飯等ができず日常の食事に支障をきたしている被災者、又は住宅等に被害を受け一時縁故先に避難する者、及び災害の現場において防災業務に従事している者に対して、炊出し等により必要な食料を供給し、又は食料供給に必要な薪炭等の燃料を供給し、一時的に被災者及び防災業務従事者の食生活を確保するものとする。ただし、災害の規模及び状況により市長が実施できないときは、県知事に対し応援を求め又は他の市町村長に応援を求めて供給を確保するものとする。

イ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（食料の確保・供給）

部	担 当 内 容
総 務 部	応急食料の調達配分に関すること。
福 祉 保 健 部	被災者に対する炊き出しに関すること。

(2) 食料供給対象者

次のいずれかに該当するものに対して、炊出し、その他による食品の供給を行うものとする。

ア 避難所に収容された者及び避難所に避難したもので、食料の持合せのない者

イ 住宅の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 床下浸水であっても、炊事道具が流出又は炊事施設が壊れ、あるいは土砂に埋まった場合等で炊事ができない者

エ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者

オ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持合せがない者

カ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

(3) 供給の方法

ア 市長は、食料を供給するときは、各避難所等にそれぞれ責任者を定めて供給させるものとする。

イ 炊出しによる供給は、学校、保育園等既存の給食施設又は供給施設を仮設して自ら行い、あるいは委託して行うものとする。

ウ 副食物は、日常の副食物としている程度のもので腐敗等のおそれのないものを供給するものとする。

エ 市長は、直接食料を供給することが困難と判断し、米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示するものとする。

オ 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、台帳に記載、捺印させる方法で行うものとする。

カ 市長は、防災関係機関から所管の応急対策業務従事者に食料供給の応援要請を受けたときは、その求めに応ずるものとする。

キ 市長は、自らが食料、飲料水等の供給が不可能となる場合を想定し、民間業者と災害時応援協定を締結するものとする。

(4) 供給食料の種別等

炊出しによる米飯、米穀、食パン、乳児用ミルク、牛乳、麺類（即席麺、そば、うどん）、飯缶、乾パン、副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）、その他被災地近辺で容易に調達され、かつ、一時の代用食料として供給できるもの。

(5) 供給数量

応急用米穀の供給数量は、次に掲げる1人当たりの供給数量に受給者の数及び期間の日数を乗じて得た数量とする。

ア 炊出しによる給食の場合

1人当たり 精米換算 200グラムの範囲内

イ 供給機関が通常の供給を行えず、その機関を通じないで応急供給を行う場合

1日当たり 精米 400グラム

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

- ウ 応急対策業務従事者に対する給食の場合
1人当たり 精米換算 300グラムの範囲内
- (6) 応援を求める手続き
市は、県、近隣市町村、協定締結市町村に対して応援要請をするときは、下記事項を明示して行うものとする。
- ア 炊出し要員等の応援要請
人数、器具、数量、期間、場所、その他参考事項等
- イ 給食原材料等の応援要請
種別、数量、送付期日、場所、その他参考事項等
- (7) 災害救助法が適用された場合の食糧供給基準
ア 供給対象者は、前記(2)のア～カまでに掲げる者とする。
イ 適用基準等については、新潟県地域防災計画によるものとする。
- (8) 炊出しの実施
ア 炊出しの方法及び各種の協力団体
炊出しは、福祉保健部が必要に応じ協定締結団体、日赤奉仕団等に協力を求めて、給食施設等既存の施設を利用して行う。
また、炊出し材料の確保については、福祉保健部が各部の協力を得て行う。
市内の協力団体は、次のとおりとする。

炊出しの協力団体

団体名	所在地	電話	備考
日赤奉仕団	南魚沼市小栗山 303 番地 1 南魚沼市社会福祉協議会事務局	025-773-6911	

なお、炊出しの実施については、次の点に留意する。

- (ア) 現場責任者
炊出し現場には責任者を配置しておくものとする。責任者は、その実態に応じ、混乱が起これないように指導するとともに、関係事項を記録しておく。
現場責任者には、福祉保健部から担当者を指名するものとするが、必要に応じ他の部から応援を求めて現場責任者に指名する。
- (イ) 応急食糧
炊出しを行う場合、献立は栄養価等を考慮して作らなければならないが、被災の状況により、食器等が確保されるまでの間は、握り飯、漬物、缶詰等の副食物を配給する。
- (ウ) 業者からの購入
市において直接炊出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。
- イ 炊出しの食品衛生
炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛けるものとする。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-17 食料・生活必需品等供給計画

ウ 炊出し施設、器材等の状況

市内の炊出し施設については、資料編の資料 4-3「炊出し施設表」のとおりとする。

(9) 災害時における防災活動等協定先

市では、住民の安全及び財産を災害から保護するため、災害時における協定締結を今後も積極的に進めていく。平成 26 年 4 月 1 日現在の協定先は次のとおりである。

種 別	内 容	協 定 先
寝具	救援物資に関する協定	野口(株) 石打営業所
食料・飲料水	救援物資に関する協定	しおざわ農業協同組合
食料・飲料水	救援物資に関する協定	テーブルマーク(株) 新潟魚沼工場
飲料水	救援物資に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)
飲料水	救援物資に関する協定	サントリービバレッジサービス(株) 関東・信越営業本部
飲料水	救援物資に関する協定	(株)伊藤園 北東関東地区本部
物資供給	救援物資に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター
食料・飲料水・避難所	防災活動協力に関する協定	イオンリテール(株) イオン六日町店
炊き出し、避難所等	相互協力に関する協定	北里大学保健衛生専門学院
炊き出し等のLPガス	LPガス供給に関する協定	新潟県エルピーガス協会魚沼支部
物資輸送・物資供給・物資拠点	物資の輸送等に関する協定	(一社) AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

6 市における生活必需品などの確保・供給計画

(1) 実施責任者及び担当部

ア 市長は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、災害により地域における物資の販売、供給等の混乱により、生活必需品を直ちに入手できない者に対して、一時的に生活を維持するに必要な程度の生活必需品等を供給して、応急的な保護の措置をとるものとする。

イ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（生活必需品の確保・供給）

部	担 当 内 容
総 務 部	被災見舞金品の受領に関すること。
市民生活部	医療品等生活必需品物資の配分に関すること。

(2) 実施要領

ア 災害救助法が適用された場合

(ア) 生活必需品等供給対象者

- ① 災害により住宅に被害を受け、その程度が全半壊（焼）、流出、床上浸水以上の被害を受けた者であること。（床下浸水又は非住宅に被害を受けただけの者は対象としない。）
- ② 服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を災害により喪失した者であること。

- ③ 服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。
- (イ) 支給物資は、原則として次の8種類の品目とする。
寝具、外衣、肌着、身回品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料
- (ウ) 生活必需品等の調達
市長は、災害により上記(ア)に掲げる生活必需品等供給対象者が出たと認めるときは、「世帯構成員別被害状況」及び「物資購入（配分）計画表」を作成し、購入するものとする。
- (エ) 生活必需品等の支給
 - ① 生活必需品等は、原則として支給するものとし、市長が指定したものに限り、貸与するものとする。
 - ② 生活必需品等の支給に当たっては、受給者の便益及び物資の配分の適正を図ることに留意し、市役所等において行い、被災世帯個々に対する巡回支給は行わないようにするものとする。
- (オ) 生活必需品等のあつ旋
 - ① 市長は、災害救助法が適用された場合で自らの力で物資の調達ができないと認めたときは、県知事に対し、上記(ウ)の「世帯構成員別被害状況」に生活必需品等の必要数量を示して、あつ旋を求めるものとする。
 - ② 市長は、あつ旋を受けた生活必需品等について、上記(ウ)と同様の手続きにより購入するものとする。
- (カ) あつ旋した生活必需品等の輸送
 - ① あつ旋した生活必需品等の輸送は、市長が行うものとする。
 - ② 輸送に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (a) 輸送に当たっては、原則として車両輸送とすること。
 - (b) 車両輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期すること。
 - (c) 輸送物資を引渡すときは「災害救助用物資引渡書」を作成し、授受を明確にすること。
- (キ) 費用及び期間
生活必需品等の給与又は貸与を実施するために支出する費用は、災害救助法施行細則による救助の程度に定める基準によるものとし、期間は災害発生の日から10日以内とする。
- イ 災害救助法が適用されない場合
市長は、災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは、災害救助法の適用基準に準じて支給又は貸与を行うものとする。

7 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

具体的な支援計画については、「4-1 避難所外避難者の支援計画」による。

3-18 要配慮者の応急対策

3-18 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

また、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員児童委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

(イ) 県の責務

県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

(ウ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(エ) 事業所等の責務

要配慮者を雇用している事業所及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導、安否確認を迅速に行う。

(オ) 国際交流協会、外国人雇用事業所、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

① 国際交流協会

3-18 要配慮者の応急対策

県等の国際交流協会は、市及び県の要請に基づき、他言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

- ② 外国人雇用事業所、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

- (カ) 地域住民、行政区、自主防災組織等の責務

地域住民、行政区、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

- (キ) 要配慮者及び保護責任者の責務

要配慮者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、早めの避難行動開始に努める。

イ 活動の調整

市災害対策本部(福祉保健部)、県災害対策本部

- (2) 積雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

2 情報の流れ

- (1) 被災地から

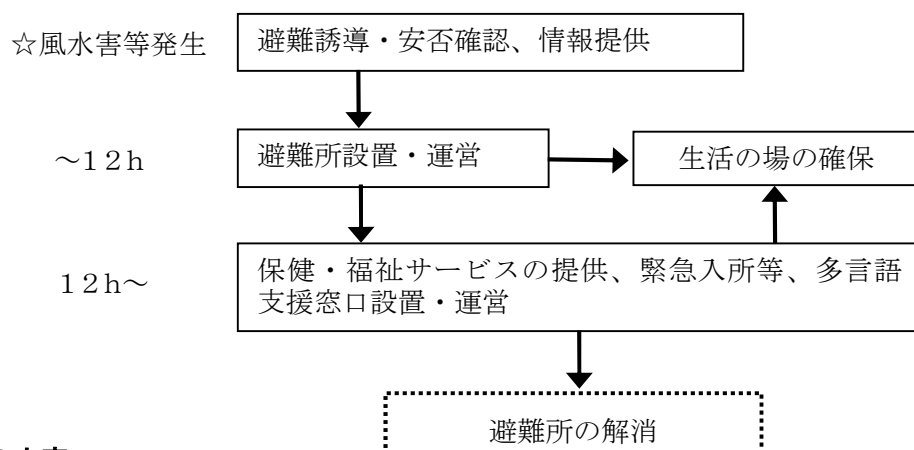
情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者、民生委員児童委員、行政区、介護保険事業者、福祉関係者等		市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市		県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請
県		国、都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請

- (2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県		市	サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等		避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

3-18 要配慮者の応急対策

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき避難準備・高齢者等避難開始を伝達	行政区、民生委員児童委員等
	・ 避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	県警察、消防本部、介護保険事業者、行政区等
	・ 避難所での要配慮者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、行政区、NPO・ボランティア等
	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等、

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	・ 公営住宅等の確保	他市町村・他都道府県等
	・ 旅館及びホテルの確保	旅館ホテル生活衛生同業組合等
	・ 応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、他市町村・都道府県等
	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、他市町村・都道府県等
介護保険事業者、社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市等

3-18 要配慮者の応急対策

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用事業所、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
	・ 多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用事業所、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等
国際交流協会等	・ 通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流関係団体

5 県職員の派遣要請

市の要請に応じ県は、被災状況により必要と認められる場合は、市災害対策本部へ職員を派遣し、現地連絡拠点として避難行動要支援者の避難状況や生活情報の収集と提供、緊急入所の連絡調整、障がいに応じたボランティアの確保と支援物資の確保等、要配慮者対策の強化に努める。

6 在宅の要配慮者の対策

(1) 地域等の協力

市は災害により避難が必要となった場合、避難行動要支援者名簿に掲載してある者の安否確認を行う。これは平時から接触のある民生委員児童委員、行政区、自主防災組織、消防団等の協力を得て行うものとする。

近隣住民等が要配慮者の被災を発見したときは、消防団、自主防災組織、行政区等に通報し、その救済を図るものとする。

(2) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、避難誘導にあたっては消防団、自主防災組織、行政区等の協力を得て担架等により避難行動要支援者の避難支援にあたる。避難にあたっては、安全に万全を期するため、避難誘導員を先頭と最後尾に配置して避難するよう努めなければならない。

(3) 避難所における確認

避難所管理責任者は、市等に保健師やヘルパー等の派遣を要請し、自主防災組織の責任者、行政区長、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の被災状況を確認する。

必要に応じて、県の職員派遣を受け、災害発生後 24 時間以内に避難行動要支援者の被災状況を把握し、報告書を市災害対策本部に提出する。

なお報告書には、地域外から避難した者も含めるものとし、市災害対策本部はその者との連絡調整にあたる。

(4) 被災した要配慮者の措置

市は、県と協力して被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族等による引き取り等連絡調整に努める。

3-19 学校における応急対策

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続した人員の確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

(5) 社会福祉施設等への入所等

避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院や公的住宅等へ一時的に避難させるものとする。

(6) 避難生活状況の確認相談指導の実施

市及び県は、県が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設、自宅、親族等の引き取りのいかんを問わず定期的に確認し、正しい情報や適切な支援提供がなされているか等生活環境・健康の管理に努める。

7 外国人支援対策

市に滞在する外国人にあつては、言語の違いにより適切な避難行動がとられないことが予想される。市は、平時にあつては、外国語による避難マニュアル等の作成により、避難所等の周知に努めるものとし、災害時にあつては、外国人関係団体等と協力し災害情報の提供、安否確認、相談等の支援を行うものとする。

3-19 学校における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 学校の責務

あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(イ) 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(ウ) 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。

また、被害状況や臨時休校の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

イ 活動調整

市災害対策本部(教育部)、県災害対策本部、市教育委員会、県教育委員会

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、生徒等の避難行動時や帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-19 学校における応急対策

う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

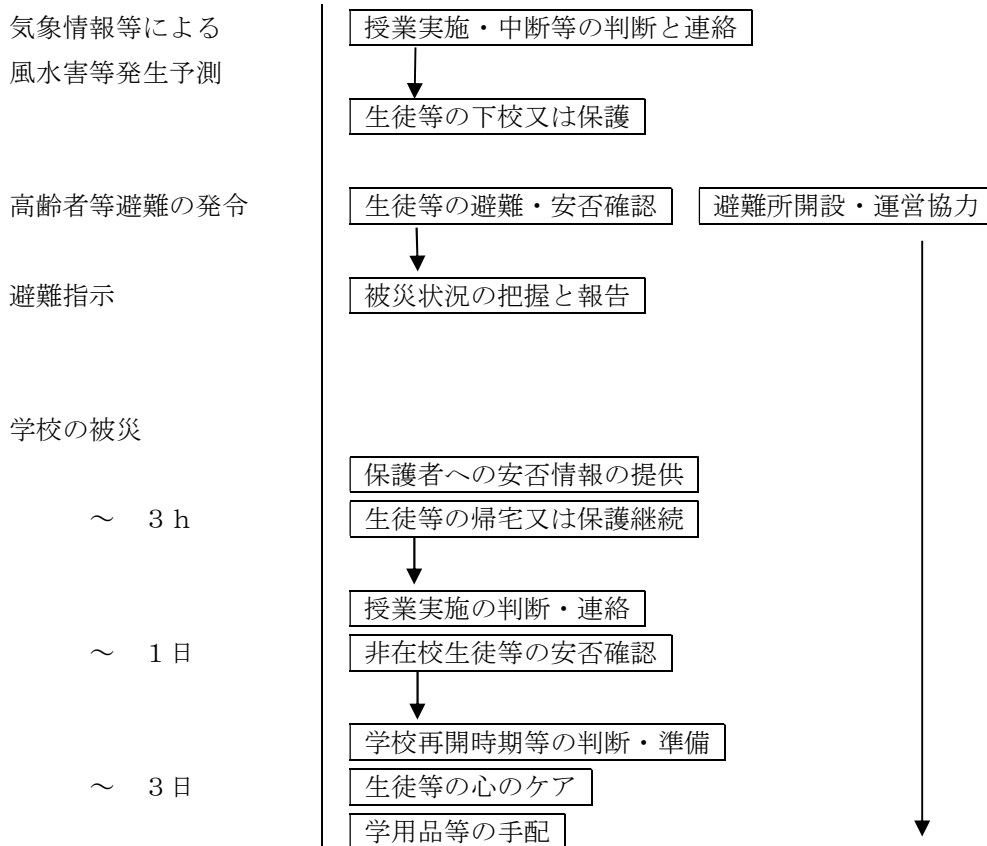
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市立学校	市教育委員会	被害状況、臨時休校等
私立幼稚園	県、市、関係機関	被害状況、臨時休園等
市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休校等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休校等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市教育委員会	市立学校・幼稚園	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休校等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休校等
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 → 県教育事務所	市教育委員会	指導、助言等

注) 緊急を要する場合や、市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡がつかない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業実施・中断等の判断と連絡

校長（幼稚園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

（ア） 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

（イ） 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

各校長は、上記2(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供して報道を要請する。

イ 生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡がつかない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害等が発生した場合の措置

ア 生徒等の避難・安否確認

（ア） 生徒等が在校している場合

① 生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要がある場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する）。

② 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

（イ） 登下校時間帯の場合

① 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記（ア）と同様に対応する。

② 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防本部・警察署等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 勤務時間外の場合

① 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

② 生徒等の安否確認

風水害等により、地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに市及び県に報告する。

私立学校は、人的・物的被害が生じた場合は、直ちに市及び県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以降を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によっては、できる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難した場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市及び県に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害等でかなりの被害が発生した場合において、災害発生時に欠席等で在校していなかった生徒については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難状況、通学路の安全性等を総合的に勘案し、学校再開時期の目途を立て、再開に向けて準備

を進める。

イ 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき又は近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるように依頼する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体やFMゆきぐにによる放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

実施担当部（児童・生徒の安全確保）

部	担 当 内 容
教育部	児童・生徒の安全確保

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導したり、心のケアの専門家を派遣する等により支援する。

イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市に斡旋する。

3-20 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 構造物

文化財所有者は、二次災害等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民・地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3-21 障害物の処理計画

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして、文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

3-21 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、消防署、国又は県の出先機関、警察署、病院等）、輸送施設（道路、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ① 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。
- ② 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのあ

る部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(イ) 県の責務

- ① 県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- ② 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。
- ③ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(ウ) 道路管理者等の責務（市、国、県及び東日本高速道路㈱）

- ① 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、市及び県災害対策本部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。
- ② あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- ③ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置障害物等については、県警察等の協力を得て排除する。
- ④ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ⑤ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

(エ) 河川管理者等の責務（市、国、県）

- ① 河川管理者は、その所管する河川区域内の河川について、漂着物等により二次災害の危険が認められる場合には、市及び県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

(オ) 応援協定先団体等

市からの災害応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。

イ 活動の調整

市は、被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、県災害対策本部、国の関係出先機関及び自衛隊等と連絡体制を強化する。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期における災害時の輸送路を確保するため、国・県等の関係機関とともに

3-21 障害物の処理計画

に、道路管理者があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じて障害物除去の実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市		県	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）		県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者		県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部		市	障害物除去に関する情報
県災害対策本部		施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難指示等解除後の達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（1日以内）



障害物処理計画の策定



緊急輸送道路の障害物の除去（1日以内）



その他の輸送路等の障害物の除去（1日以内）

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
県	・障害物除去を必要とする道路、河川等の公共管理施設の情報を収集する。 ・建物関係障害物の情報を収集する。	
道路管理者等	・管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
河川管理者	・管理区域の河川の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	

(2) 緊急交通路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 ・災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-21 障害物の処理計画

	空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	
県	- 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 - 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	- 管理区域の道路の障害物を除去する。特にあらかじめ定められた緊急交通路については、最優先に実施する。 - あらかじめ建設業協会等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	応援協定先事業所・団体等
河川管理者	管理区域の河川について、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。	
応援協定先事業所・団体等	県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

5 市における障害物の処理計画

(1) 実施責任者及び担当部

- ア 市長は、被災者の日常生活に直接障害となっている障害物及び緊急輸送の確保並びに災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去を行うものとする。
- イ 道路、河川の管理者（以下「道路等の管理者」という。）は、当該管理に属する施設に対する障害物の除去を行うものとする。
- ウ 農地の広範囲にわたる湛水は、関係土地改良区が排除するものとし、災害の規模が大きく、処理し得ない場合は、県知事に応援を求める。
- エ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（障害物除去）

部	担 当 内 容
建設部	道路、河川、橋梁その他土木施設の災害対策及び応急復旧に関すること。

(2) 障害除去施設、設備及び機材の確保

- ア 市長及び道路等の管理者は、障害物除去作業に必要な施設、設備及び機材の確保に努め、災害時に迅速に活用できるように配置し、保管するものとする。
- イ 市長及び道路等の管理者は、前記アにより確保した施設、設備及び機材で応急対策に不足をきたす場合を考慮して、障害物除去用施設、設備及び機材の所有者、管理者、占有者で権原を有する者と災害時における借上予約契約を締結する等、確保に必要な措置を講じておくものとする。

(3) 障害物の集積場所

- ア 障害物の集積場所は、次のとおりとする。

障害物の集積場所

場 所 名	集積可能面積(㎡)	所 有 者	備 考
南魚沼市茗荷沢 1472-87	4,810	南魚沼市	
南魚沼市宮 168-1	1,892	〃	

イ 市長は、災害発生後において集積場所が不足するときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同施行令第 24 条の定めるところにより、他人の土地を一時使用して措置するものとする。

(4) 実施方法

ア 市長は、所属職員、消防職団員等をもって障害物除去班を編成し、所属の施設、設備及び機材を用い、又は災害応援協定締結の団体及び土木建築業者の協力を得て障害物を除去するものとする。

イ 障害物の除去は、次に挙げる障害物を優先して行うものとする。

- (ア) 被災地域の住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
- (イ) 災害応急対策の実施の障害となっている主要道路の障害物
- (ウ) 放置することによ被災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 市長は、所属の職員、施設、設備及び機材をもってして障害物の除去ができず、又は著しく困難なときは、県知事若しくは他の市町村長に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請するものとする。

(5) 障害物の処理

除去した障害物は、おおむね次の要領によって処理するものとする。

ア 土砂、瓦礫

あらかじめ選定した集積場所に集積し、分別を行い極力リサイクル化に努めるとともに、廃棄物については、法令等を遵守し適切に処分を行う。

また、汚水の浸透した土砂等の消毒は、十分に行うものとする。

イ 竹木、家具、家財等の可燃物

漂着、流入して堆積し、又は破壊、残存している家具、家財及び竹木等の可燃物で所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の障害物で、加工、修理しても使用できないと認められるものは、あらかじめ選定した集積場所に集積し、分別を行い極力リサイクル化に努めるとともに、廃棄物については、法令等を遵守し適切に処分を行う。

ウ 除去障害物の保管等

市長は、障害物のうち加工、修理を加えて使用可能な工作物又は物件（以下「工作物」という。）を除去したときは、災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同施行令第 25 条から第 27 条に定めるところにより、保管その他の措置をとるものとする。

(6) 災害救助法が適用された場合の障害物の除去

新潟県地域防災計画に定めるところによる。

3-22 遺体の搜索・処理・埋葬計画

3-22 遺体の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の災害により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は、関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

ア 各主体の責務

(ア) 市

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

(イ) 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

(ウ) 警察本部（南魚沼警察署）及び自衛隊等関係機関

市・県等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

イ 活動調整

市災害対策本部(市民生活部)、県災害対策本部

ウ 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(2) 関係者に対する配慮策

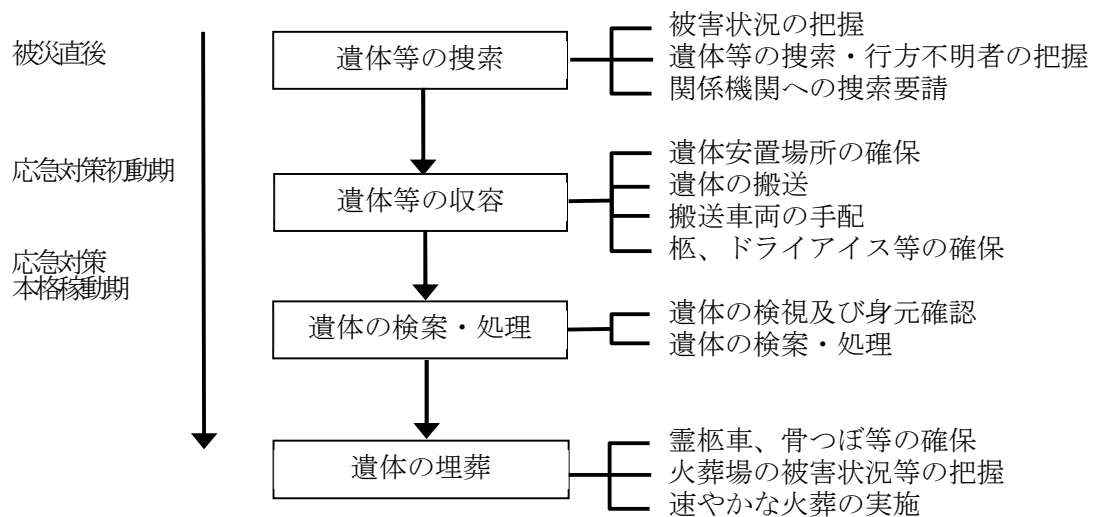
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で、遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→ 情報受信者		主な情報内容
市	県	・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡素化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市 (火葬場設置者)	・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割振りの通知
県	要請先	・ 自衛隊への応援要請（市の要請による） ・ （公社）新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ・ 葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ・ 県内市町村等への応援要請（市の要請による） ・ 市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-22 遺体の捜索・処理・埋葬計画

4 業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 警察本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。 - 県に捜索状況を報告するとともに、市からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行うものとする。	警察本部 自衛隊等関係機関
県	県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行うものとする。	自衛隊
県警察本部 自衛隊等関係機関	- 遺体等の捜索を市と協力して行う。 - 警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校敷等）を確保し、関係機関に連絡するものとする。 - 搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請するものとする。 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するとともに、県に対して応援を要請する。また、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。	寺院、学校等
県	- 市から搬送車両の手配要請があった場合、（公社）新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 - 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	（公社）新潟県トラック協会 葬祭関係団体
警察本部 自衛隊等関係機関	遺体の搬送を行うものとする。	
（公社）新潟県トラック協会	搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	協定に基づき、柩、ドライアイス等を確保をするものとする。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-22 遺体の捜索・処理・埋葬計画

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保するものとする。 ・南魚沼警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行うものとする。	日本赤十字社新潟県支部 （一社）新潟県医師会等 警察署 （一社）新潟県歯科医師会等
県	・市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び（一社）新潟県医師会との協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部 （一社）新潟県医師会
警察本部	・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社新潟県支部 （一社）新潟県医師会	・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・搬送車両が不足する場合は、（公社）新潟県トラック協会に手配するよう県に要請するものとする。 ・骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するとともに、県に対して応援を要請する。 ・死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議するものとする。	厚生労働省
火葬場	・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を県及び関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。	
県	・市から搬送車両の手配要請があった場合は、（公社）新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 ・市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	（公社）新潟県トラック協会 葬祭関係団体
（公社）新潟県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・協定に基づき骨つぼ等を確保するものとする。	

5 身元不明遺体の取扱い

(1) 身元不明遺体については、市が南魚沼警察署その他関係機関に連絡し、調査に当た

るものとする。

(2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

(3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取扱うものとする。

6 広域応援体制の整備

(1) 市は、自ら遺体の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

(2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制

イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制

ウ 厚生労働省を通じ、全国都道府県に応援要請ができるような体制

7 市における遺体の搜索・処理・埋葬計画

(1) 実施責任者及び担当部

ア 実施責任者

(ア) 市長は、遺体の搜索及び遺体の処理、埋葬を行うものとする。

(イ) 遺体検分等の警察上の措置は、警察本部長（南魚沼警察署長）が行うものとする。

イ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（遺体の搜索・処理・埋葬）

部	担 当 内 容
市民生活部	遺体の搜索、処理、埋葬に関する事。

(2) 遺体の搜索

ア 搜索班の編成

市長は、多数の行方不明者があると認めたときは、その搜索、收容のため所属職員及び消防団員等を主体とする搜索班を編成するものとする。

イ 搜索の実施

(ア) 死者があると認める地域を中心として、遺体の埋没、漂着の疑いのある場所を重点に、組織的かつ綿密に搜索するものとする。

(イ) 搜索は、警察官、搜索班員及び死者の家族、知人、親戚の者（以下「家族等」という。）が相互に綿密に連絡して行うものとする。

(ウ) 搜索を行うに当たり、地域の住民、旅行者、滞在者に発見通報を求め、発見したときの通知先を明らかにして積極的に広報するものとする。

ウ 発見したときの措置

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-23 災害時の放送

- (ア) 遺体の状態が犯罪に関する疑いがあるときは、速やかに警察官に通報し、遺体及び遺体の所在場所を保存するものとする。
- (イ) 捜索班が遺体を発見し、又は住民の家族等から発見の通報を受けたときは、直ちに警察官及び福祉保健部に通知し、その後の処理について連絡するものとする。
- (3) 遺体収容所の設置
 - ア 市長は、災害によって多数の死者があり、遺体の発見場所で遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設けるものとする。
 - イ 遺体収容所を設けるときは、次の事項に留意するものとする。
 - (ア) 寺院、その他遺体の状態を公衆の目にさらさない施設又は場所を選ぶこと。
 - (イ) 遺体の洗浄、縫合等の遺体処理作業に便利な場所を選ぶこと。
 - (ウ) 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行うことができる場所を選ぶこと。
- (4) 遺体処理班設置
 - 市長は、災害による死者が多数あるときは、医師、看護師及びその助手数名をもって必要と認める数の遺体処理班を設けるものとする。
- (5) 遺体の処理、収容及び埋葬
 - 新潟県地域防災計画（風水害対策編）「遺体の捜索・処理・埋葬計画」の定めるところによる。
- (6) 応援要請
 - 市長は、所属の職員及び施設、設備、物資等をもってしては、遺体の処理について必要な業務を行うことが困難であると認めるときは、県知事に応援を求めるものとする。
- (7) 災害救助法が適用された場合の遺体の捜索・処理・埋葬の基準
 - 新潟県地域防災計画の定めるところによる。

3-23 災害時の放送

1 計画の方針

- (1) 放送機関の対応
 - 県内各放送機関は、風水害等に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。
 - 風水害等の発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。
- (2) 緊急放送の要請
 - 県又は市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。
 - 県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。
 - 市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。
 - ア 緊急放送を要請できる内容

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-23 災害時の放送

河川のはん濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 放送局の連絡先

局 名	情報受信責任者
日本放送協会	放送部長
(株)新潟放送	報道担当部長
(株)NST新潟総合テレビ	報道制作部長
(株)テレビ新潟放送網	報道部長
(株)新潟テレビ21	報道グループ長
(株)エフエムラジオ新潟	放送営業部次長

(3) コミュニティ放送局への情報提供

市は、FMゆきぐにに對し、事前の協定等に基づき、災害に関する情報を逐次提供し、緊急放送を要請する。また、緊急時には緊急割込み放送を行い市民への迅速な周知に努める。

(4) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

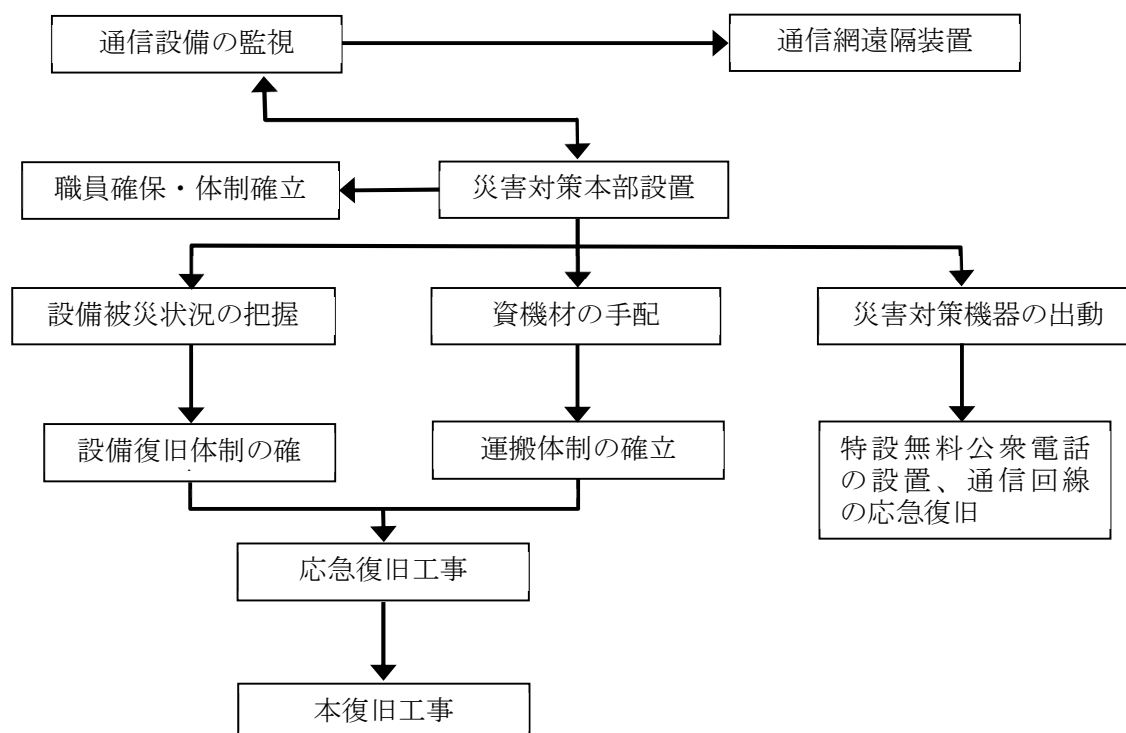
3-24 公衆通信の確保

3-24 公衆通信の確保

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT 東日本／NTT ドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT 東日本新潟支店及びNTT ドコモ CS 新潟支店に設置基準に基づく、次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常召集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-24 公衆通信の確保

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛生車

キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT 東日本及びNTT ドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言版 web171 及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧計画

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T東日本及びN T Tドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、N T T東日本本社災害対策室及びN T Tドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

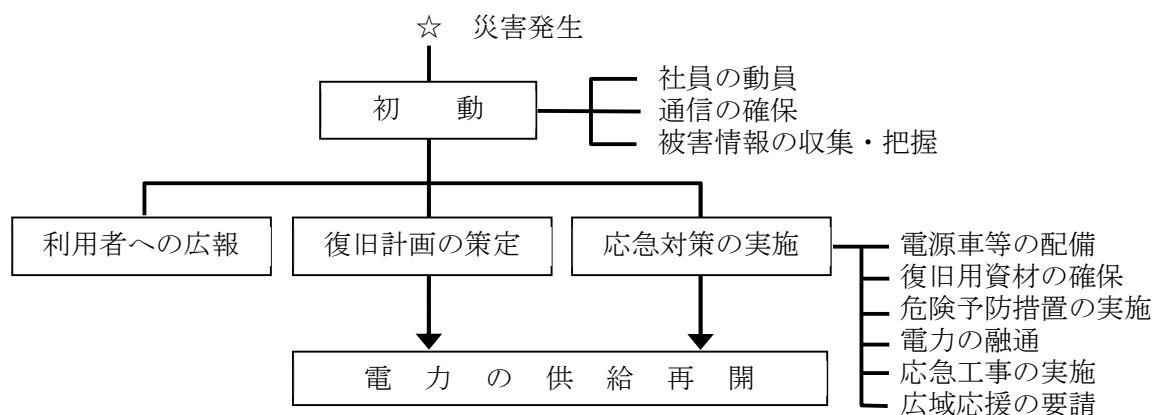
N T T東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ、各支店災害対策室へ要請する。

3-25 電力供給応急対策

1 計画の方針

電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため、被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するものとする。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、災害が発生した時は非常災害対策本部を設置する。本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2次非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾン県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

4 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において、復旧資材置き場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次被害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には、市及び防災関係機関と連携し、復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力施設被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、FMゆきぐに等の地域密着型の放送手段を使い、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各者間の協定」等により実施する。また、関係工事会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

3-26 ガスの安全、供給対策

3-26 ガスの安全、供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 住民は、ガス栓を閉止する等の風水害等発生時取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- (イ) 市は、二次災害防止のための広報を行う。
- (ウ) 県は、L P ガス事業者に対して安全確保の徹底を指導する。
また、二次災害防止のための広報を行う。
- (エ) L P ガス事業者は、次の事項を行う。
 - ・ガス供給設備の安全点検
 - ・二次災害防止のための広報
 - ・被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って、安全で効率的な復旧を進める。
 - ・L P ガス事業者は、風水害等発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
 - ・L P ガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
 - ・L P ガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア L P ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検をあわせて行う。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

住民は、積雪期の風水害等発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、L P ガス容器やガスメーター等の周辺を除雪する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察	L P ガス事業者	供給支障等状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
L P ガス事業者	市、消防、県、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 (軽微なガス漏れを除く。)
L P ガス事業者	市、県	供給支障等状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
L P ガス事業者	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
L P ガス事業者	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市、県、気象台	L P ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
L P ガス事業者、市、県	被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、復旧状況及び見込情報
県	L P ガス事業者	安全確保の指導

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-26 ガスの安全、供給対策

復旧支援団体等	LPガス事業者	復旧支援予定情報
---------	---------	----------

3 業務の体系

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広 報]
風水害等発生中	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理	
避難指示解除後 3時間後			二次災害防止措置
避難指示解除後 2日後	消費先の緊急点検完了		
避難指示解除後 3日後	充てん所の復旧完了及び 販売施設等 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
住民	・風水害等発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏れ時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に要配慮者の誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防、警察
	・ガス漏れ、供給支障等の情報をLPガス事業者に通知する。	LPガス事業者
LPガス事業者	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、市、県
	・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。 また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。 ・市と連携して、地震時の安全措置の普及・啓発を広報・チラシ等を通じて行う。	復旧支援団体等
市	・二次災害防止のための広報をチラシ配布や防災行政無線、FMゆきぐにの協力を得て行う。 ・LPガス事業者と連携して、地震時の安全措置の普及・啓発を広報・チラシ等を通じて行う。	報道機関、県
県	・LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	LPガス事業者団体等
	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関市

3-27 給水・上水道施設応急対策

3-27 給水・上水道施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

住民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、住民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県は全般的は被害状況等について対応する。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講ずる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 市の責務

市は、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講ずる。

(ウ) 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(エ) 住民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細やかな給水ができるよう配慮する。

(3) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

イ 地域性を踏まえた対応

(ア) 中山間地では、その地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

(イ) 土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-27 給水・上水道施設応急対策

2 情報の流れ

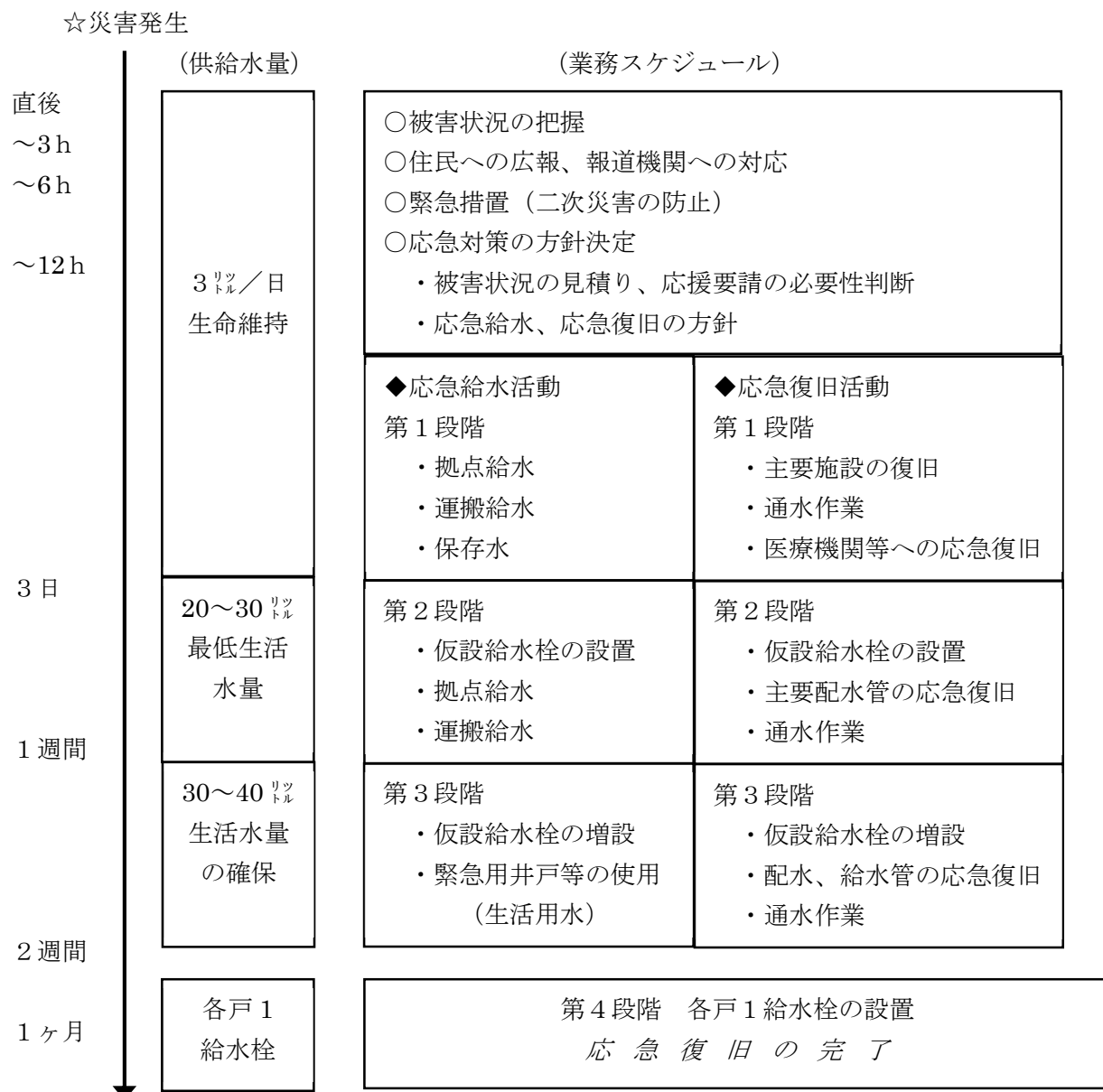
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市 水道事業者	県 関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 ②応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市 水道事業者	住民	・断減水の影響範囲 ・応急給水及び応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し
県	市 水道事業者	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報

3 業務の体系（業務スケジュール）



注) 避難指示等の解除後は、帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-27 給水・上水道施設応急対策

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者	市は、居住地区全区域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ・テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 ・職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 ・他のライフライン担当部局等から情報収集	
県	・必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 ・必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等
管工事組合等	・市の指示に基づき、配水管等の点検を行う。	

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者	市は、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について、住民に広報・周知するとともに、報道機関へ対応する。	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、住民に広報するとともに、報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者	①二次災害の防止措置 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消毒用、水質検査用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 ②被害発生地区の分離	
県	二次災害の防止措置 ・有害物資等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について、市を通じて住民に周知・指導	

(4) 応急対策の方針決定

あらかじめ定められたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は、相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は、応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-27 給水・上水道施設応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者	①被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 ②応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	(公社)日本水道協会 新潟県支部 水道工事業者
県	応急対策計画の立案及び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	(公社)日本水道協会 新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者	・被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 ・病院、避難所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 ・衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	・緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 ・必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市 水道事業者	・取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 ・病院、避難所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 ・他のライフライン担当部局等（道路、下水道等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 ・積雪期には、除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 ・日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者
管工事組合等	・市の指示に基づき、配水管等の点検を行う。	

5 市における給水・上水道施設応急対策

(1) 実施責任者及び担当部

ア 市長は、給水活動を円滑かつ迅速に実施するために給水体制を確立し、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 必要に応じ給水車、給水タンク並びに応急共用栓の仮設等を行い、被災者に対する飲料水の確保を行う。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-27 給水・上水道施設応急対策

- (イ) 水質班を組織し、水質検査及び消毒を実施する。
- (ウ) 関係者の協力を得て、避難所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- (エ) 市のみで飲料水の確保、給水活動が困難なときは、県又は近隣市町村に応援を要請する。

イ 市における担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（飲料水及び給水資機材の供給確保）

部	担 当 内 容
上下水道部	飲料水及び給水資機材の供給確保に関すること。

(2) 給水資機材等の調達

- ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に給水施設の破損等の被害が予想されるときは、関係業者（団体）に対し、応急対策に必要な器具、機材等の保管又は供給を求め、緊急調達に備えるものとする。
- イ 市長は、給水資機材等の緊急調達を行う場合は、法第 64 条第 1 項の規定により調達するものとする。
- ウ 市長は、調達した器具、機材を受領するときは、担当職員に品名、数量等を確認させて受領し、保管させるものとする。
- エ 市長は、前記イの措置によって給水器具、機材等を調達することが困難又は不十分なときは、県知事に対して応援を求めるものとする。

(3) 給水の方法

ア 飲料水の供給

飲料水が汚染されたと認められるときは、保健所等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。

イ 供給の方法

供給の方法は、被災の状況に応じ、適宜な方法により行うものとする。

(ア) 井戸等の選定

水道施設が不能になった場合は、供給人員の飲料を必要とする範囲等を考慮のうえ、汚染の少ないと思われる井戸等を水源に選定して、ろ水器によりろ過した後、浄水剤による消毒を行う。

(イ) 搬送用容器

ろ過消毒した水は、適当な缶、ポリエチレン袋等の搬送用容器に入れ、車両等により搬送し給水するものとする。

(ウ) 給水車等による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難な状態のときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送給水する。

(4) 給水期間、期間の延長及び給水の費用

給水期間は、災害救助法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律のそれぞれ定めるところにより、また期間の延長及び給水の費用は、災害救助法の定めるところによる。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-28 下水道等施設応急対策

(5) 災害救助法が適用された場合の飲料水の確保

ア 供給対象者は、現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事用の水であること）とする。

イ 適用基準等については、新潟県地域防災計画によるものとする。

3-28 下水道等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民（各家庭、学校、事業所等）は、風水害等により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場や合併処理浄化槽、ポンプ場及び管渠等が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害等発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、被災時に、直ちに、被災調査及び復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県は、市の被害状況を把握するとともに必要な支援を実施する。

流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。

被災により、流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに市へ連絡し、市から下水道使用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等、災害時に必要な資材を提供できるようにする。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-28 下水道等施設応急対策

エ 下水道等施設復旧は、概ね次の計画を目安にする。

風水害等発生後～3日目程度	・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場・合併処理浄化槽の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・管渠及びポンプ場の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日目程度～ 1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・本復旧調査完了及び本復旧計画策定 ・災害査定実施及び本復旧着手

オ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被災を受けないようにする。

(3) 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施するものとする。

2 情報の流れ

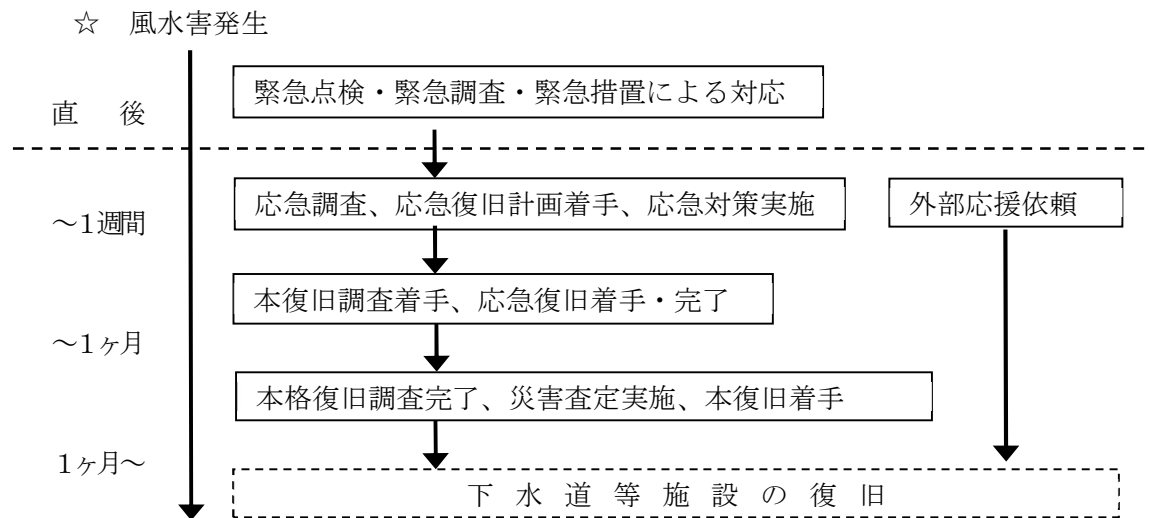
(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者		市	被災地ニーズ
市		県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県		(協定先)企業・ 団体、他市町村、他 県、国	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県		市	支援情報、流域下水道の被害状況
市		避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
住民	・マンホール、路面状況又は処理場の異状が確認できた場合に行政区長・市へ報告する。	市
市	・下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県 地方共同法人日本下水道事業団 (一社) 地域環境資源センター 協定事業者等
県	・流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者から市への連絡及び調整 ・市の被害状況の把握 ・被災状況の国への報告・連絡調整	国 市 地方共同法人日本下水道事業団 (公社) 日本下水道管路管理業協会 (一社) 新潟県下水道維持改築協会
排水設備組合等	・市の指示に基づき、市管理施設等の点検を行う。	
地方共同法人日本下水道事業団	・市及び県からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(一社) 地域環境資源センター	・市及び県からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(公社) 日本下水道管路管理業協会	・市及び県からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
(一社) 新潟県下水道維持改築協会	・市及び県からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-28 下水道等施設応急対策

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 ・ 県に応急復旧状況等を連絡する。 ・ 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県 協定市町村 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社) 地域環境 資源センター 協定事業者等
県	・ 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 ・ 仮設用資材調達に努める。 ・ 地域住民等に市を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・ 市の応急復旧状況等を把握する。 ・ 避難所等に連結する流域下水道を優先的に復旧する。	市 地方共同法人日本 下水道事業団 (公社) 日本下水 道管路管理業協会 (一社) 新潟県下水 道維持改築協会 (公社) 全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部 協定事業者等
排水設備組合等	・ 市の指示に基づき、市管理施設等の応急復旧を行う。	
地方行政法人日本下水道事業団	・ 市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社) 地域環境資源センター	・ 市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社) 日本下水道管路管理業協会	・ 市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社) 新潟県下水道維持改築協会	・ 市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・ 市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県に支援、応援を依頼する。 ・ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入体制をつくる。	県 協定市町村 協定事業者等
県	・ 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入体制をつくる。	協定他県 協定政令市 協定事業者等

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-28 下水道等施設応急対策

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のための調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。 ・地域住民等に本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県 協定市町村 特定共同法人日本下水道事業団 (一社) 地域環境資源センター
県	・災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 ・災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 ・本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・地域住民等に市を通じて本復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。	市 地方共同法人日本下水道事業団 (一社) 地域環境資源センター (公社) 日本下水道管路管理業協会 (一社) 新潟県下水道維持改築協会 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部
排水設備組合等	・市の指示に基づき、市管理施設等の本復旧を行う。	
地方共同法人日本下水道事業団	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社) 地域環境資源センター	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社) 日本下水道管路管理業協会	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社) 新潟県下水道維持改築協会	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

5 協定市町村・協定事業者等

(1) 調査、障害物除去、応急・復旧工事（資機材提供、業務協力）

- ・(一社) 南魚沼建設業協会 ・南魚沼造園安全協議会
- ・(一社) 新潟県建築士会南魚沼支部 ・(一社) 新潟県測量設計業協会
- ・南魚沼市融雪協会 ・新潟県電気工事工業組合魚沼支部

(2) レンタル機材（仮設トイレ、発電機等）の調達・供給

- ・(株) アクティオ 北信越支社

(3) 災害時相互応援協定

- ア 県外 ・埼玉県深谷市 ・山形県米沢市 ・千葉県いすみ市
 ・埼玉県坂戸市 ・東京都江戸川区
- イ 県内 ・十日町市、魚沼市、長岡市、湯沢町 ・燕市

3-29 危険物等施設応急対策

3-29 危険物等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 事業者等の責務

災害等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ 消防機関等の責務

災害による危険物施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物等施設の被害状況について、効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

エ 県の責務

災害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し、又は、そのおそれがある場合には、あらかじめ要配慮者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防機関	市、県、県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	市、県、消防機関、 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・ 関東東北産業保安 監督部 ・ 北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-29 危険物等施設応急対策

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

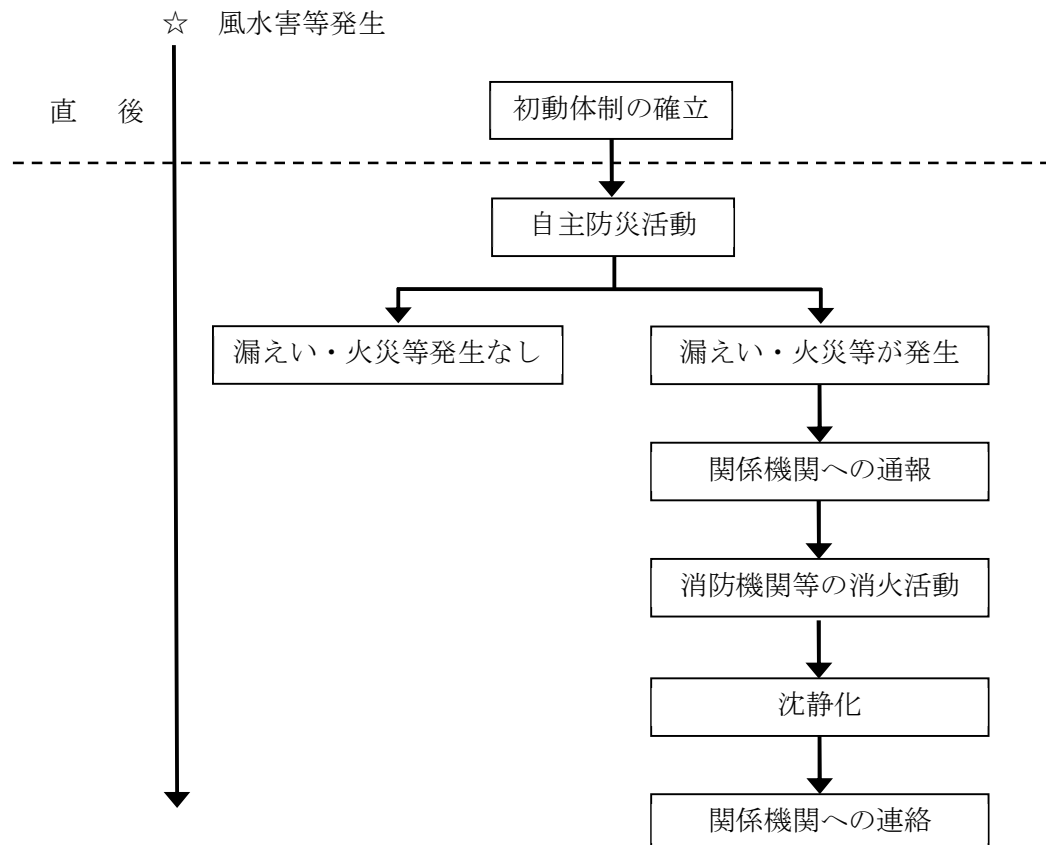
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関	・ 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等
	市	・ 災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市	・ 災害広報及び避難誘導の要請
	災害発生事業所	・ 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

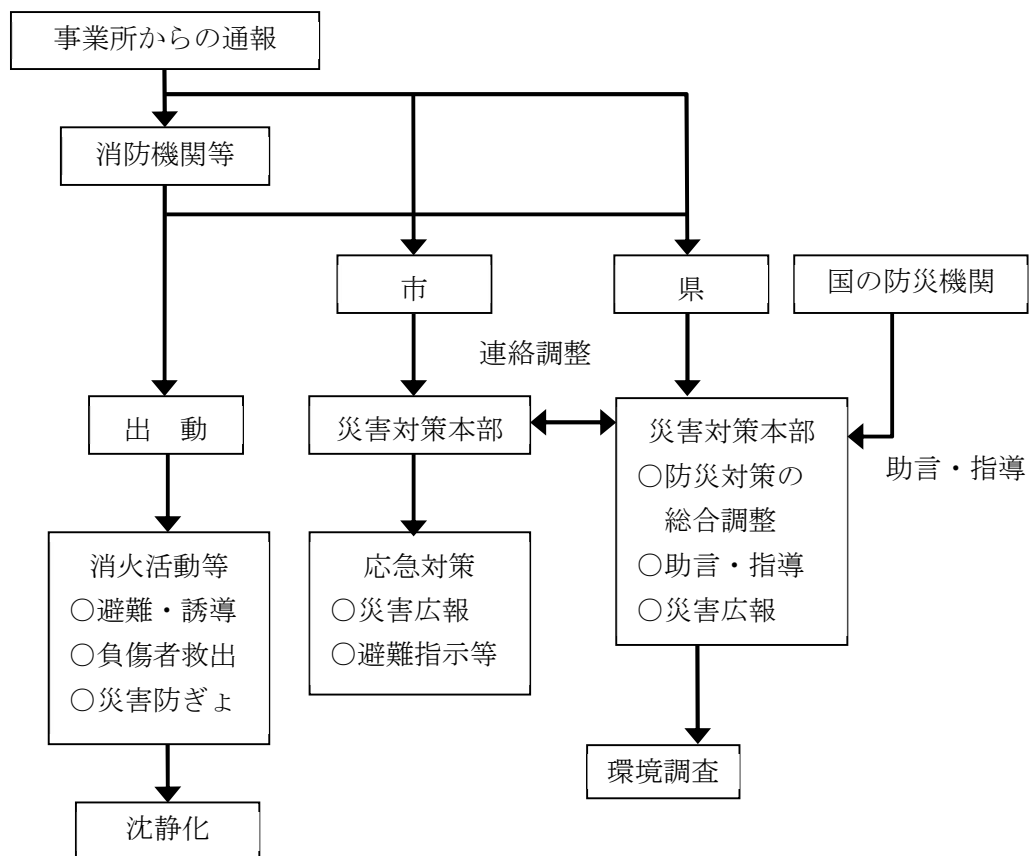
3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-29 危険物等施設応急対策

(2) 市・県等における業務の体系



風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-29 危険物等施設応急対策

4 業務の内容

(1) 風水害等発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	①風水害発生時には、直ちに応急点検を実施する。 ②風水害により被害を受けた場合は、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 ③風水害により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ④危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 ⑤危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防機関、 県警察、隣接 事業所
市	・危険物等施設の被害状況について、効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。	
県	・消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
消防機関	・事業所等の被害状況を把握し、市、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防御活動を実施する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-29 危険物等施設応急対策

(2) 風水害等発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
火薬類取扱事業所 高圧ガス取扱事業所 有害物質取扱事業所 放射性物質使用施設の管理者	- 火薬類取扱事業所は、災害により火薬類が危険な状態になり、又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全地域に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。 - 高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、市、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について、速やかに被害状況調査を行う。 - 有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、市、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。 - 放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
県	- 知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 - 毒物劇物保管施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物保管施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。 - 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
消防機関	危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-30 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
住民	危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防機関、県警察等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防機関	災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
市	・ 付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。 ・ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	
国及び県	・ 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から、環境調査を実施する。	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	・ 地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。	
市及び消防機関	・ 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
県	・ 関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て、周知の徹底を図る。	

3-30 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等発生時における道路機能の確保は、発災直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の建設業者等	道路管理者等	
道路管理者等(地域)	同左(対策本部)	

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
道路管理者等(対策本部)	同左(地域)	道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者等	地域住民	道路情報

3 業務の体系

風水害等の発生

■被災状況の把握



■通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知



■施設の緊急点検



■道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者等は、直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また、関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報版、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア 道路啓開

- (ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。
- (イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- (ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。
- (オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周辺住民等の安全確保のための措置をとり、速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

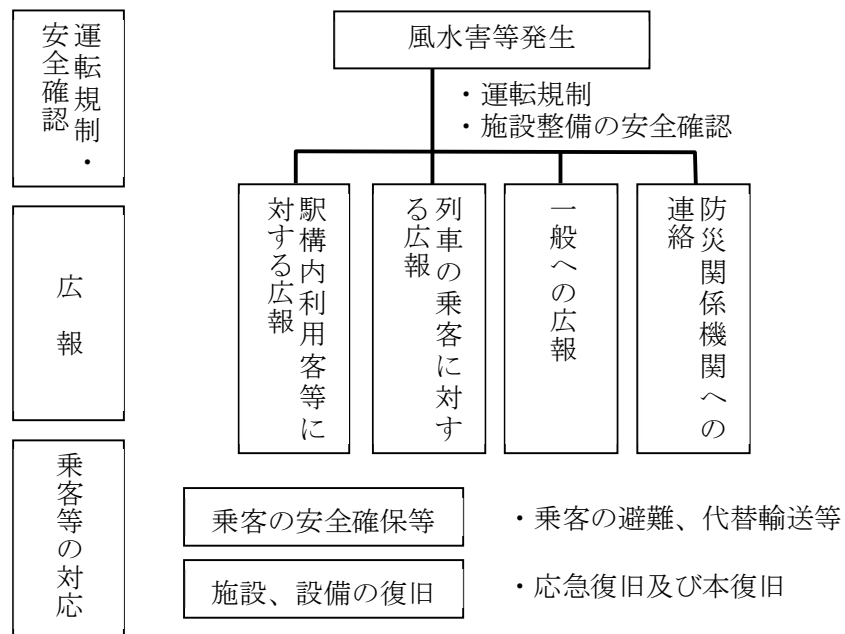
3-31 鉄道事業者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

J R 東日本、J R 貨物及び北越急行(株) (以下「各鉄道事業者」という。)は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 運転規制

風水害等発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/以上	——	早日運転規制区間注意運転	一般運転規制区間通常運転
風速 25m/以上	——	早日運転規制区間運転中止	一般運転規制区間注意運転
風速 30m/以上	——	早日運転規制区間運転中止	一般運転規制区間運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）及び河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	——	注意運転
防災情報システムの速度規制中止表示	——	運転中止

ウ なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示	——	運転中止
-------------------	----	------

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等の避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防

機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

- ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は、関係市町村、県、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のパス代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について、関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（FMゆきぐに局等）へ積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 市及び県への報告

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-31 鉄道事業者の応急対策

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告する。

4 情報収集・伝達先

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR 東日本新潟支社	総務部企画室 運輸部輸送課指令室	025-248-5104	025-248-5165	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
北越急行㈱	経営管理課 六日町運輸指令区	025-770-2820	025-770-2820	025-770-2825
JR 貨物新潟支店	貨物指令室	025-247-0522	025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線 3591、 3592	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線 6437、 6438	025-285-5511 警備員経由	025-281-2979
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線 5771～ 5773	025-285-0110 内線 2070、 2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	025-285-3110 内線 3110	080-5097-8453	025-285-9170

3-32 土砂災害・斜面災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の拡大防止や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

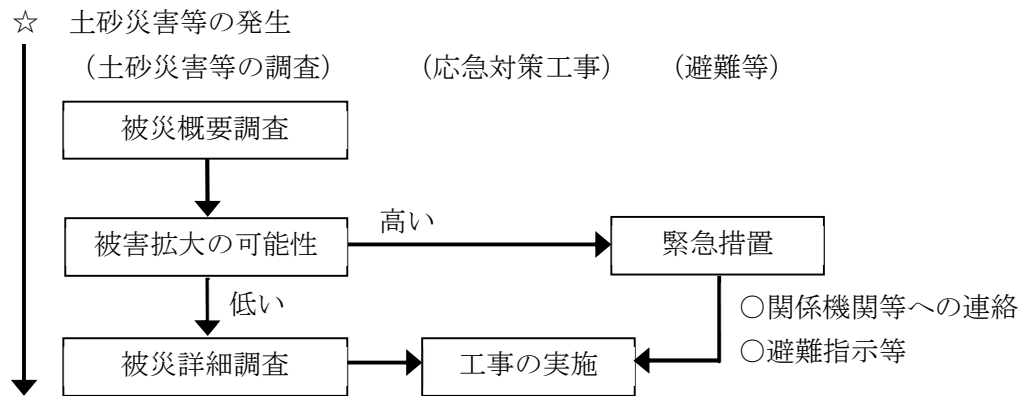
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
住民、警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
市・県	事業所等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県・国	市	防災情報、調査結果、応急対策工事の実施状況、土砂災害緊急情報
市	住民、警察	防災情報、調査結果、応急対策工事の実施状況、避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	
国、県、市	・土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 ・被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 ・重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第29条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。	新潟県治山ボランティアセンター 新潟県治山防災ヘルパー 新潟県砂防ボランティア協会 北陸地方防災エキスパート (一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタンツ協会 北陸支部 (一社)新潟県測量設計業協会 (一社)新潟県地質調査業協会
国、県	・被災概要調査結果及び状況の推移を市を含めた関係機関等に連絡する。 ・緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第29条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。	
建設業協会等	・市の指示に基づき、関係施設の応急調査を行う。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
国、県、市	・被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタンツ協会 北陸支部 (一社)新潟県地質調査業協会
建設業協会等	・市の指示に基づき、関係施設の応急対策工事を行う。	

(3) 避難指示等の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-33 河川施設の応急対策

	職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
国、県	・迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	

3-33 河川施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民の責務

河川施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び県警察へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から河川施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県・国の責務

県・国は、風水害による河川施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設、施設が所在する地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

河川管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期の災害復旧作業は、十分安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知するとともに、立入禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
住民、県警察、消防	市	施設被災の通報
市	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報、水位観測所の水位と堤防

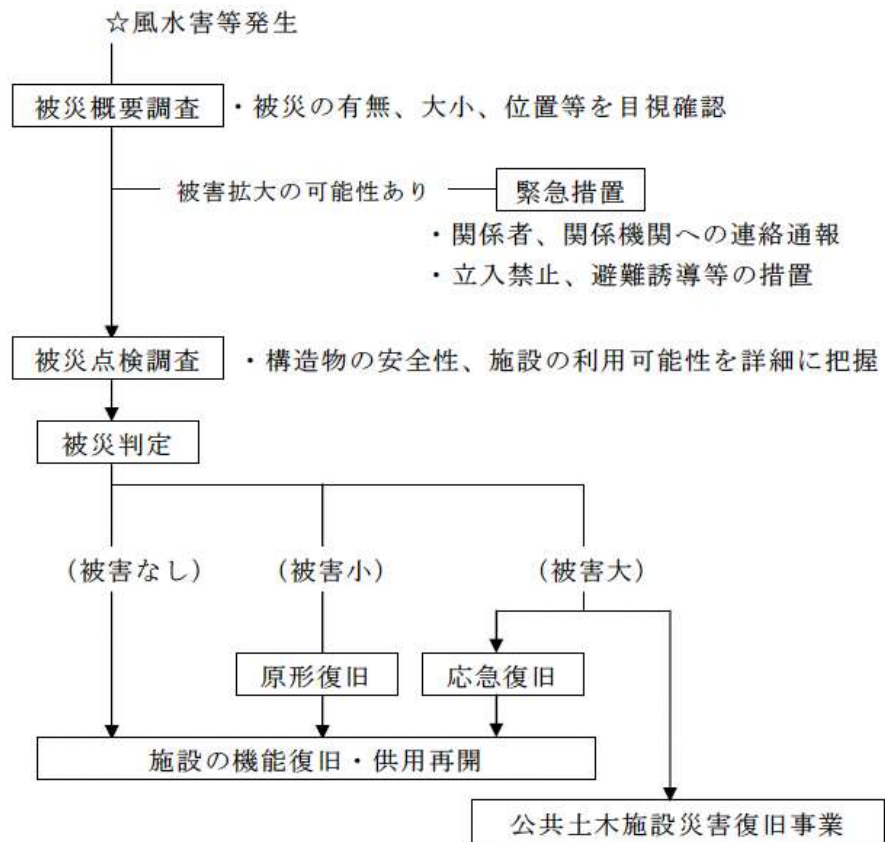
風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-33 河川施設の応急対策

		高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等
--	--	-------------------------------------

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	住民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令
県	市、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	施設等の被災等により、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。	
県、北陸地方整備局	- 降雨等により河川水位が上昇し、警戒水位を超えるおそれがある場合、下記の点検及び巡視を行う。 ○河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所（土木部、農地部） ○過去に洪水被害が生じた箇所（土木部、農地部） ○地形地質上脆弱な箇所（土木部、農地部） ○土地利用上からの弱提箇所（土木部） ○二次災害防止の観点からの低標高箇所（土木部、農地部） ○主要河川構造物の設置箇所（土木部、農地部） - 点検及び巡視により、異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 - 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。 - 施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防機関、県警察等へ通報する。	各協会 建設技術センター 地域創造センター
建設業協会等	市の指示に基づき、関係施設の調査を行う。	

(2) 被災の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県、北陸地方整備局	点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。	各協会 建設技術センター 地域創造センター
県、北陸地方整備局	- 河川管理施設及び許可工作物 - ア 住民の安全確保 浸水被害が発生し、その被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講ずるとともに、危険箇所は立入禁止等必要な措置を実施する。 また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて住民へ周知を図る等の対策を講ずる。 - イ 被災箇所の応急措置 堤防等の河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急措置を実施する。 - ウ 低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポン	各協会 建設技術センター 地域創造センター

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-33 河川施設の応急対策

	プや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。	
	エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的処置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。 オ 油や危険物等の流出時の措置 油や危険物が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。 カ 倒木や流木等の処理 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。 キ 被災箇所の監視 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要因の配置等により危険防止のための監視を行う。 ク その他河川管理に関する事項の調整 災害発生時は、応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。	
県、北陸地方整備局	・ダム施設 ア 被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。 イ 放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般住民への周知を行う。	各協会

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	
県、北陸地方整備局	・各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会
建設業協会等	・市の指示に基づき、関係施設の応急復旧を行う。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-34 農地・農業用施設等の応急対策

(4) 住民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 - 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 - 被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	
県、北陸地方整備局	- 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。 - 各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。	

3-34 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(イ) 県の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ウ) 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 活動調整

市災害対策本部(産業労働部)、県災害対策本部

ウ 災害発生時の未然防止活動

(ア) 各施設管理者は、風水害等の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検及び監視を行う。

(イ) 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-34 農地・農業用施設等の応急対策

危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに、住民に周知させる。

(2) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

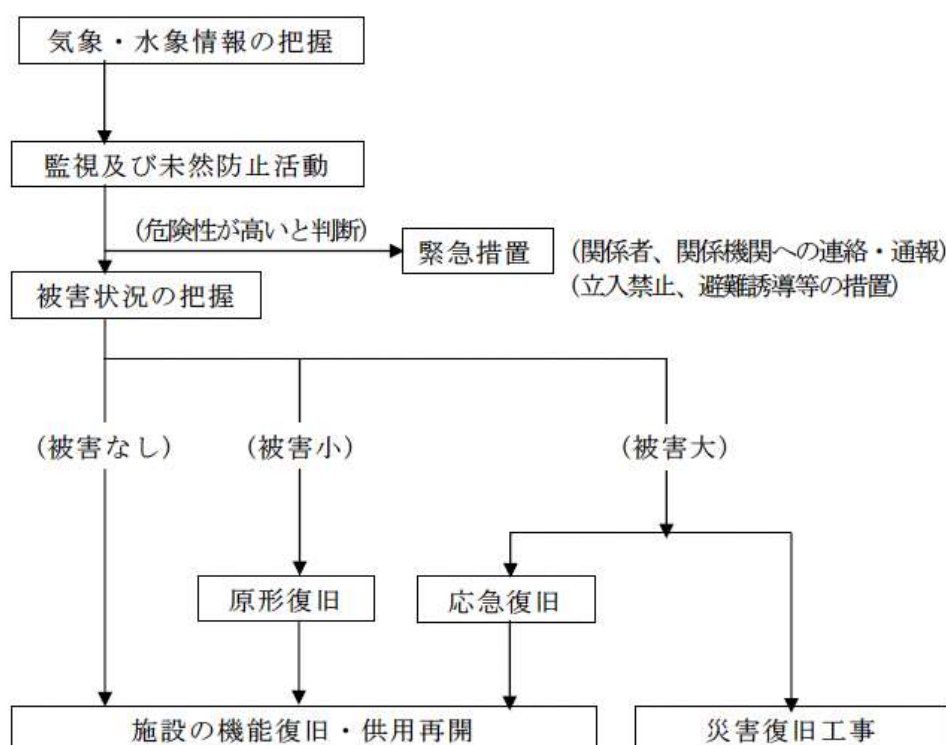
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等
県	市	県管理施設の被害情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市 県	- パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 - 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 - 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	- パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 - 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険判定を速やかに実施する。 - パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 - 災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
県	- 専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 - パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 - 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	- 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 - パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 - 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し、必要台数を確保する。	県 他関係機関 建設業協会等
県	- 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により、排水対策を行う。 - 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し、必要台数を確保する。	北陸農政局 市 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	- 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 - 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し、必要台数を確保する。	市 県 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 - 通行が危険な道路については、県、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。	県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	- 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 - 通行が危険な道路については、県、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。	市 県 他関係機関 建設業協会等

5 避難誘導等の措置基準

- (1) 避難指示等の発出は、「第2章第42節 避難体制の整備」の避難指示発出基準一覧に準じて行う。
- (2) 各施設管理者は、施設の点検及び監視の結果危険と認められる場合は、速やかに市及び関係機関等へ連絡を行い、各関係機関と連携の下、適切な避難誘導を実施する。
- (3) 要配慮者に対する配慮
要配慮者の避難誘導については、「第3章第7節 3-18 要配慮者の応急対策」に準じて行う。

3-35 農林水産業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により農林水産業施設に被害を受けた場合は、各施設所有者・管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図るものとする。

ア 各主体の責務

(ア) 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

- ① 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心掛ける。
- ② 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。
- ③ 施設の管理について、一貫した管理体制がとれるような体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- ④ 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

(イ) 関係団体の責務

- ① 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

② 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

③ 新潟県農業協同組合中央会

(a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

(b) 農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ報告する。

④ 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により、農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

⑤ 森林組合・木材組合

(a) 市、県地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、県地域振興局へ報告する。

(b) 市、県地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

⑥ 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

県からの要請により、林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

⑦ 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に協力し、把握する。

⑧ 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

県からの要請により、水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。

(ウ) 市

① 関係団体の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

② 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

③ 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講ずるとともに、関係者等への指導を行う。

(エ) 県

① 地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により、被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

② 地域振興局等は、必要に応じ市及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

③ 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-35 農林水産業応急対策

把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

- ④ 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

イ 活動調整

市災害対策本部(産業部)、県災害対策本部

(2) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

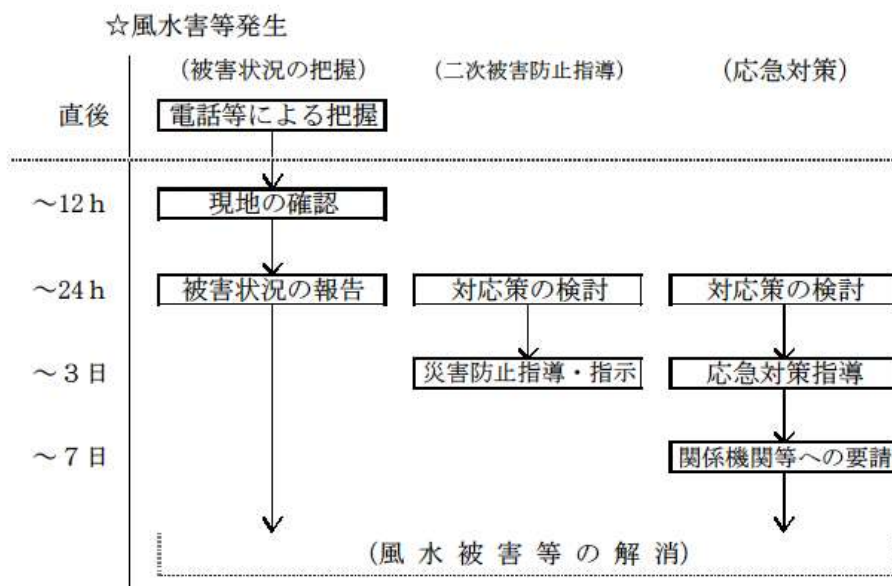
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
地域振興局	県災害対策本部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	地域振興局	応急対策等の内容
地域振興局	市	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては、併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、地域振興局農林水産振興部（以下「地域振興局」という。）に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県（地域振興局）	・市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	・県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。	

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・農業用施設の被害状況により、必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 1 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県（地域振興局）	・農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 消雪促進のための措置 7 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	・被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-35 農林水産業応急対策

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合	・市等と連絡を取りながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、 農業共済組合
県	・市等の協力を得ながら、南魚沼振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 県農業共済組合、 公益社団法人新潟県畜産協会、 公益社団法人新潟県獣医師会

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合	・市からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	・家畜飼養者、農業協同組合等により下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、 農業共済組合
県	・二次災害防止及び応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関及び団体への協力要請	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 県農業共済組合、 公益社団法人新潟県畜産協会、 公益社団法人新潟県獣医師会

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-35 農林水産業応急対策

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県と連絡を取りながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	
県	・ 市の協力を得ながら、下記の応急対策を講ずる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・ 死亡家畜の受入れ体制確保 ・ 死亡家畜の埋却許可 ・ 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・ 家畜廃用認定 ・ 家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・ 家畜飼養者に対する衛生指導 ・ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・ 家畜伝染病予防接種体制の確保 3 動物用医薬品及び飼料等の供給 ・ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、県食 肉衛生検査センタ ー、県農業共済組 合 県家畜商協同組合 農業協同組合、農 業共済組合、公益 社団法人新潟県畜 産協会、公益法人 新潟県獣医師会 県動物薬品器材協 会、公益法人新潟 県獣医師会 全農県本部、県酪 農業協同組合連合 会、飼料卸商組 合、公益法人新潟 県獣医師会

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・ 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 ・ 近隣の生産者等は、県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	・ 市、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・ 市、県地域振興局等と連絡を取りながら、情報を収集する。	市、県地域振興局
市	・ 県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 ・ 関係団体と連絡を取りながら、被害状況を収集する。	関係団体、 県地域振興局
県地域振興局	・ 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 ・ 市及び関係団体と連絡を取りながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県	・ 各地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。 ・ 必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。	市、関係団体

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-35 農林水産業応急対策

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	・市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	・市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県地域振興局
市	・緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置	県地域振興局等
県地域振興局	・市に対し、二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	
県	・県地域機関等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	県地域振興局 関係機関
関係団体、市、 県地域振興局	・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講ずるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について、関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 ・被害状況を県に報告する。	漁業協同組合等
県	・市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 ・被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・流出した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請する。 ・油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、回収、無害化措置と関係機関への協力要請をする。	漁業協同組合

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-36 商工観光業応急対策

	・養殖魚越冬施設の損壊や養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。 ・融雪水等による流出した流木等、漂流物の早期回収措置を図る。	
県	・油拡散防止措置等に対して、協力要請を受けたときは、関係機関と連絡を取りながら、必要な措置を講ずる。	漁業協同組合連合会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市及び県	・水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の増養殖施設の避難又は取水方法の改善を図る。 ・応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。 ・生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。 ・土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。	漁業協同組合連合会
県	・施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

5 市における農林水産業応急対策

(1) 農林水産業の被害情報収集及び被害対応

担当窓口は農林課とし、各関係機関等を通じて被害状況を収集する。

(2) 応急対策用資機材の供給・確保計画

市及び南魚沼地域振興局、農業関係団体等は相互に連携し、応急対策用資材の円滑な供給・確保を行う。また、県農林水産部は、被害状況により必要があると認めた場合、関係機関に協力を要請する。

3-36 商工観光業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 事業所等の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講ずる。

(イ) 商工観光団体の責務

- ① 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- ② 商工会は、被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- ③ 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

(ウ) 市の責務

- ① 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、

被害状況を把握する。

- ② 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- ③ 行政等の支援策について、被災中小企業者等に周知する。
- ④ 報道機関等に対し、事業所の稼動状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

(エ) 県の責務

- ① 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- ② 商工観光団体、主要事業所等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- ③ 市を通じ、中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。
- ④ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- ⑤ 必要な関係機関に対し、被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- ⑥ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- ⑦ 報道機関等に対し、事業所の稼動状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ ⑤～⑦は被災状況により対応

2 情報の流れ

(1) 被災地から

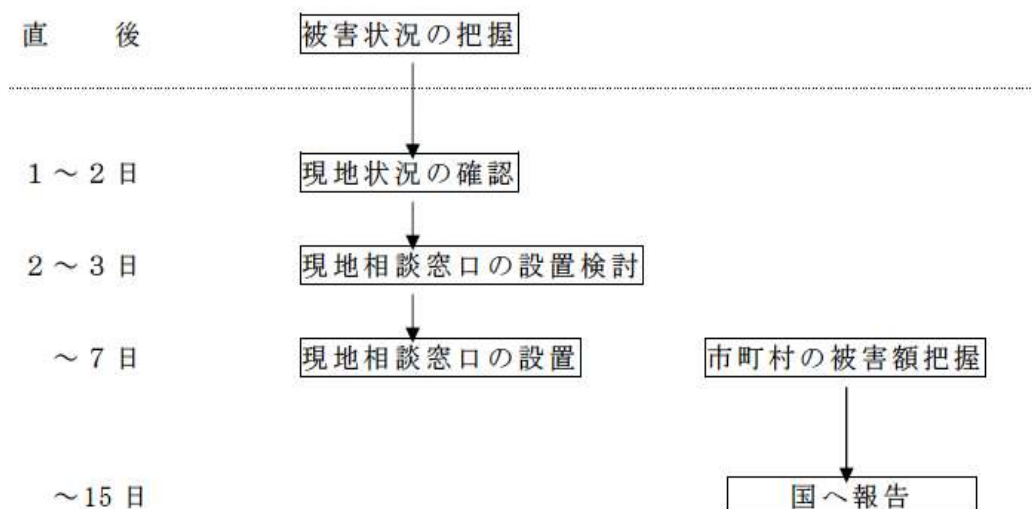
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
商工会等、商工観光団体	市・県	被害状況
地場産地企業、産地組合	市・県	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗	市・県	被害状況
工業団地等進出企業	市・県	被害状況
観光施設	市・県	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	事業所等	現地相談窓口の設置、支援策
県	市・商工観光団体	被害状況、現地相談窓口の設置、支援策
商工観光団体	事業所等	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市内の商工観光業の被災状況を調査し、県に報告する。	事業所等、 商工観光団体
県	・県産業労働部各課は、所管する商工観光団体、主要事業所、観光施設等から被災状況を聴取する。 ・技術支援センターは、支援事業所等の被災状況を確認する。 ・市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 ・国に被害状況を報告する。	事業所等、 商工観光団体 市

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関、機械メーカー、輸送業者、 商工観光団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構、 市、商工会、 新潟県信用保証協会、 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・被災地域及び被災状況について、適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

5 市における商工観光業応急対策

- (1) 商工観光業等の被害状況調査
担当窓口は商工観光課とし、商工会・観光協会等を通じて被害状況を収集する。
- (2) 被災中小企業者現地相談窓口の設置
被害が甚大で必要と認めるときは、現地相談窓口を設置して被災中小企業者の相談にあたるものとする。

3-37 ボランティアの受入れ計画

1 計画の方針

- (1) 基本方針
災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）と連携し、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。
- ア 各主体の責務
 - (ア) 市社会福祉協議会の責務
 - ① 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。
 - ② ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。
 - ③ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。
 - (イ) 市の責務
 - ① ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。
 - ② 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
 - (ウ) ボランティアセンターの責務
 - ① ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。
 - ② 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
 - ③ 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。
 - ④ ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
 - ⑤ その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。
 - (エ) 県支援センターの責務
 - ① 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、同センターの運営を行う。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-37 ボランティアの受入れ計画

② 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

(ウ) 新潟県社会福祉協議会の責務

- ① 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。
- ② 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について、調整を図るため職員を配置する。

(カ) 県の責務

- ① 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。
- ② 同センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。
- ③ 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

イ 活動調整

ボランティアセンター(市社会福祉協議会)、県支援センター

2 情報の流れ

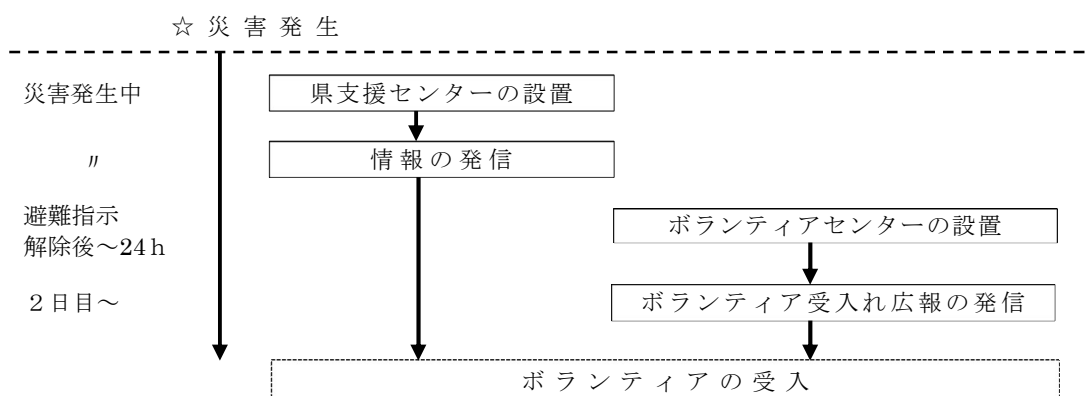
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、被災者	ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ
ボランティアセンター	市災害対策本部、県支援センター	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
市災害対策本部、県支援センター	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県災害対策本部	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等々のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	支援・協力予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	市災害対策本部、県支援センター	支援・協力予定情報
市災害対策本部、県支援センター	ボランティアセンター	支援・協力予定情報
ボランティアセンター	避難所、被災者	支援・協力予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
市社会福祉協議会	・ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
市	・ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	県内外の市町村等の行政機関
県支援センター	・ボランティアセンター運営に係る資機材調達の支援	国や他県などの行政機関
県社会福祉協議会	・ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
県内 NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	・ボランティアセンターに本構成団体会員等を派遣し運営を支援	構成団体

(2) 県支援センターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟県社会福祉協議会	・センターに職員を派遣し運営を支援 ・運営に係る補佐及び資金管理	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会
県	・センター運営に係る場所や資機材の提供 ・センターに職員を派遣し運営を統括	国や他県などの行政機関
日本赤十字新潟県支部	・センターに職員を派遣し運営を支援	他県の赤十字支部
新潟県共同募金会	・センターに職員を派遣し運営を支援	他県等の共同募金会

県内 NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・センターに職員を派遣し運営を支援	県内外の NPO 等
新潟県災害ボランティア調整会議	・調整会議の活動に係る県災害ボランティア基金の活用	構成団体

5 ボランティアセンターの設置計画

- (1) 市社会福祉協議会は、市災害対策本部と連携の取りやすい場所を確保し、ボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターは、相当の広さを有し、かつ電話や情報端末機器が設置可能な場所とする。

- (2) 災害の規模・発生場所等を考慮し、現地対策本部が設置された場所は、現地対策本部と協議の上、現地対策本部近くに設置することができるものとする。

- (3) ボランティアセンターの運営担当・責任者

様々なボランティアに対応できるよう、相当の知識と経験を有する者を運営担当者に充て、市社会福祉協議会事務局長が責任者となる。

- (4) 情報の共有

ア 市災害対策本部と連携し、ボランティア需要や供給予定情報を共有する。

イ 県災害ボランティアセンター等と連携し、被災者のニーズに応えられるボランティアを募集するよう各マスメディア等を通じて広報する。

- (5) ボランティアセンターの活動内容

ボランティアセンターは、ボランティア活動のコーディネート(調整)等に必要な次の活動を行う。

ア ボランティア需要の把握

イ ボランティアの受入情報の発信

ウ ボランティアの受付及び登録

エ ボランティア派遣希望の受付

オ ボランティア派遣調整

カ ボランティア活動情報の集約及び管理

キ ボランティア活動保険加入業務

ク その他ボランティア活動及びボランティアセンターの運営に必要な業務

- (6) ボランティアの区分

ボランティアの区分は、次のとおりとし、各ボランティアを必要とする被災地域、避難所、被災者等に派遣するものとする。

ア 職能による区分

- (ア) 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報等を提供するボランティア

- (イ) 専門ボランティア

医師や看護婦、被災建築物の応急危険度判定士、障がい者や外国人等に対

する専門的な知識や技能を活用するボランティア。また、必要物資等の提供企業も含むものとする。

イ 所属による区分

(ア) 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

(イ) 団体ボランティア

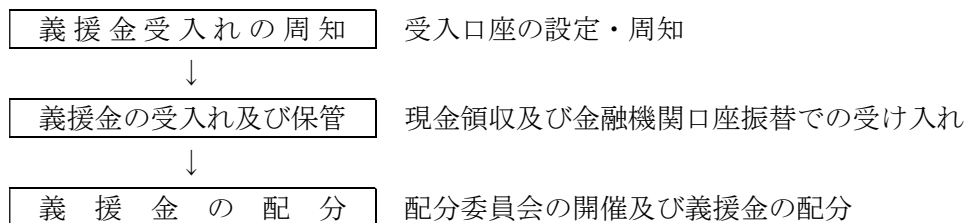
何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

3-38 義援金の受入れ・配分計画

1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市及び県は、義援金の受入れについて、一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

ア 一般からの義援金の受入窓口は、総務部とする。

(2) 現金の受入れ

ア 一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、受入口座に入金する。

5 義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

市災害対策本部は、市、県、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、

配分を決定する。

(2) 義援金配分委員の選任

配分委員会の委員は、市、日本赤十字社南魚沼分区、新潟県共同募金会南魚沼市支会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政区長代表、市議会議員等の中から選任する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

3-39 義援物資対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が要請した真に必要なもの以外は原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかけることとする。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

- ・避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。
- ・早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- ・NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(イ) 県の責務

- ・避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- ・インターネット、マスコミ等により、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

イ 活動の調整

市災害対策本部(総務部)、県災害対策本部(食料物資部)

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難者、避難所、NPO、ボランティア	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
	協定先事業所、団体	調達要請
	住民	物資取扱方針
県	協定先事業所、団体	調達要請
	住民	物資取扱方針

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-39 義援物資対策

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	避難者、避難所、NPO、ボランティア	供給情報
県	市	供給予定情報

3 業務の体系

直後 ～6時間後	☆風水害発生 (提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
	物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1日目以降	物資受入方針に基づく 電話対応	被災地ニーズ、要求、調達情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本部 縮小時期	電話対応(申出のお 礼、受入停止の説明)	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部 県災害対策本部	- 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 - 配送等にかかる道路・交通情報の把握	提供申出者、NPO、ボランティア

(2) 情報発信

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部 県災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 ・被災地ニーズ ・被災地情報 ・市・県の受入れ方針等をいち早く、ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部 県災害対策本部	被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知る。	提供申出者

(4) 県で受入れをする場合の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、県備蓄物資保管場所等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配付する。	

(5) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配布する。	
県	・県へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する。	
トラック協会	・県からの要請に基づき物資を輸送する。	

5 義援物資の受入れ

市は、次により義援物資を受け入れる。

(1) 受入窓口

ア 一般からの受入窓口は、総務部とする。

3-40 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

1 実施担当部

市における実施担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付）

部	担 当 内 容
総務部	被災者・被災事業者に行う情報提供に関すること。
市民生活部	災害住民相談の実施に関すること。

2 広報紙（チラシ）による再建支援情報の提供

総務部は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、臨時の広報紙（チラシ）等を発行して被災者・被災事業者に情報提供を行う。

3 被災住民への相談の実施

- (1) 被災者が各種の相談を身近に受けられるよう、市は、県、防災関係機関、関係事業者等の協力を得て災害住民相談を実施する。
- (2) 相談体制は災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。
- (3) 相談の場に足を運びにくい高齢者や障がい者に配慮し、必要に応じて避難所等への巡回相談を実施する。

被災住民との相談項目の例

生活相談（福祉事務所、社会福祉協議会等）
電気・電話相談（電力・電話会社）
健康・保健相談（南魚沼地域振興局健康福祉環境部等）
教育相談（教育委員会、教育事務所）
商工・金融相談（JA、郵便局、商工会等）
農林水産相談（JA、漁協、県事務所等）
税務相談（税務署等）
住宅相談（市）
職業・社会保険相談（公共職業安定所、社会保険事務所）

4 各種申請の巡回受付

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、租税の減免等）の便宜を図るため、市は、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

3-41 り災証明書・被災証明書の発行

1 実施担当部

市における実施担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（り災証明書・被災証明書の発行）

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
3-41 リ災証明書・被災証明書の発行

部	担 当 内 容
市民生活部	建物の被害に係るり災証明書の発行に関すること。
総務部	建物以外の被害に係る被災証明書の発行に関すること。

2 リ災証明書・被災証明書の発行

り災証明書及び被災証明書は、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に必要とされることから、市は、り災者台帳を基に、住民から申請があった場合、り災証明書及び被災証明書を発行する。

3 リ災証明書・被災証明書の範囲

証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

(1) 住宅・住宅以外の建物の被害

- ア 全壊・全焼
- イ 流出
- ウ 半壊・半焼
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

(3) その他の物的被害

4 その他

必要な場合、避難所等でも申請を受け付けることのできる体制をとる。

〈資料編-参照〉

様式9 リ災者台帳

様式10 リ災証明書

4-1 避難所外避難者の支援計画

4-1 避難所外避難者の支援計画

1 計画の方針

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群の予防方法を周知する。

(1) 基本方針

「避難所外避難者」とは、市があらかじめ指定した指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

ア 各主体の責務

(ア) 避難所外避難者は、市、消防、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

(イ) 市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるように努めることとする。

(ウ) 県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

(エ) 民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の要配慮者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

イ 達成目標

避難所外避難者の状況は、避難開始後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(3) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するように誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
避難所外避難者		市災害対策本部	避難所外避難者の状況
市災害対策本部		県災害対策本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部		関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部		市災害対策本部	避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部		避難所外避難者	避難所外避難者の支援に関する情報

3 業務の体系

避難所外避難者の状況調査



必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（地震発生後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	行政区等
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（地震発生後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） ・食糧・物資の供給 ・避難者の健康管理、健康指導	行政区、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター、NPO
県	市に対する支援（物資提供等）	協定県など

5 市の業務

(1) 車中泊避難者・指定外避難所の状況調査

避難者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難する。このように指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、行政区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(2) 車中泊避難者・指定外避難所への支援

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど）

イ 食料・物資の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

エ カーラジオ（FMラジオ等）を利用した情報の提供

(3) エコノミークラス症候群の予防

中越大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控えたことなどから、エコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、下記を避難者に呼びかける。

ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ 十分にこまめに水分を取る。

ウ アルコールを控える。できれば禁煙する。

エ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。

オ かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもむ。

カ 眠るときは足をあげる。

4-2 児童生徒に対する心のケア対策計画

(4) 排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排気ガスの車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

4-2 児童生徒に対する心のケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について、迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(イ) 県の責務

① 災害発生直後から、こころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

② 被災市町村の学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。

③ 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(ウ) 中越教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

(エ) 学校の責務

① 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

② カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

③ 教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施

イ 活動の調整

市教育委員会、県教育委員会

(2) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配布

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
4-2 児童生徒に対する心のケア対策計画

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
学校	県教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒、実施児童生徒数及び個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市教育委員会	学校	カウンセリング実施日 説明会実施日
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系

派遣計画の作成と説明会資料作成



説明会の実施



こころの健康調査の実施とスクリーニング



カウンセラー派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付及び実態把握	
県	こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

5 市の業務

- (1) 市における児童生徒に対するこころのケア対策担当部は、次のとおりとする。

実施担当部（児童生徒に対するこころのケア対策）

部	担 当 内 容
福祉保健部	保育園児童に対するこころのケアに関すること。
教育部	幼稚園・小中学校児童・生徒に対するこころのケアに関すること。

- (2) こころのケアチームの派遣支援要請

市は、被災者が多く、こころのケア対策に当たる人員が確保できない場合、必要に応じて県にこころのケアチーム派遣等の支援要請を行う。

- (3) 被災した児童生徒の対応にあたる教職員のこころの健康の保持・増進に努める。

(4) こころのケアが必要な児童生徒等の把握方法

市は、精神科病院で診療を受けている児童生徒等、災害により症状の悪化が予想されるこころのケアが必要な児童生徒等を、学校等を通じて事前に把握しておき、災害時に備えておくよう努める。

4-3 入浴対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

ア 各主体の責務

(ア) 住民及び事業所・団体等の責務

被災を免れた入浴施設管理者並びに温泉組合及び旅館組合等は、市の要請する施設開放に積極的に協力する。

(イ) 市の責務

① 市が指定する入浴施設等の被災状況を把握し、被災を免れた使用可能な入浴施設管理者に対し、施設の開放を要請する。

公共的入浴施設については、資料編に指定する。

② 必要に応じ入浴施設を有する他市町村に対し、入浴施設開放等の協力を要請する。

③ 必要に応じ県に対し、入浴施設の提供や広域的な応援協力を要請する。

(ウ) 県の責務

① 自衛隊に対し、入浴支援を要請する。

② 県内市町村及び隣接県への協力を要請する。

③ 新潟県生活衛生同業組合連合会等事業者団体への協力を要請する。

イ 活動の調整

市災害対策本部(福祉保健部)、 県災害対策本部

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保 (市)

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保 (市、県)

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底 (市、県)

エ 乳幼児に対する配慮

(ア) 沐浴に必要な物品の確保

(イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(3) 積雪期の対応

冬期間は、特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

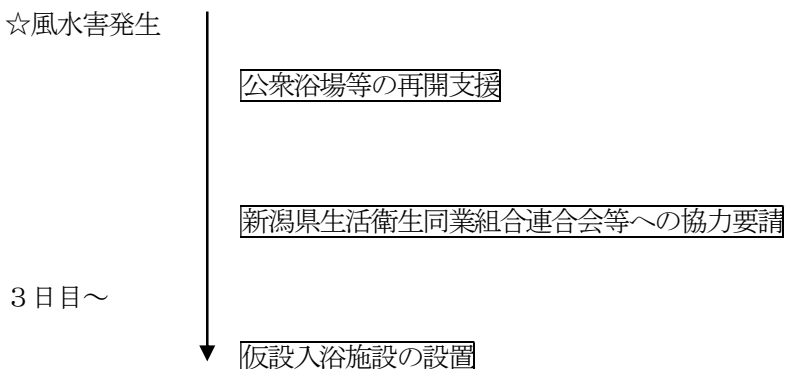
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 新潟県生活衛生同業組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報
県	市	入浴施設確保情報

3 業務の体系

☆風水害発生



4 業務の内容

(1) 入浴施設の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 業務再開可能な入浴施設等に対して、給水やボイラー燃料等を計画的に供給支援することに努め、入浴環境を確保する。また、必要により市関係機関及び協定市等や周辺自治体等に供給支援を要請する。 - 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保するため、ボランティア、バス・タクシー事業者や鉄道事業者等に応援を要請する。 - 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合への協力要請を行う。また、併せてバスによる送迎等交通手段の確保についても、協力を要請する。 - 市内のバス・タクシー事業者や鉄道事業者等に依頼するとともに、市所有のバス等を利用し、交通手段の確保を行う。 - 市内での入浴施設の確保が困難な場合は、県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等 バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者等

4-4 愛玩動物の保護対策

県	・市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	旅館組合新潟県生活衛生同業組合連合会等
---	---	---------------------

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災対本部
県	・市の要請により、自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により、避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

4-4 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、人的な支援を最優先しながら、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体に対して支援を要請し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

ア 各主体の責務

(ア) 飼い主の責務

- ① 災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
- ② 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(イ) 市の役割

- ① ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。
- ② 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- ③ 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

(ウ) 県の役割

- ① ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- ② 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- ③ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- ④ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。
- ⑤ 避難所において、動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

- ⑥ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- ⑦ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

(イ) 公益社団法人新潟県獣医師会の責務

- ① 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- ② 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急輸送体制を配備し、発災直後の市・県からの要請に備える。

(オ) (社)新潟県動物愛護協会の責務

- ① 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- ② 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより、被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

(カ) 動物救済本部の責務

- ① ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう、市の災害対策本部に物資を提供する。
- ② 動物の保護
市及び県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物及び被災地に残された動物の保護を行う。
- ③ 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- ④ 動物の一時預かり
被災のため、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
- ⑤ 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
- ⑥ 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- ⑦ 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- ⑧ ボランティア及び募金の受付・調整・運営
ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

イ 活動調整

県災害対策本部（保健医療教育部）、市災害対策本部

ウ 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
4-4 愛玩動物の保護対策

2 情報の流れ

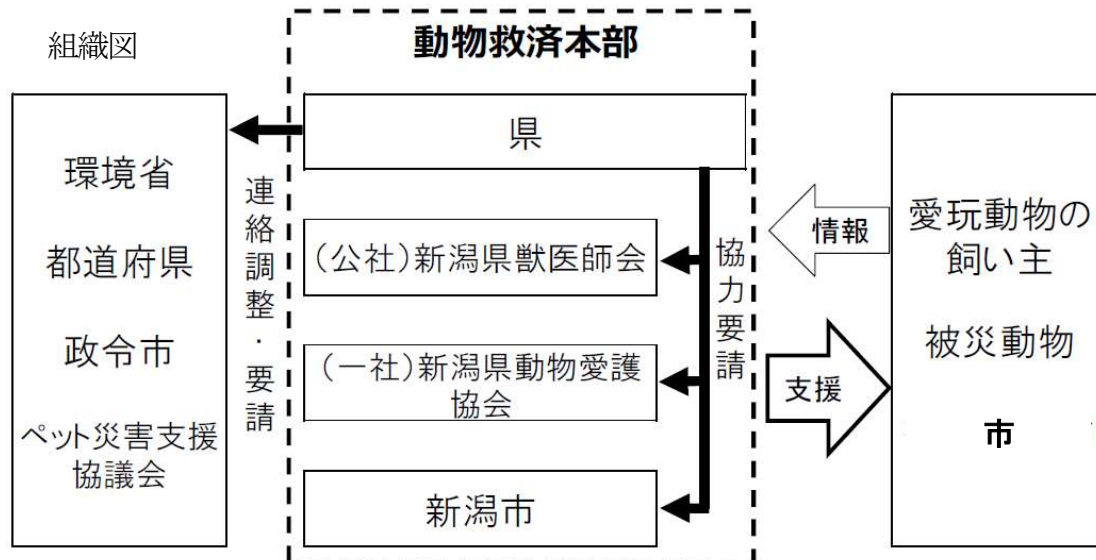
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災対本部	・ペット同行避難者の状況 ・被災者ニーズ
市災対本部	県・動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	市災対本部	ペット関連の支援内容
市災対本部	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

3 業務の体系



☆風水害発生

	市	県・動物救済本部
～1日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認 負傷動物等の保護
～3日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設 動物救済本部の設置
～7日		避難所での動物飼育支援 物資提供 ペットの一時預かり
～2月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
4-4 愛玩動物の保護対策

4 業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	- 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する - 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市
市	- 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 - 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 - 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 - 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 - 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	県 動物救済本部
県	- 危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 - 負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 - 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や、県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する - 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 - 環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省
新潟県獣医師会	- 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 - 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	- 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 - 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する	
動物救済本部	- 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 - 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 - 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 - 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 - 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 - 被災動物の健康管理支援を行う。 - 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 - ボランティアの受付、調整を行う。	

4-5 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間住宅の借上げを含む。）を設置し、被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

ア 市の責務

(ア) 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

(イ) 応急仮設住宅の建設地を以下の基準を基に選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

①敷地は、原則として被災地周辺の公園、広場等の公有地を優先する。

②敷地は、飲料水が得やすく、保健衛生上支障のない場所を選定する。

③被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討し、適地を選定する。

(ウ) 県から委任を受けて応急修理業務を行う。

(エ) 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

イ 県の責務

(ア) 応急仮設住宅を設置し、避難者に供与する。

(イ) 県から委任を受け、市が実施する応急修理の事務を補助する。

(ウ) 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

(エ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあつては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために公営住宅等の確保に努める。

(3) 積雪期における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

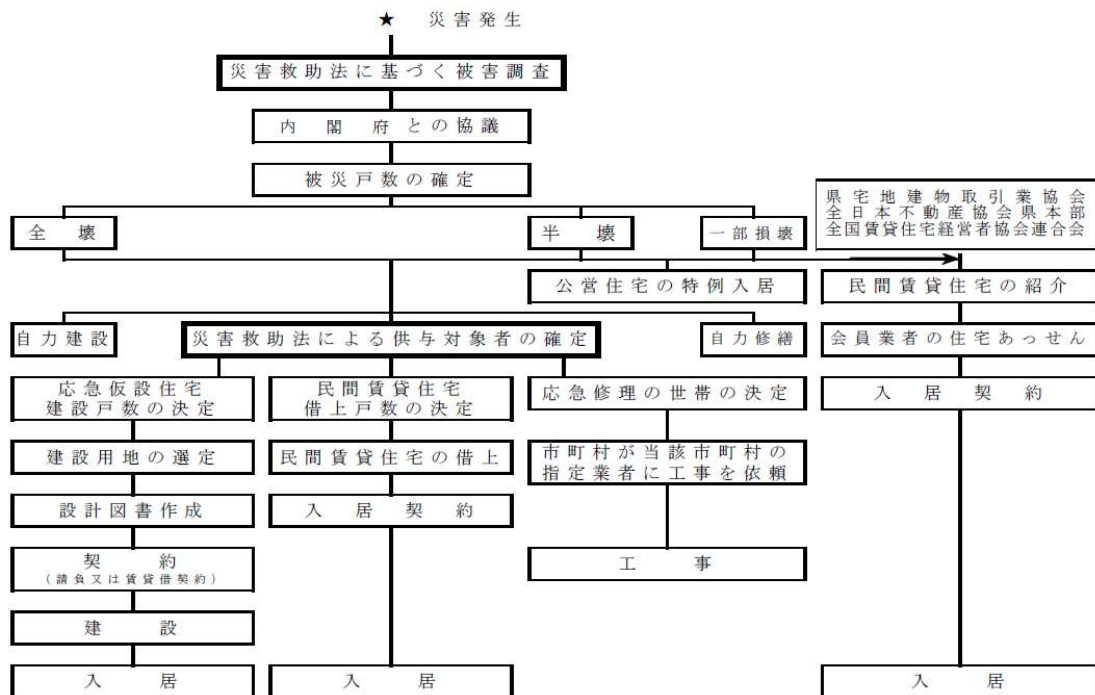
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
4-5 応急住宅対策

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続 応急修理の申込み手続
市・県	被災者	応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要 公営住宅等の空家情報
県	市	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途に確定） ア 住宅及び宅地の被害状況 イ 被災地における住民の動向 ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望	県
県	災害のため家屋に損害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 ア 市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） イ 市の住宅に関する要望事項 ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項	市

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 建設候補地の選定 ア 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議しておく。 イ 建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 (2) 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ア 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者 (イ) 居住する住家がない者 (ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者 イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。	

県	1 建設による供与 (1) 建設の方針 ア 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ 建物の規模及び費用 (ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 (イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から 2 カ月以内を目途とする。 エ 二次災害への配慮 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 (2) 応急仮設住宅の建設方法 ア 知事は、協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。 イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 (3) 協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 (4) 入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。 2 民間賃貸住宅借上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準ずる。 ただし、入居にかかる敷金・家賃は無料で供与するが、共益費・駐車場使用料・公共料金等は入居者負担とする。	市 （一社）プレハブ建築協会 （一社）新潟県建設業協会 市 （公社）新潟県宅地建物取引業協会 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
---	--	---

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
4-5 応急住宅対策

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得制限等の要件なし） 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 (2) 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとする。 (3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等による定める基準の範囲内とする。 (4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。 (5) 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続」を参照 (6) 制度の広報 広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

風水害等対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害発生時における対応
4-5 応急住宅対策

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対 策	協力依頼先
市 県	ア 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。) イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 ウ 県は、災害発生から3日以内を目途に提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、斡旋に努める。	都道府県 近隣市町村

(5) 民間賃貸住宅の紹介・斡旋

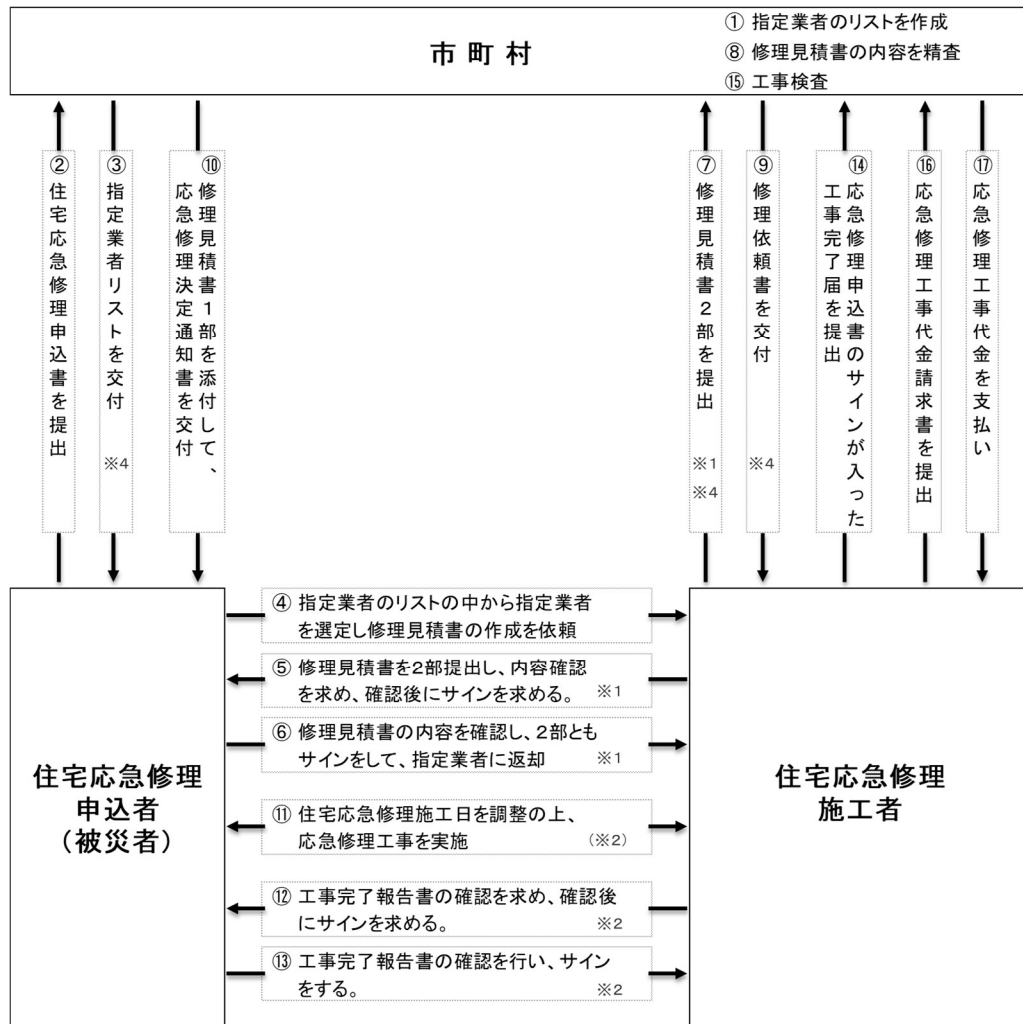
実施主体	対 策	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公社)新潟県宅地建物取引業協会	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員
(公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)全日本不動産協会新潟県本部会員
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

(6) 住宅建設資材の斡旋

実施主体	対 策	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して、木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給斡旋を行う。	新潟木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸、隣接県

5 市における応急住宅対策

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定担当窓口は、都市計画課とする。



※1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 ⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。

※3 ⑯の応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別業とすること。

※4 市町村の判断により、「③指定業者リストを交付」の段階で「⑨修理依頼書を交付」し、後日、「⑦修理見積書2部を提出」とすることもできる。

4-6 災害救助法による救助

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、市は速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

ア 各主体の責務

(ア) 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

(イ) 県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

(ウ) 日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力する。

イ 活動の調整

市災害対策本部（総務部）、県災害対策本部

(2) 積雪期の対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(3) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合に避難先において必要な応急援助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

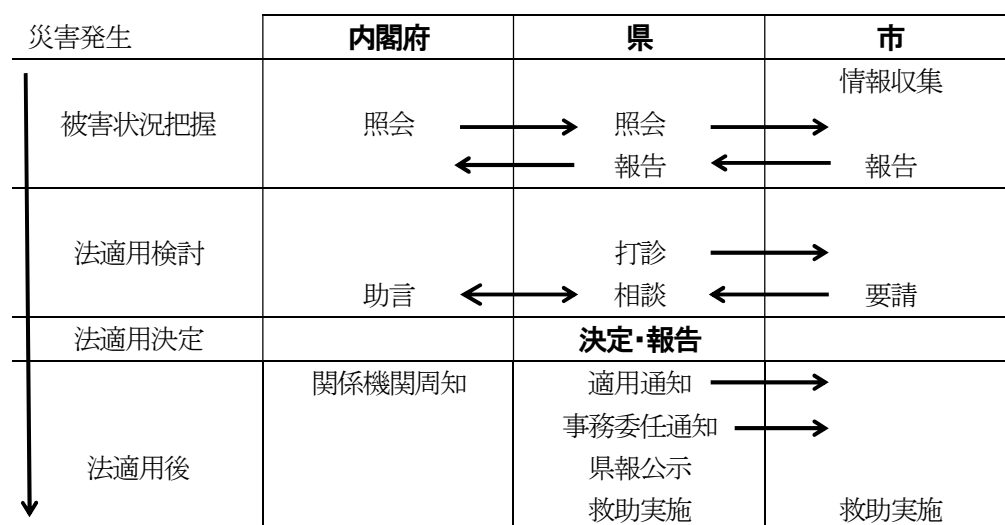
(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
被災者		市	被害情報、被災者のニーズ
市		県	被害情報、法適用の要請
県		国	被害情報、法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市		被災者	法適用決定
国		県	法適用に際しての技術的助言
県		市	法適用決定、救助事務の委任

3 業務の体系（フロー図）



4 災害救助法の適用

- (1) 知事は、市内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第2条）
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第30条第1項、県法施行細則第17条）
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（法第30条第2項、県法施行細則第17条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。（県法施行細則第3条）

5 災害救助法の適用基準

- (1) 基準の内容
法による救助は次により行う。
ア 適用単位は、市の区域単位とする。
イ 同一災害によることを原則とする。
例外として
(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
(イ) 時間的に接近して、市内の別地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は、法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が、市の人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の世帯数以上であるとき。(80世帯以上)

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。(40世帯以上)

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

6 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、市地域防災計画及び市災害救助条例に定める。

(2) 市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）に定める適用基準に該当し、県条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

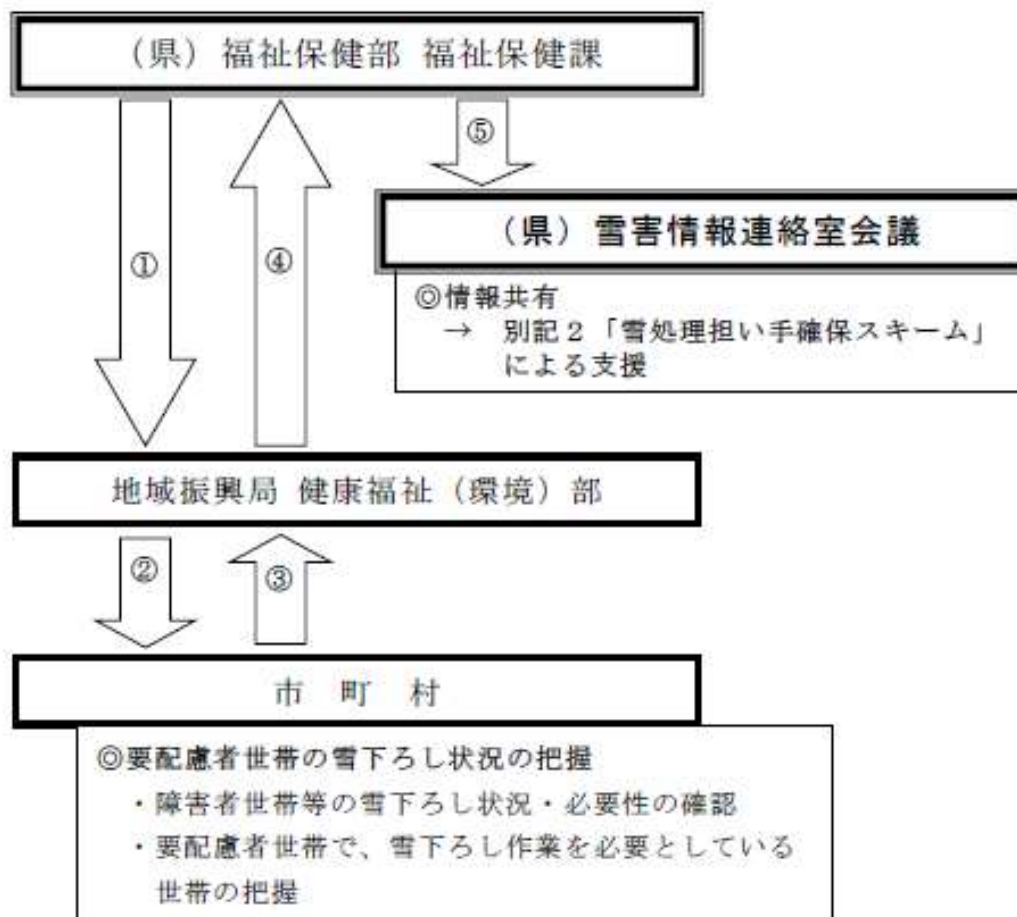
(3) 県条例適用基準

ア 市の人口に応じて、県条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合（30世帯以上）

イ 知事が特に必要と認めた場合

(別記1)

豪雪対応における要配慮者の状況把握



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

(いつ、何人の人手が必要か)

⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

↓

別記2「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

